

令和3年第1回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
令和3年1月26日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
議会運営委員長報告について	9
会議録署名議員の指名について	10
議案の上程について	10
市長の提案理由の説明	10
報告について	17

令和3年第2回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	19
付議事件並びに結果	20
令和3年2月24日	
出席及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により出席した者	24
本議会に出席した事務局職員	24
議事日程	24
諸般の報告について	25
議会運営委員長報告について	27
会議録署名議員の指名について	28
議案の上程について	28
市長の提案理由の説明	29
令和3年2月26日	
出席及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により出席した者	38
本議会に出席した事務局職員	38
議事日程	38
議案質疑について（議案第2号～議案第4号）	39
（議案第5号～議案第11号）	40
（議案第12号～議案第15号）	43
（議案第16号～議案第18号）	44
（議案第19号～議案第22号）	49
令和3年3月2日	
出席及び欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により出席した者	52
本議会に出席した事務局職員	52
議事日程	52
一般質問について	54
緒方 寿光 議員	54

三小田一美 議員	67
今村 智子 議員	81
新谷信次郎 議員	90
矢ヶ部広巳 議員	99

令和3年3月3日

出席及び欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により出席した者	112
本議会に出席した事務局職員	112
議事日程	112
一般質問について	113
高田千壽輝 議員	113
橋本 憲之 議員	120
菊次 太丸 議員	132
白谷 義隆 議員	142

令和3年3月15日

出席及び欠席議員	157
地方自治法第121条の規定により出席した者	158
本議会に出席した事務局職員	158
議事日程	158
議会運営委員長報告について	159
各委員長報告について	160
総務委員長報告について	160
建設経済委員長報告について	161
教育民生委員長報告について	163
予算審査特別委員長報告について	164
議案の上程について	170
市長の提案理由の説明	170
議員提出議案の提案理由の説明	171
報告について	173
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	174

第 1 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
1 月 2 6 日	火	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第1回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について	3.1.26	原案可決

報 告

報 告 第 1 号	専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 2 号	専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 3 号	専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 4 号	専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 5 号	専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 6 号	専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告
報 告 第 7 号	専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）	3.1.26	報 告

柳川市議会第1回臨時会会議録

令和3年1月26日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次										
副	市長	酒	見	勇	次										
教	育	長	沖		毅										
総	務	部	長	平	田	敬	介								
会	計	管	理	者	白	谷	通	孝							
市	民	部	長	椛	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男						
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	部	長	松	藤	敏	彦								
財	政	課	長	田	中	勝	裕								
福	祉	課	長	内	田	猛									
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋							
建	設	課	長	中	村	正	光								
商	工	・	ブ	ラ	ン	ド	振	興	課	長	古	賀	和	明	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第1号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第9号)について

日程(4) 報告について

報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第2号 専決処分の報告について(専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第3号 専決処分の報告について(専決第3号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第4号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）

報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）

報告第6号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）

報告第7号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第1回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第1回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る1月21日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第1号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございません

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番佐々木創主議員及び13番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第1号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、今回御提案いたします議案第1号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,094千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43,003,897千円としようとするものであり、新型コロナウイルス感染症緊急対策第8弾を主とする補正予算であります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款．総務費は2,723千円を増額補正しております。

内容としましては、市庁舎の感染防止対策及び市税等の納付キャッシュレス化に係る経費を計上するものです。

3款．民生費は52,457千円を増額補正しております。

内容としましては、保育所・幼稚園等従事者への慰労金、高齢者福祉施設、障がい者入所施設等での感染防止対策に対する支援金などを計上しております。

4款．衛生費は133,318千円を増額補正しております。

内容としましては、医療機関等の感染防止対策に対する支援金のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務委託料、ワクチン接種委託料などを計上しております。

7款．商工費では22,500千円を増額補正しております。

内容としましては、おもてなしカード会の「やなぼ」を活用した地元消費拡大及び市民生活支援のための事業費を計上しております。

8款．土木費では128,000千円を増額補正しております。

内容としましては、国の補正予算を活用して、早急な対応が必要な幹線道路の路面補修に

係る経費を計上するものです。

9款．消防費では11,964千円を増額補正しております。

内容としましては、消防本部の感染防止対策として、消防署救急消毒室改善、救急出動時の感染防止用品の購入などに係る経費を計上するものです。

10款．教育費では16,132千円を増額補正しております。

内容としましては、市民文化会館、コミュニティ施設等の感染防止対策として、空気清浄機、サーモカメラ等の購入、トイレ改修に係る経費などを計上したほか、歴史民俗資料館の感染防止対策に対する支援金を計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款．国庫支出金では103,368千円を増額補正しております。

18款．繰入金では財政調整基金からの繰入れ135,726千円を増額補正しております。

21款．市債では道路長寿命化事業費128,000千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では道路維持補修費につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務委託料の追加を行っております。

第4表 地方債補正では道路長寿命化事業費について変更を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

ここで質疑をされる議員へ申し上げます。

質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

今回のこの補正予算について、議案第1号の15ページ、3款．民生費の1項．社会福祉費、

2目・高齢者福祉費の19節・負担金、補助及び交付金について質問いたします。

同じように、3款・民生費の障害者福祉費の負担金、補助及び交付金についても同様の内容について質問いたします。

質問の内容については、それぞれの感染防止対策支援金の内容について質問したいと思います。

支援金の対象施設については全員協議会等で説明がありますので、それは簡単に触れていただく程度でよろしいですけれども、先週、柳川市内の高齢者施設においてクラスターが発生しております。そういう状況に対応できるような支援金になるのかという点で、以下について質問いたします。

まず、支援金でどんな対策が可能なのかということについて質問したいと思います。

福祉課長（内田 猛君）

まず、支援金の内容でございますが、再度緊急事態宣言が出されるなど、長期化する感染防止対策に対応するため、昨年4月に実施した支援対策に引き続き、高齢者福祉施設・介護サービス事業所、障がい者（児）入所施設・障がい福祉サービス事業所へそれぞれ交付する2回目となる支援金でございます。前回と同様に、2つの支援金とも入所施設、それ以外の施設との区分によりまして一律の金額を設定しております。入所施設の場合、定員50人以上では300千円、50人未満の場合は200千円、入所施設以外の施設、いわゆる在宅系施設は150千円と、施設での必要なサービスの継続的な提供のため、マスク、手袋、消毒液など衛生用品購入や、飛沫防止、換気対策での資材・機器購入など、感染予防、拡大防止に関する経費の充用に、サービス事業を単位として事業所からの申請に基づき支援金としてそれぞれ交付しようとするものでございます。

先ほど支援金の対象ということでございますが、重ねて申し上げますが、施設、事業所での必要なサービスの継続的な提供のため、前回と同様、マスク、手袋、消毒液など衛生用品購入や、飛沫防止、換気対策での資材・機器購入など、感染予防、拡大防止対策が想定されているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

市内の高齢者施設でクラスターが発生しておりますけれども、施設に入所されている方、あるいはまたその御家族も大変不安、あるいは心配されているだろうと思います。当該施設だけではなくて、そのほかの高齢者、あるいは障がい者施設においても同様の状況じゃなかるうかと思えます。あるいはまたそれぞれの高齢者・障がい者施設に勤めておられる事業所の職員の方々も非常に緊張を強いられて、大変苦労されているだろうというふうに思えます。

そういう点で、今回の支援金がこれまでの対策以上に、感染を防止するための強化策が必要じゃないかというふうに思えます。

そういう点で、まず、今回、柳川市内で発生したクラスターの発生施設は支援金の対象であるのかということと、それと、支援金で感染拡大防止の強化対策を実施できるかという点で、例えば、最近はマスコミ等でも取り上げてありますけれども、血中の酸素濃度を測るパルスオキシメーター、あるいは出入口で出入りする入所者、あるいは従業員の方、あるいは出入りの業者の方の熱を測るサーマルカメラ、あるいは温度スクリーニングカメラ、それと、施設内の二酸化炭素濃度測定器、そういうものも感染防止のためにさらに必要ではないかということも出てきております。そういう感染拡大防止の強化対策ができるような支援金になっているのだろうかということ。

それともう一つは、行政のPCR検査、これは福岡県も各高齢者・障がい者施設に進めていますけれども、施設独自でPCR検査を行う、そういうことも可能なのでしょうか。

以上について質問いたします。

福祉課長（内田 猛君）

先ほど申されましたクラスターが発生した施設につきましても、必要なサービスを実施する施設、事業所でございます。支援金の対象となっております。感染拡大を防止するためにも対策を講じていただきたいと思いますと思っております。

また、感染拡大防止の強化対策といたしまして、マスク、手洗い、ソーシャルディスタンス、3密の回避など、これまでの対策に加え、施設内の共用スペースの消毒の徹底、利用者や従事者の日々の健康把握の徹底など、それらの対策が考えられますが、先ほど申されました機器につきましては、その施設、事業所での対策に必要な資材、機器の購入費用などに支援金を活用していただきたいと思いますと思っております。

また、介護及び障がいサービス分野ともに、入所施設の場合、県がPCR検査費用を支援しておりますが、入所施設以外の在宅系の施設、事業所は対象外となっているということから、行政検査以外に実施するPCR検査の費用の一部にも充当できるよう、今回の入所施設以外のサービス事業所への交付金額を前回の100千円から150千円に増額をしているものでございます。

以上でございます。

議長（藤丸正勝君）

新谷議員、これが3回目ですけど、10款の分はいいですかね。（「ああ、そうですね。2回目の中で」と呼ぶ者あり）これが3回目です。最後です。

5番（新谷信次郎君）

高齢者施設、障がい者施設への感染防止強化がより必要になっている段階だと思いますので、そのあたりについても、ぜひ行政のほうとしても、より厚い支援、あるいは点検等を行ってほしいと思います。

次に、議案第1号、27ページの10款、教育費のうち、7項、学校給食費、1目、給食運営

費の13節．委託料について、三橋共同調理場運営費、委託料、設計業務委託料が組み立てられています。この設計業務委託料の内容について、特に、その設計について、空調設備の種類、あるいは数、それと、施工時期についてお答えを願いたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

設計業務委託料につきまして御説明をいたします。

これにつきましては、具体的な空調の種類、数、施工時期等についての御質問でございますけれども、空調の種類、例えば、出力であるとか、壁かけ式、天井つり下げ式等がございますが、これをどうするか、こういうのを含めて、業者にこれから設計をしていただくための費用でございます。したがって、これにつきましては現段階で具体的に説明できる状況ではございません。

施工時期につきましては、令和3年度、できるだけ早い時期で、極力給食の提供に影響をしないような形で考えているところでございます。具体的な時期等につきましては、予算措置のこともございますので、財政担当と協議をしながら、令和3年度でということを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

次に、質疑される方。

17番（白谷義隆君）

私は議案第1号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第9号）の19ページのがんばる商店街やなぼ活用事業費の中の委託料、やなぼイベント委託料についてお尋ねをしたいと思います。

このやなぼイベント委託料の事業内容を教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

がんばる商店街やなぼ活用事業とは、協同組合柳川おもてなしカード会の加盟店で買物した場合、買物、税込み110円につき、通常1ポイントが付与されるところでございますけれども、これを5ポイント付与すると、そういう事業でございます。

議員からお尋ねの委託料につきましては、この5倍ポイント事業の効果を高めると、ということから、イベント期間中に加盟店5店舗で買物をした方を対象に、抽せんで「やなぼ」ポイントを贈呈する事業を委託するものでございます。贈呈するポイントは360万ポイント、当せん者総数は500人を予定しているところでございます。

事業費の内訳といたしましては、ポイント贈呈費として8,000千円、ポスター、チラシ等印刷費用として500千円を計上しているところでございます。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。例えば、幾ら以上で抽せんに参加できるのか。

それと、当せんには1等、2等というのがあるのか、あるとすれば、1等が金額として幾らなのか、幾らのポイントを付与されるのか、2等が幾らか、そこら辺も教えてください。

それと、1人の人が何回も抽せんができるのか。

それから、当せん者は500人という説明がありました。6月にも同じような事業がありましたが、そのときの抽せん参加者は何人だったのか、それと、当せん者は何人だったのかも教えてください。

それと、前はこの事業費は2,000千円でしたが、なぜ今回8,500千円と4倍以上の事業費になったのか。

それと、このように抽せんで高額な税金を投じながら射幸心をあおって消費意欲を刺激することが本当に経済対策と言えるのか。ただ単にばらまきとの感も否めませんが、このコロナ禍で困っている方々もおられます。そうした方に目を向けることも必要だと思いますが、考え方をお聞かせください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

まず、最低幾らぐらいの消費が要るのかということでございますけれども、基本的には110円で1ポイントということでございますので、最低の金額は110円ということになります。110円のお買物をすれば、まず、1店舗の加算にはできると。それで、そこを5店舗回っていただくということでございます。

それと、当せんの内容でございますけれども、基本的には1等、2等、3等というような形で計画をしております。今のところ1等が4万ポイント……（「金額で教えてください」と呼ぶ者あり）金額で50千円ということになります。2等で2万ポイント、3等で1万2,000ポイントで、4等、5等と、そういう……（「金額で言うて」と呼ぶ者あり）

すみません、再度申し上げます。1等で50千円、2等で25千円、3等で15千円、4等で10千円、5等で5千円と、そういうふうになっているところでございます。

6月のときの抽せん参加者につきましては、応募数は2,000通の応募がありまして、当せん者は500人ということでございます。

次に、なぜ4倍にしたかということでございますけれども、理由といたしましては、今、コロナ感染症の影響が長引いております。経営体力が非常に落ちている商店が多く見受けられるということ。それとまた、1月の緊急事態宣言によりまして市内消費が大きく落ち込むことが想定されると。そういったところで、一人でも、一つでも多く市内消費を喚起したいということで、今回4倍とさせていただいたところでございます。

最後に、白谷議員のほうからは、これはばらまきではないかと、そういうようなお話がございましたけれども、先ほど申しましたように、市内の商店の体力といったものが非常に落ちておりまして苦しい経営状態になっているといったことで、このやなぼ活用事業を通して少しでも市内の消費を喚起することで市内の商店の経営を支えていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

もう一つ、一人の人が何回応募できるのかという質問があったかと思えます。

これは一人の人は何回でも応募できると、そういうふうにいたしております。基本的には、このやなぼ活用事業は1つの事業でございますけれども、この事業を活用して、市内の人が市内で消費をしていただくと、そういうことを目指しながら、何とか市内経済というものを向上させていきたいと、そういうふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

ほかにも困っている方もおられるわけですから、そういった方にも目を向けていただきたいという話をしましたが、そのことについては答弁は課長ではなかなか難しいから答えられなかったんだろうと思えますけど、先ほどの説明によれば、前回も当せん者は500人だったんですね。ところが、要するに抽せん会の金額が2,000千円が8,000千円に上がったわけですね。要するに当せん者の金額が4倍になったんですね。そんな高額などを出して、まさに射幸心をあおっているだけだと思うんですよ。

前回の6月でしたかね、そのときも、たしか市の説明によれば2億何千万円の効果があったと言われましたよね。たしかそういう説明がありましたよね。そのときも予算いっぱい2億何千万円という消費があったと。目いっぱいあったわけでしょう。そして、今回、抽せん会の金額だけが4倍になっているんですよ。前回で既に効果は十分にあったという説明をされたにもかかわらず、当せん者が増えているわけでもなく、ただ単に当せん者の金額が上がっただけじゃないですか。早く言えば4倍に上がったわけでしょう。そこら辺が果たして本当の経済対策と言えるのか。何回も言いますが、前回、2億何千万円の効果があったと言われているわけですから、2,000千円を、例えば、4,000千円ぐらいに上がっておるとなら、それはそれでいいだろうと思えますけど、2,000千円が8,000千円に上がって、そして、当せん者が増えるわけでもなく、1人当たりの金額だけが上がったわけですよ。まさにこれは射幸心をあおっているだけだと思うんですけどね。本当にそれで経済対策になると思われているのか。市長、どうでしょう。

市長（金子健次君）

議員の指摘は、少しだけ大盤振る舞いしているんじゃないかという御指摘だというふうに思います。

そういう御意見については今後のいろんな施策の中で十分反映をしていきたいと思っておりますので、今回はこの御提案で、予算については御承認いただければというふうに思っております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

ほかに質疑される方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第9号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議しと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第3号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第4号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第6号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第7号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第1号から報告第7号までの専決処分の報告について一括して御説明を申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年1月5日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告

するものであります。

概要を申し上げますと、令和2年11月16日、市営住宅筑紫団地において、同団地西側に設置している市管理のブレーカーの故障が原因で過電圧を起こし、入居者の電化製品に損害を与えたものであります。

この事故に係る損害賠償額を報告第1号では60,970円、報告第2号では256,505円、報告第3号では7,128円、報告第4号では185,719円、報告第5号では352,308円、報告第6号では329,564円、報告第7号では145,035円とそれぞれ決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額の一部は全国町村会総合賠償補償保険で補填いたします。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第1回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 佐々木創主

柳川市議会議員 高田千壽輝

第 2 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 24 日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 25 日	木	考 案 日	
2 月 26 日	金	本 会 議	議 案 質 疑
2 月 27 日	土	休 会	
2 月 28 日	日	休 会	
3 月 1 日	月	考 案 日	
3 月 2 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 3 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 4 日	木	休 会	
3 月 5 日	金	委 員 会	
3 月 6 日	土	休 会	
3 月 7 日	日	休 会	
3 月 8 日	月	委 員 会	
3 月 9 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 10 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 11 日	木	事務整理日	
3 月 12 日	金	事務整理日	
3 月 13 日	土	休 会	
3 月 14 日	日	休 会	
3 月 15 日	月	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 2 号	令和 2 年度柳川市一般会計補正予算（第10号）について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 3 号	令和 2 年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 4 号	令和 2 年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 5 号	令和 3 年度柳川市一般会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 6 号	令和 3 年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 7 号	令和 3 年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 8 号	令和 3 年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 9 号	令和 3 年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 10 号	令和 3 年度柳川市水道事業会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 11 号	令和 3 年度柳川市下水道事業会計予算について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 12 号	柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 13 号	柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	3 . 3 . 15	原案可決
議 案 第 14 号	柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	3 . 2 . 26	原案可決

議案 第15号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	3.2.26	原案可決
議案 第16号	市道路線の認定及び変更認定について	3.3.15	原案可決
議案 第17号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	3.3.15	原案可決
議案 第18号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組 合規約の変更について	3.2.26	原案可決
議案 第19号	柳川市教育委員会教育長の任命について	3.2.26	同意
議案 第20号	人権擁護委員候補者の推薦について	3.2.26	同意
議案 第21号	人権擁護委員候補者の推薦について	3.2.26	同意
議案 第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	3.2.26	同意
議案 第23号	令和2年度柳川市一般会計補正予算(第11号)につ いて	3.3.15	原案可決
議案 第24号	令和3年度柳川市一般会計補正予算(第1号)につ いて	3.3.15	原案可決
議案 第25号	和解及び損害賠償額の決定について	3.3.15	原案可決
議案 第26号	柳川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	3.3.15	原案可決
議案 第27号	柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ いて	3.3.15	原案可決

報 告

報告 第8号	専決処分の報告について(専決第8号 和解及び損害 賠償額の決定について)	3.3.15	報 告
-----------	---	--------	-----

報 告 第 9 号	専決処分の報告について（専決第 9 号 和解及び損害 賠償額の決定について）	3 . 3 . 15	報 告
--------------	---	------------	-----

柳川市議会第2回定例会会議録

令和3年2月24日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(令和2年10月分、11月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第10号)について

議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算について

議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

- 議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第19号 柳川市教育委員会教育長の任命について
- 議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開会

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、12月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

年明けから全国的に陽性者数が急増し、1月8日には1日としては過去最多の7,700人を超える陽性者が確認されました。このような状況の下、政府は2回目の緊急事態宣言を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都3県に発令しました。福岡県では、1月11日からの1週間で過去最多の2,000人を超える新規陽性者が確認されたことから、1月14日に緊急事態宣言が発令されました。

この宣言を受けて、福岡県は感染拡大を防止するため不要不急の外出、移動の制限や飲食店等の営業時間の短縮を県民の皆様に協力を要請されました。その結果、新規陽性者数は徐々に減少してきましたが、病床稼働率は依然として高い水準であり、医療提供体制も厳しい状況が続いていることから、2月3日には3月7日まで緊急事態宣言の延長が決定されました。

本市の状況ですが、まず、感染状況について御報告をします。

2月23日現在で陽性者は95人となっており、1月にはクラスターの発生もあり、1か月間では45人もの陽性者が確認をされました。

本市としても、福岡県への緊急事態宣言を受けて、感染防止対策として、公共施設の閉館時間の変更や市主催イベント等の自粛などを市民の皆様をお願いしてまいりましたが、直近の1週間では5人の陽性者が発生するなど、予断を許さない状況であります。引き続き引き締めて、陽性者を絶対に出さないという強い気持ちで感染防止に努めてまいります。

次に、本市独自の緊急対策ですが、1月26日に臨時会を開催させていただき、新型コロナウイルス感染症緊急対策第8弾の補正予算の議決をいただきました。感染症拡大防止対策や地元消費拡大支援、また、ワクチン接種に関する費用を計上させていただき、市民の皆様、事業者の皆様へ支援させていただくと同時に、感染防止対策も行ってきたところでございます。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議についてですが、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、ほとんどの会議が書面決議や延期、中止となった状況でございます。その中で、開催された会議について御報告いたします。

2月19日には福岡県市長会正副会長会議に出席いたしました。新型コロナの影響でウェブ会議での開催でしたが、新型コロナに関する国や福岡県における対応策の共有や、それを受けての各市の感染防止対策の取組などを議論しました。

このほか、私が理事長を務めております筑後川下流土地改良区連合理事会や福岡県土地改良事業団体連合会理事会、福岡県介護保険広域連合支部運営委員会、福岡県南広域水道企業団運営協議会などに出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについても意見を交わしました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

初めに、昨年12月20日には柳川市民文化会館「水都やながわ」の開館記念式典を新型コロナウイルス感染防止対策を徹底させた上で開催をいたしました。来賓として、元自由民主党幹事長・古賀誠先生、藤丸敏衆議院議員、福岡県知事の代理で江口勝副知事、吉松源昭福岡県議会議長に御出席をいただき、御祝辞を賜りました。

また同時に、柳川市民にたくさんの感動と勇気を与えてくれた元大関琴奨菊関をたたえ、貴重な化粧まわしや着流しを展示した「ありがとう琴奨菊展」を1月31日まで開催しました。開催期間中はたくさんのメディアにも取り上げていただき、多くのお客様に足を運んでいただきました。

1月10日には令和3年柳川市成人式を柳川市民文化会館で開催しました。来賓として、藤丸正勝市議会議長、椋島徳博県議会議員に御出席をいただき、御祝辞を賜りました。新成人代表で組織する運営委員の皆さんが中心となって進められ、新成人の皆さんにとっても心に残る式典になったと思います。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染防止として、柳川市消防出初め式、2月の城堀の水落ちに合わせて開催いたします柳川堀と道クリーンアップ大作戦、3月に開催しております柳川おもてなし健康マラソン大会などを中止といたしております。

以上、行政報告といたします。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る2月22日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、2月24日から3月15日までの20日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、25日は考案日、26日を議案質疑、27日、28日は休日で休会、3月1日は考案日、2日、3日、4日を一般質問、5日を委員会、6日、7日は休日で休会、8日を委員会、9日、10日を予算審査特別委員会、11日、12日は事務整理日、13日、14日は休日で休会、15日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第2号から議案第22号までの21議案の一括上程であります。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第2号から議案第4号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第2号は総務委員会に審査を付託、議案第3号及び議案第4号の2議案は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第5号から議案第11号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第5号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第6号から議案第8号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第9号は総務委員会に審査を付託、議案第10号及び議案第11号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第12号から議案第15号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第12号及び議案第13号の2議案は総務委員会に審査を付託、議案第14号及び議案第15号の2議案は即決といたしております。

次に、議案第16号から議案第18号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第16号は建設経済委員会に審査を付託、議案第17号は教育民生委員会に審査を付託、議案第18号は即決といたしております。

次に、議案第19号から議案第22号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番河村好浩議員及び20番三小田一美議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第2号から議案第22号までの21議案を一括上程いたします。

初めに、議案第2号から議案第11号までの10議案について市長の提案理由の説明を求めま

す。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第2号から議案第4号までの補正予算3議案及び議案第5号から議案第11号までの令和3年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ55,749千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43,059,646千円としようとするものであります。

それでは、内容について歳出から御説明申し上げます。

総務費は347,351千円を増額補正しており、ふるさと寄付金の寄付見込額の増加に伴う事務費、基金積立てに係る経費を計上しております。

民生費は219,392千円を減額補正しており、福岡県介護保険広域連合負担金や後期高齢者医療事業費、生活保護費などを減額しております。

衛生費は900千円を増額補正しており、未熟児養育医療費における医療助成費を計上しております。

農林水産業費は76,987千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入費用を助成する担い手確保・経営強化支援事業費補助金、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費などを増額する一方、農業水利施設保全対策事業負担金などを減額しております。

土木費では130,000千円を減額補正しており、高橋中牟田線道路整備事業費や中島谷垣開線道路整備事業費などを減額しております。

消防費では1,763千円を増額補正しており、消火栓工事負担金などを計上しております。

教育費では6,140千円を増額補正しており、柳川市立図書館本館の第2駐車場用地購入に係る経費を計上するとともに、市民文化会館関係備品購入経費の継続費変更に伴い、減額しております。

災害復旧費では28,000千円を減額補正しており、水路災害復旧事業費の確定に伴う減額を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方譲与税では4,130千円、利子割交付金では3,618千円、法人事業税交付金では1,457千円、地方消費税交付金では地方消費税交付金25,214千円、社会保障財源交付金31,504千円、国庫支出金では生活保護費等145,106千円をそれぞれ減額補正しております。

県支出金では、漁港関係事業費の増額、子ども医療費の減額等により7,658千円を増額補正しております。

寄付金では373,119千円を増額補正しております。

繰入金では229,042千円を減額補正しております。

市債では、道路整備事業費を減額する一方で、減収補てん債を新たに計上したことなどにより115,043千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、柳川庁舎消防設備改修事業費など27件につきまして翌年度への予算繰越しを御提案しております。

第3表 継続費補正では、市民文化会館整備推進費につきまして期間を令和3年度までに変更し、それに応じた年割額の変更を行っております。

第4表 債務負担行為補正では、歴史民俗資料館指定管理料など5件につきまして追加及び変更を行っております。

第5表 地方債補正では、漁港機能保全事業費など6件について追加及び変更を行っております。

そのほか、一時借入金につきまして、借入れの最高額に15億円を追加し、最高額を50億円を増額しております。

次に、議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、国、県からの新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に対する補助金、交付金などを増額補正するとともに、決算見込みによる予算の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ157,171千円を増額し、補正後の予算額を9,088,942千円とするものであります。

次に、議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、歳入の保険基盤安定繰入金、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ17,890千円減額し、補正後の予算額を1,082,383千円とするものであります。

次に、議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度の予算編成に当たりましては、本年4月が市長の改選期に当たりますことから、いわゆる骨格予算として編成し、新規事業、政策性の高い施策等につきましては次期市長の政策的判断に委ねることが望ましいと考え、予算計上をできるだけ控えることを基本に臨んだところであります。

このようにして予算を編成し、予算規模は33,121,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして639,000千円、率にして2%の増額となっております。

それでは、内容につきまして、前年度との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

市税は、令和2年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より37,300千円減の6,345,511千円を計上しております。

地方消費税交付金は、令和2年度の交付見込額や国の地方財政計画等から、前年度より57,000千円増の1,395,000千円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税については、国の地方財政計画や令和2年度交付額を参考に、前年度同額の7,180,000千円を計上し、特別交付税についても前年度同額の1,150,000千円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金やふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より85,570千円減の1,300,693千円を計上しております。

市債は、前年度より309,600千円増の4,966,500千円を計上しております。

令和3年度末の市債残高は、前年度末と比較して2,081,338千円増の38,904,553千円となる見込みであり、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は借入額の約48.6%に相当する2,411,765千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など4事業に257,900千円を計上しており、この結果、令和3年度末の借入見込総額は、普通建設事業分で26,062,200千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

議会費は、前年度より6,590千円増の231,483千円を計上しております。増額は議会資料などのペーパーレス化を目的としたタブレット端末導入事業によるものです。

総務費は、前年度より96,927千円増の2,716,226千円を計上しております。主な要因は、ふるさと寄付金の大幅な増額に伴う事務費の増額、衆議院議員選挙費などによるものです。

民生費は、前年度より139,524千円増の12,778,487千円を計上しており、障がい者支援サービス利用者の増加、老朽化した橋本集会所建替事業費などによるものであります。

衛生費は、前年度より2,241,691千円増の5,765,641千円を計上しており、主な要因は、みやま市と共同で建設を進めている柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費の増額によるものです。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などを計上しております。

労働費は、前年度同額の14,387千円を計上しております。

農林水産業費は、前年度より396,491千円減の1,974,464千円を計上しており、主な要因は、水路整備工事費について、骨格予算編成のため、4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上したことなどによるものです。

そのほか、沖端漁協が整備する共同加工施設についての補助金を計上しております。

商工費は、前年度より490千円増の851,810千円を計上しており、商工振興関係では商店街活性化対策費、新規起業・創業支援事業費などを計上しております。

また、観光費としましては、コロナ禍において落ち込んだ観光業を盛り上げるため、柳川

観光V字回復キャンペーン事業に係る経費を計上しております。

土木費は、前年度より397,976千円減の1,946,890千円を計上しており、主な要因は、骨格予算としての編成のため、道路維持補修費及び新設改良費については4月から7月までの期間の必要最小限の経費のみを計上したこと、京町上宮永町線整備事業の事業進捗に伴う減額などであります。

消防費は、前年度より282,140千円減の864,099千円を計上しており、主な要因は、令和2年度に筑後地域共同通信指令センター通信機器等の中間整備費用や防災行政無線屋外拡声子局増設工事費などを計上していたことによるものです。

教育費は、前年度より670,511千円減の2,801,375千円を計上しており、市民文化会館整備推進費の事業進捗に伴う減額が主な理由であります。

そのほか、蒲池中学校校舎大規模改造事業費、B & G体育館及び三橋体育センターの耐震診断に係る経費などを計上しております。

公債費は、前年度より99,220千円減の3,106,478千円を計上しており、令和3年度から元金償還開始となる平成29年度の借入額が少なかったことによるものです。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など15事業の債務負担行為を、第3表では庁舎大規模改造事業費など16事業に係る地方債を併せて御提案申し上げます。

次に、議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出ともに8,763,856千円といたしております。

本会計の歳出の主なものは、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費で、大部分を占める保険給付費はほぼ前年度並み、国保事業費納付金は前年度当初予算より4.2%の減を見込んでおります。

また、歳入の主なものは、被保険者の国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模は、歳入歳出ともに1,128,000千円といたしております。

本会計の歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費と後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

次に、議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げ

げます。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ353千円を計上しております。

歳出においては、事業費22千円、公債費331千円を計上しております。

歳入では、県補助金4千円、繰越金87千円、諸収入262千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容であります。

次に、議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算については、昨年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

次に、議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,512,627千円、事業費用を1,426,787千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は1,140,116千円、支出は1,425,478千円計上いたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額285,362千円は損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

次に、議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、下水道事業収益を828,481千円、下水道事業費用を819,824千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は244,306千円、支出は558,727千円計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額314,421千円は損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

なお、令和3年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、御覧いただきますようお願いをいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いをいたします。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第12号から議案第22号までの11議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第12号から議案第15号までの条例案4議案、議案第16号から議案第18号までのその他3議案及び議案第19号から議案第22号までの人事案件4議案につきまして御説明申し上げます。

す。

まず、議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の算出方法において、現在、日額報酬の職員と月額報酬の職員では、欠勤等で報酬が減額された場合、支給額に不均衡が生じているため、この不均衡を是正するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

ふるさと納税については、現在、寄付額と同額を基金に積み立てることとしているため、寄付額が増えると、一般財源で負担している事務費が増加することとなります。そこで、本案は、適切な財政運営を図るため寄付金の額から寄付金の募集に要する経費を差し引いた額を基金に積み立てる仕組みに改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、昨年4月からの学校給食費の公会計化に伴い、学校給食共同調理場における給食費の徴収、管理及び監査等の会計事務が市に移管されましたので、共同調理場が行う事務から文言を削除するとともに、運営に関する諮問に対し、審議し、施設長に助言するため設置しております運営委員会については、その役割が消滅しましたので、設置を規定する条項を削除するものであります。

次に、議案第15号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が削られたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、道路整備事業等に伴う3路線の新規認定及び市道の延伸等に伴う4路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市立歴史民俗資料館の管理については、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、この指定期間が令和3年3月31日で満了しますので、前回と同じく柳川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、公募によらず引き続き公益財団法人北原白秋生家記念財団を指定管理者に指定しようとするものです。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を増やし、組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 柳川市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の沖毅教育長が令和3年3月31日で任期満了となりますので、再度、同氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の加藤君代委員が令和3年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の田中利光委員が令和3年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に野田彰氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の古賀信正委員が令和3年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に新谷朝子氏を候補者として推薦しようとするものであります。

なお、議案第20号から議案第22号につきましては、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和3年2月26日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
大	和	庁	舎	長	松
教	育	部	長	兼	三
橋	庁	舎	長	袖	崎
消	防	長	松	藤	敏
生	涯	学	習	課	長
新	開	文	隆		
下	水	道	課	長	龜
水	道	課	長	田	中
					安
					幸

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	徳	永	喜	美	香			
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
庶	務	係	長	森	康	貴			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第10号)について
- 議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算について
- 議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算について

- 議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算について
- 議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 市道路線の認定及び変更認定について
- 議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第19号 柳川市教育委員会教育長の任命について
- 議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第10号）について、議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3 議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号 令和 2 年度柳川市一般会計補正予算（第 10 号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第 3 号 令和 2 年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第 4 号 令和 2 年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 令和 3 年度柳川市一般会計予算について、議案第 6 号 令和 3 年度柳川市国民健康保険特別会計予算について、議案第 7 号 令和 3 年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 8 号 令和 3 年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、議案第 9 号 令和 3 年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、議案第 10 号 令和 3 年度柳川市水道事業会計予算について及び議案第 11 号 令和 3 年度柳川市下水道事業会計予算についての以上 7 議案を一括議題といたします。

7 議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

5 番（新谷信次郎君）

質疑について、議案第 10 号 令和 3 年度（2021 年度）柳川市水道事業会計予算書 1 ページの中に、資本金的収入が 1,140,116 千円に対して、資本金的支出 1,425,478 千円とあり、不足 285,362 千円となっています。この不足金額の理由と損益勘定留保資金等で補填することについての説明をお願いします。

あともう一件、議案第 11 号 令和 3 年度（2021 年度）柳川市下水道事業会計予算書 1 ページ、資本金的支出、第 3 項、償還金が 423,978 千円になっております。これについての説明を

お願いします。

水道課長（田中安幸君）

新谷議員の御質問にお答えします。

水道事業会計は企業会計で、一般会計と異なり、予算、決算につきましては3条予算の収益的収入及び支出と4条予算の資本的収入及び支出で構成されております。

まず、3条予算の収益的収入及び支出ですが、これは水道事業の運営に関する予算ではありませんが、水道料金及び加入金などの収入と、人件費や委託料などや企業債支払利息のほかに、減価償却費などの支出があります。

なお、減価償却費は支出ですが、実際の現金の支出は伴わないものでございます。

御質問の資本的収入及び支出は水道事業の建設工事に関する収入と支出で、資本的収入1,140,116千円の内訳は、企業債、工事負担金、出資金、国庫補助金などがございます。また、資本的支出1,425,478千円の内訳は、工事請負費などの建設改良費や企業債償還金などです。収入と支出に差があるのは、資本的収入には建設改良費に充てるための財源が企業債や工事負担金、出資金、国庫補助金などしかありませんので、収入が支出を下回ることから財源不足が生じることになります。

令和3年度予算につきましては、以上の理由によりまして、資本的収入1,140,116千円に対しまして、資本的支出1,425,478千円で、285,362千円の不足が生じることになります。しかしながら、もう一方の3条予算、収益的収入及び支出では、さきに御説明いたしました減価償却費という現金の支出を伴わない支出があります。それについては、資本的収支予算の中で損益勘定留保資金となり、補填財源として使用できるようになっております。以上のように、予算書の1ページの第4条 資本的収入及び支出では、収入が支出に対して不足する額285,362千円の補填財源として損益勘定留保資金等を使用する旨を明記、記載しているものであり、資金不足は発生しないものでございます。

以上です。

下水道課長（亀崎和博君）

新谷議員の御質問にお答えします。

資本的支出、第3項 償還金423,978千円は、これまで下水道事業において実施いたしました建設改良事業等の財源として借入れを行いました企業債に係る償還元金でございます。

令和2年度末における企業債借入残高見込額は6,551,247,035円となっており、そのうち令和3年度に償還を迎える金額が423,978千円となっているものでございます。

5番（新谷信次郎君）

一般会計とは異なって企業会計ということになりましたので、今の説明で分かりました。ただ、不足金とか、あるいは償還金の金額が非常に大きかったものですから、どのような内容かということについてお尋ねしたところでした。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員21名を指名いたします。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員21名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算につ

いては、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の

制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第16号 市道路線の認定及び変更認定について、議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について及び議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての以上3議案を議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

10番（佐々木創主君）

佐々木でございます。議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について質問させていただきます。

新聞紙上等でも、コロナの影響でここを運営する白秋記念財団の白秋生家の経営がなかなか厳しい状況という報道もあっております。今回、3年間の指定管理者を指定する議案でございますが、そもそもこの指定管理者制度となっただけいさつ、白秋生家が当初、昭和四十何年か、売りに出されたのを市が買い取って保存をしたと、その辺のいきさつ、それと、生家及び資料館の入場者数の推移、それから、指定管理料の推移、当初は指定管理者制度ではなくて、市からの委託であったとお聞きしております。委託費も含めて、その推移をお聞かせ

ください。

それと、指定管理料、3年間、この算定の根拠を教えてください。

この資料館には職員の方がいらっしゃると思いますけれども、記念財団の職員さんだと思いますけれども、正職員、嘱託とかどういう立場が分かりませんが、その辺の職員さんの状況を教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

まず、白秋生家でございますけれども、北原家が白秋の上京とともに引っ越した際に所有者が変わりましたが、昭和43年になりまして、やはり売りに出すというようなことがありました。その際に募金を呼びかけて、当初目標を20,000千円ということにしておりましたが、皆さんの呼びかけで1年間で29,500千円集まって、何とか売り出されずに済んだという話を聞いております。

まず、平成18年度に指定管理者の導入のいきさつにつきましては、2003年、平成15年9月に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、これまでの管理委託制度が廃止されまして、指定管理者制度が創設されました。本市におきましても、その基本条例として2005年10月に施行しております柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定いたしております。このため、対象施設を検討した結果、柳川市立歴史民俗資料館につきましては平成18年4月から指定管理者制度の導入をいたしておるところでございます。

指定管理料の推移でございますけれども、まず、平成18年度から平成26年度までは12,000千円、平成27年度から平成29年度までは12,343千円、平成30年度は13,604千円、平成31年度、令和元年度は13,730千円、令和2年度は13,856千円となっております。

続きまして、委託料の算出根拠でございますけれども、歴史民俗資料館の入館者数が、当初、一番多かったとき、20万人を超える入館者数がございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった平成30年度におきましては、4万3,940人と大きく減少をしています。このため、同団体に指定管理料を決定するためにヒアリングを行った結果、平成30年度の赤字がマイナス7,580,310円となっております。このため、内部で協議をした結果、赤字相当の2分の1に相当する3,790千円の金額をこの3年間で増額し、残りの半分については団体の努力をお願いしているということでございます。

それから、指定管理者制度導入の前の業務委託料でございますけれども、一番新しい平成17年度で一応23,000千円の業務委託料を支払ってございました。これが指定管理者になりましたら12,000千円となりましたが、これは算出方法については、入館料、これを差し引いたところで当時の平成18年度の指定管理料を決定しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません、申し訳ございません。職員についてです。申し訳ございません。

現在、職員体制でございますけれども、館長、これは会計年度任用職員ですけど、1名、

それから副館長、学芸員でございますけど、これが再任用と。事務局次長は職員でございます。それから、受付事務に1名の職員と1名の会計年度任用職員、それから、パート4名ということで雇用をいたしております。

以上でございます。（「入場者数の推移」と呼ぶ者あり）

入場者数の推移ですか。どうでしょうか、平成18年度からでよろしいでしょうか。（「かいつまんで」と呼ぶ者あり）かいつまんでですね。

開館当初は5万人前後でございましたけれども、それから徐々に増えてきまして、ちょうど昭和六十二、三年頃に20万人を超えたということでございます。その後、徐々に減少していきまして、指定管理者制度を導入したときには8万5,002人、それからまた徐々に減っていきまして、先ほど言いました平成30年度におきましては4万3,940人となっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、赤字が出て、7,000千円ですか、それで、その赤字分の2分の1を増額して、今後3年間の指定管理料と。職員さんも、正規職員が1名ですか、2名ですかね、あと、会計年度任用職員とか再任用とかいうことですが、この財団はある意味、市とは別法人、別組織であります。市と一体のものですよね。当初は市の持ち物であったものを、財団を設立してそこに寄贈して、そこが所有をし、運営をしていくというふうに変ってきたと聞いております。それで、もともと売りに出たものを11,000千円で買い取ってくれと、そして、募金をして、柳川市内の小学生、中学生、高校生、多くの市民が頑張っって全国に呼びかけて、29,000千円も集めて、本当にありがたいことで、これを市で買い取ったということで本当に貴重なものだと思います。先人の苦勞に感謝するんですが、現在、ここを運営する財団の理事会のメンバーを教えてください。

それと、今年度が7,000千円の赤字が出ると。じゃ、コロナが出る前年度、前々年度の財政状況がどうだったのか、その辺を教えてくださいと思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

まず、理事のメンバーについてお話をさせていただきます。

同団体の理事長につきましては、沖教育長でございます。それから、副理事長につきましては、白秋会の会長、理事につきましては、商工会議所、文化協会、観光協会、それから、行政区長、道守の代表、旅館組合長、それから、水郷柳川観光株式会社の部長となっております。また、市職員といたしまして、総務部長、それから、教育部長、産経部長がこちらのほうのメンバーとなっております。適切な運営の指導助言を行っているものというふうに考えております。

また、財政の運営状況でございますけれども、先ほどお話ししました7,500千円というの

は平成30年度でございます。令和元年度につきましては、またこれから少しコロナの影響が出ていまして、7,628千円というふうな同じような、似たような金額が出て……（「マイナス」と呼ぶ者あり）マイナスでございます。申し訳ございません。マイナス7,628,897円というふうになっております。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません、その前がちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

10番（佐々木創主君）

それで、その前の年もマイナス7,000千円と。聞くところによると、この財団が所有する基金　基金という呼び方が正解かどうか分かりませんが、それをずっと取り崩してきておると。経営努力もして、どうも来年度は正規職員も1名減らすと、そういう身を切りながらやっていくと。赤字の2分の1の3,500千円を補填する形で指定管理、あとの半分は経営努力。当然、経営努力はしていただかないといけないんですが、ずっと基金を取り崩して、これは財団ですから独立した法人ですから、県の指導を受けないといけない。その中で基金が底をつくような状況を招くかもしれない。そうした場合に財団の存続、存立、指定管理をする相手先が、これが民間企業ならば危ないような企業には絶対指定管理はしないわけじゃないですか。そういった意味で、その辺の記念財団の財団としての足腰をどうしっかりもたせるのか、これは大事なことだと私は思います。

そういった意味で、例えば、ふるさと、地域おこし、ああいう観光課ばかり配置するんじゃないくて、その辺の経営感覚を持った人を配置するとか、いろんな努力も必要だと思いますし、非常に私はこれは大変な状況だと思うんですよ。柳川の先人がしっかり残してくれた財産ですから。箱物とかイベントとか、そういうのばかり力を入れるんじゃないくて、こういうのにしっかり目を向けて、財政的な手当てもする。

市としてどう認識をされておるのか、市長の御意向をお聞かせください。

市長（金子健次君）

白秋先生というのは、やっぱり優しい心と美しい言葉でたくさんの詩を残していただきました。その分を顕彰する意味では白秋生家というのは大変大事なところでもあるし、資料館も大事なところでございます。今回、ここ1年間、コロナの関係で激減したということで、経営的にも非常に苦しい状態になっております。いろんな基金についても、毎年毎年取崩しをされておるという中において、白秋生家、資料館についても、それは存続していかなければならないというふうに思っていますので、将来的なことを考えていますと、どうしても経営が立ち行かなかった場合には、やっぱり市で抱えていくと、そういうことも私は考えていかなければならないというふうに思っております。（発言する者あり）

コロナの関係については、ずっと数年続くという感じがいたしますし、入館者も少なくなってくるというふうに思っております。そこで、どういう経営がなされているということ

については、今回は職員の削減等も考えておられますけれども、そこだけでもできないような感じがするし、最終的に経営的に非常に厳しい状況になるとすれば、やっぱり柳川市としても抱えるというか、そういう直の経営も考えなければならないというふうに思っております。

ただ、今の段階では、今、佐々木議員から御提言がありましたように、そういうふうな配置等も含めて考えなければならないと思いますので、大変御花についても白秋生家についても、非常にクラウドファンディングという形で御花についてはたくさんのお金が集まりましたけれども、それは財団の刀剣とか甲冑についてはできたんですけれども、あそこの経営そのものも苦しい状態になっているということもお聞きしておりますし、また、白秋生家についても非常に苦しいことは十分理解をしておりますので、これも議会の皆様方にもそのことの実情についてはお話をする機会があるかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第16号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号 柳川市教育委員会教育長の任命について、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦についての以上4議案を一括議題といたします。

ここで沖教育長の退席を求めます。

〔沖 毅教育長退場〕

議長（藤丸正勝君）

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。4議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第19号 柳川市教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案どおり沖毅氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり沖毅氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり野田彰氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり野田彰氏の人権擁護委員候補者の推薦に

同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり新谷朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新谷朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

ここで沖教育長の退席を解きます。

〔沖 毅教育長入場〕

議長（藤丸正勝君）

ここでただいま任命に同意いたしました沖教育長より挨拶を受けたいと思います。

教育長（沖 毅君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、御挨拶を申し上げます。

ただいま教育長任命、全会一致の同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私、この3年間、現場に足を運ぶことを心に決め、小・中学校へ、また、地域、行事等になるべく出向きました。出向く中で、学校教育については子供たちの力量を向上させるための教職員の力量向上の仕組みづくり、また、保護者、地域の教育力向上のための仕組みづくりの必要性を感じ、その仕組みづくりに努めてまいりました。このたび、再び仕事をさせていただける機会を与えていただき、微力でございますが、手がけております仕組みづくりを充実させ、柳川市の教育のため、誠心誠意努力をしまいる所存でございます。どうぞ議員の皆様のご格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

本日は挨拶の機会まで与えていただき、誠にありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（藤丸正勝君）

以上をもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和3年3月2日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	酒見勇次
教	育	長 沖 毅
総務部	長	平田敬介
会計管理	者	白谷通孝
市民部	長	椛島謙治
保健福祉部	長	島添守男
建設部	長	松永泰治
産業経済部長兼大和庁舎	長	松藤満也
教育部長兼三橋庁舎	長	袖崎朋洋
消	防	長 松藤敏彦
企画課	長	池末勇人
健康づくり課	長	田島雅彦
学校教育課	長	古賀洋
生活環境課	長	江口英範
都市計画課	長	目野隆広
観光課	長	山田秀太
水産振興課	長	横山誓市
商工・ブランド振興課	長	古賀和明
学校教育首席指導官		野田真功
廃棄物対策課	長	松尾強

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	16番 緒方寿光	1. コロナ禍による困窮事業者(国県の支援対象外)の支援策は 2. 本市の「ワクチン接種」の実施体制等は万全か 3. 養殖ノリの「カモ食害」への対策は 4. 「ポイ捨て」等を禁止する条例の制定は

順位	質問者	質問事項
2	20番 三小田 一 美	1．沖縄県石垣市の尖閣諸島、島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地の帰属について 2．コロナ感染の自宅療養者に対する柳川市の対応について (1) 自宅療養者の不安を取り除くようなサポート体制は、行っているのか 3．コロナワクチン接種の準備状況について (1) 時期、対象者、会場、スタッフ、市民への周知方法等 4．新ごみ焼却場の建設に伴う、家庭ごみ収集運搬業者の選定方法について (1) 選定の基準の明確化及び公表について (2) 委託料算定の基準及び公表について
3	4番 今村 智子	1．宅配便の再配達について (1) COOL CHOICEの推進 (2) 宅配ボックス設置の実態 (3) 宅配ボックス購入への補助 2．「広報やながわ」について (1) 発行部数、費用 (2) 配布先 (3) 目の不自由な方への対応
4	5番 新谷 信次郎	1．市内小学校給食調理場に空調設備設置を (1) 市内小学校給食調理場の給食センターへの統合について (2) 他市町村小学校給食調理場空調設置状況について (3) 市コロナ対策実施の状況について 2．新型コロナウイルス感染症に対する市の対策について (1) 市内高齢者施設クラスター発生への対策 (2) 高齢者・障がい者等福祉施設職員、入所者・通所者へのPCR検査実施を 3．中学校通級教室開設について (1) 市内通級教室取り組みの経過 (2) 中学校通級教室開設へ向けた今後の取り組み
5	15番 矢ヶ部 広 巳	1．学校再編は 2．五拾町から443バイパスまでの拡幅は 3．駅前船着き場は

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

2月26日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は緒方寿光議員に決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いいたします。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、早速一般質問を行います。

福岡県におきましては緊急事態宣言が解除されましたが、今、このときにおきましても、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かわれております医療従事者、そして、介護施設の職員の皆様に対しまして心より感謝と敬意を申し上げます。

今回、私の質問は4点です。また、多少質問の順位が前後しますけれども、御了解いただきたく思います。

初めに、本市のワクチン接種の実施体制はどのような形になっているのかをお聞きいたします。

医療従事者4万人への新型コロナワクチンの先行接種が始まりました。本市においても多くの市民から、ワクチン接種を希望したいのだが、どのような手続をし接種すればよいのかという声が高まっております。

そこで、本市では、いつ、どこで、誰が、どのような形で接種を受けることができるのか、また、現時点においての課題につきまして質問をいたします。

2点目の質問です。

コロナの影響を受けた倒産が全国で1,000件、これは法人、そして、個人事業者を含む数なのですが、1,000件に達しておりまして、福岡県では29件と。そして、この有明地域にお

きましても、昨年1年間で7企業が破産手続を行っているとのことであります。今回、2回目となった1月14日から2月末までの緊急事態宣言や外出自粛などで経済はかつてない逆風にさらされておりまして、市内の法人事業者並びに個人事業者はこれまでにない厳しい経営が続いております。

そこで、コロナ禍による困窮事業者への支援、例えば、飲食店等々を除き、かつ国、また県の支援の対象外となった困窮事業者に対し、事業継続を支援する本市独自の施策が今必要ではないかと考えております。そこで、本市の見解と方針をお尋ねいたします。

3点目の質問は、本市の養殖ノリのカモ食害対策の現況と今後の方針についてお聞きします。

近年、カモ食害で年間30,000千円ほどの損害が出ておりまして、そしてまた、現行のカモの追い払い対策では通用しなくなってきたということ、今後もカモ食害被害は続くであろうと漁業者の多くが心配をされております。

そこで、対策として、新たな施策を研究し、実証実験をし、そして、効果の上がる対策を実行するときではないかと考えております。本市の見解と方針をお聞きします。

最後の4点目の質問は、本市におけるポイ捨てなどを禁止する条例の制定について質問いたします。

お手元の資料は、今年2月上旬に報告された悪質と思われるポイ捨ての現況の写真になります。実はこのような実態が1年ほど前から見受けられ、近年では、本市の警告掲示板の下にまとめて捨てるという極めて悪質と思われる行為が継続して行われております。また、最近では、コロナ禍の中で使用済みマスクのポイ捨てが多くあるということで、善意で美化活動をされてある市民は大変憤慨をされております。現行の啓蒙活動だけではポイ捨ては止まらないという実態であります。

そこで、市民からは、本市としてポイ捨てなどを禁止する条例制定を行って、そして、条例違反者には過料も科すべきではないかと厳しい声が寄せられております。本市の見解と方針をお聞きします。

これから先の質問は自席より一問一答にて行います。

なお、今回は新型コロナ感染症対策によって質問時間は50分となっておりますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁を切にお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしく申し上げます。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、コロナワクチンの接種について質問をさせていただきます。

国においては、ワクチンの供給がかなりずれ込んでおる状況になっております。そのような中で、本市においては接種時期がいつになるのか、優先順位をどうするのか、どういう時

期になるのか、そして、接種への手続、手順、また、接種負担金等々、本市の方針をお聞かせいただきたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

国によるワクチン接種の優先順位が示されております。それによりますと、医療従事者、高齢者、高齢者以外で基礎疾患のある人、高齢者施設等従事者、一般の人という順番になっております。

ワクチン接種につきましては、国が実施する先行接種として、国立系の医療機関で医療従事者に対する接種が2月17日から始まりました。続いて、県が実施する優先接種として市内の医療機関等の医療従事者への接種が3月中旬から始まる予定です。続く高齢者の接種から本市が実施することとなります。国は4月26日の週から全国の市町村にワクチンが行き渡るとの見通しを立てておりますが、現時点では国からのワクチンの供給時期と供給量が確定していないため、本市における接種時期等を明確にお答えすることはできません。

こうしたことから、あくまでも予測として、ワクチン接種を始めることができるのは早くても5月中旬以降、もしかしたらもっと遅くなるのではないかと懸念をしているところです。

議員お尋ねの接種の順位ですが、高齢者から接種開始となりますが、その後に介護職員の接種、基礎疾患を持った人の接種ということで続いていきますけれども、介護療養型保健施設の従事者については、医療機関と同一敷地内にある場合、医療機関の判断により医療従事者として優先接種ができるとされております。

それから、本市におきましては、3月下旬に接種券の発送を始めていく予定でおりますけれども、これについては、国からいつ送りますかということによって指示がされることとなっております。ワクチンの供給量が確定しない状況におきましては、接種券の配送も、例えば、75歳以上の高齢者に先に送りますとか、そういったことで年齢を区切って発送しなければならないことも出てくるかもしれません。そういうことで、今後、国の指示を待ちたいと思いますが、指示があって、いつでも発送できるような準備体制は整えているところでございます。その接種券を受け取ってから各自で予約をして接種を受けていただくこととなります。

それから、この接種に係る費用は無料でございます。市全体としてワクチン接種に係る費用を約420,000千円と見込んでおり、全額補助される予定となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ずれ込むということは、今、国のワクチンの供給量が極めて少ない量になるだろうということで報道もなされているわけですが、本市において、先ほど開始の時期は見込みでということでお話しいただいておりますが、接種は2回やらなくちゃいけないんですかね。本市において接種完了する見込みの予定というのは、大体いつ頃と考えておられますか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

現在のところワクチンの供給量が確定しておりませんので、お答えすることができませんけれども、高齢者のワクチン接種については、あくまで対象者全員分のワクチンが確実に供給されることを前提に2か月と3週間で行うよう国からスケジュールが示されておりますので、それに基づいて接種体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

それでは、次の項目で質問しますけれども、本市において集団接種と個別接種ということで併用する予定とお聞きしておりますけれども、ここの集団、そして、個別接種についての具体的な内容をぜひ教えていただきたいと思いますが。

健康づくり課長（田島雅彦君）

集団接種は体育館のような広い会場に接種会場を設けて接種を実施するスタイルでございます。また、個別接種はかかりつけ医等の医療機関で個別に接種を行うものです。

ワクチン接種につきましては、医師の先生方の御協力をいただかないと実現できません。また、市民の皆さんに多数受けていただくため、接種機会の場の提供を多くしたいと考えております。こうしたことから、個別接種と集団接種を併用する実施体制の実現に向けて、現在、柳川山門医師会と協議を行っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

集団接種、個別接種と併用されるということなのですが、特に今、全国的に課題になっているのが人員の確保をどうするのかと。特に、医師や看護師、そして、集団接種の場合は自治体の施設でやるということなのですが、その人員の確保は万全な体制が取られているのでしょうか。医師会等との協議をなされた上での今現在の現況を教えていただきたいと思いますが。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員御承知のとおり、ワクチン接種に係る医療従事者の不足についても報道等がされているところです。

現在、ワクチンの接種につきましては、医師会と協議中でございます。その中でお願いしておりますことは、集団接種に医師の先生が出務いただく際に、自分の医療機関の看護師に御帯同をお願いして確保したいと考えておりますし、柳川山門薬剤師会の先生方にも集団接種への御協力をお願いし、承諾を得ているところでございます。

なお、集団接種の場合、事務方として全庁的にわたって職員の協力を仰いでいきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次に、最近、ワクチンを配送するときというんでしょうか、その保管についてちょっとトラブルがあったりしている状況が見受けられますが、本市においては、ワクチンを接種会場に運んだり、そのワクチンを保管するというのは万全な体制が取られているんでしょうか。もし現時点で内容を把握されてあるとすれば、教えていただきたいと思いますが。

健康づくり課長（田島雅彦君）

現時点で我が国において新型コロナワクチンとして承認されているものはファイザー社製のみであり、このワクチンは超低温冷凍庫で保管する必要があります。このワクチンを保管する超低温冷凍庫が2月15日に本市に届いております。

接種時には、この冷凍庫から取り分けて接種会場に運ぶ必要がありますが、移送時専用の保冷バッグ等の購入準備を行っているところです。この移送については、接種実施医療機関が決定した後に移送計画を作成することとしております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

分かりました。

次の項目に移りますけれども、このワクチンを打つ場合に、住民票のある市町村で接種するという原則のルールがあるみたいなんですけど、特に、市外に単身赴任をしている方やその他もろもろおられると思います。そして、基礎疾患を持ってある方が非常に心配されてあるわけなんですけど、我々はいつ頃、どういう手順を踏んで接種ができるのかというような声も多くいただいておりますので、この2点について答弁を求めます。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えします。

出産のために里帰りをしておられる妊産婦の方や単身赴任者など、住所地以外で接種を受けたい方は、接種を受ける医療機関が所在する市町村窓口接種券及び住所地外接種届を提出し、接種地外届出済証を受けると住所地外で接種を受けることが可能です。

また、基礎疾患のある方が主治医の下で接種する場合は、住所地外接種届をせずとも接種が可能となっておりますので、接種を希望される医療機関にお尋ねいただきたいと思いますが。

以上です。

16番（緒方寿光君）

このワクチン接種については、非常に市民の方の関心が高い内容になっております。特に、この体制を整えるために大変な労力を今かけて整備を整えてある状況かとは思いますが、やはりスムーズに接種ができるように、大きなトラブルが起こらないように、万全な体制を今構築しておくべきではないかと考えておりますが、市長の見解、そしてまた、方針があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

毎日のニュースでワクチンの供給体制の問題等について報道されておりますけど、緒方議員が言われるような心配、懸念を私自身も持っておりますが、柳川山門医師会と十分協議を重ねてまいりました。最終的には、健康づくり課長のほうからお答えいたしましたように、診療機関での接種、そしてまた、集団接種という形を取っていくような方向が示されておりますので、本市における接種体制というのは総力を挙げて、そういう集団接種については万全の体制を整えてやるということで部長会議で決定をしておるところでもございます。市民に不安がないような形で、時期が来ればそういう体制を施していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、地元医師会の協力がなければ、これできませんので、事故がないような形でやっていきたいという考え方を持っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。

コロナ禍において、この緊急事態宣言を含めまして、困窮事業者の方々が増えている状況下にあると私は認識をしておるところでございます。

今、市内において3,000事業所が存在されているということなんですけれども、現時点において、コロナ禍において倒産、廃業、そして休業、この実態がどうなっているのか、まずはお聞きをしたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

市内事業者の経営状況ということについて、まずお話をさせていただきます。

先ほど議員言われましたとおり、市内の事業者は3,000事業者でございます。そのうち1,700の事業者に中小事業者へのがんばる応援金ということで給付金を支給いたしましたところございまして、約半数がこの支給を受けていると、そういう状況の中で、市内事業者の休業、倒産、廃業の状況についてお尋ねがございました。

商工会議所、商工会に確認をいたしましたところ、新型コロナの影響による倒産や廃業の情報といったものは把握をしていないということでもございました。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

把握していないと言い切られますけれども、やはり商工会議所のほうとも連携をしながら、しっかりこの動向を見て、今後、第4波が起こるかどうか分かりませんが、やはり緊急事態宣言による事業の経営と申しましうか、非常に苦しい状況に追い込まれているところもあると聞いておりますので、そこはぜひ会議所と連携をされて、しっかり動向を注視する調査ぐらいはされるべきではないでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

基本的には商工会議所、商工会のほうと連携を取りながら、倒産とかの情報については確認をしてきたところでございます。新聞情報によりますと、柳川市においては2件の倒産がっていると、そういうふうな情報がございます。しかしながら、これは新型コロナウイルスの影響によるものではないというふうに思っておりますし、また、先ほど申しました中小事業者へのがんばる応援金、1,700事業者でございますけれども、その中で1回目の緊急事態宣言で約362の業者が休業をいたしているところでございます。

その後の休業状況については、商工会議所、商工会に確認をしたところ、詳細については把握していないということでございますけれども、そういった経営状況につきましては、今後も商工会議所、商工会、また、商店街とかとしっかり連携しながら把握をしていきたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

私がこの質問をする理由は、1月中旬から2月末にかけて緊急事態宣言が出されたわけなんですけれども、市内を多少見ましたけれども、やはり外出がぱったりと減ったと。当然そういう緊急事態宣言による影響がかなり出ているなという状況も拝見させていただきました。そして、個別に対面してお客さんを接客するサービス業、ここについて、やはり昨年から比べると3割から5割の売上げの減だというような話も聞くわけでございます。そういった意味では、特に、土産店、アパレルショップ等々の小売店、そして、イベントとかマッサージの事業者の方にもちょっと話を聞きましたけれども、第3波の緊急事態宣言によって相当経営が厳しくなっているということでありましたので、ここにこの質問をさせていただいているわけでございます。

そこで、今、緊急事態宣言が解除されたわけなんですけれども、今後、市独自の施策として、飲食店はちょっと除きまして、この困窮している事業者を救うための柳川市独自の施策があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

産業経済部長（松藤満也君）

緒方議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大による2度の緊急事態宣言が発令され、市内事業者におかれましては、国内外からの観光客の大幅な減少、イベントの中止や延期等により、宿泊や川下り、飲食、お土産等の観光関連産業をはじめ、製造業、建設業、卸売・小売業など、あらゆる業種の事業者が大きな打撃を受けているところでございます。

これまで市では、事業者の皆さんの事業継続を支援するために、新型コロナウイルス感染症緊急対策として第1弾から第8弾まで、中小事業者へのがんばる応援金やがんばる家賃軽

減支援金、また、柳川観光V字回復キャンペーン事業、ペイペイと連携した消費喚起キャンペーン事業などの独自の支援策を行ってきたところでございます。

今後の経済対策につきましては、2月末の緊急事態宣言の解除を受け、現在、本市ではさげもん祭りの期間中でありますので、コロナ感染拡大防止策を講じながら、本市の経済回復につながるような対策を行ってまいります。

4月以降はコロナワクチン接種が開始する予定となっておりますが、このコロナの感染拡大が収束していく中においても、感染拡大前の状況まで経済が回復するには時間を要するというふうに考えております。コロナの感染拡大防止に努めながら、さらなる観光需要の喚起、消費需要の喚起などの取組を実施していきたいと考えております。このため、本市としましては、国、県の施策や補助金の動向、市内事業者の皆さんの状況等を見ながら、関係機関と連携して、今後も引き続き地域経済の回復を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

部長より答弁いただきました。国、県の動向を見極めながらということ述べられましたけれども、1点質問します。

特に、中小事業者、この一時支援金が国の施策であると思うんですが、当初は3月からの受付というようなこととお話を聞いておりましたけれども、何かきちっとまだ確立ができていないような話だと思います。売上げの50%以上減ですかね、法人に対して600千円、個人事業者に対して300千円という一時的な支援金の構築があったということなんですが、そこが今どうなっているのか、ぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

今、緒方議員からの御質問につきましては、まず、飲食店以外の飲食店取引業者や外出自粛の直接影響を受けた旅館、お土産店、タクシー事業者等で売上げが50%以上減収した事業者に対しまして、国は法人は上限600千円、個人事業者は上限300千円の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を支給すると、そういうふうになっているところでございます。

この申請の手続については、今日もホームページで確認をしてきたところでございますけれども、それによりますと、申請受付期間が3月8日から5月31日まで受付をしていくと、そういうふうになっているところでございまして、詳細につきましては、まだ今のところ昨日の段階での更新がそこまでということでございますので、引き続き手続については順次公開されていくものと認識をいたしております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうすると、受付の窓口等々はどうなるのでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

受付の窓口ということでございますけれども、これは基本的には国の事業ということになっております。しかしながら、申請のお手伝いがありますとか、そういったものにつきましては、商工会議所、商工会、また、市も協力しながら、万全な体制で支給を受けていただけるような相談窓口を築いていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

国の情報をタイムリーに把握していただいて、市民に分かりやすく、ぜひ情報を伝えていただきたいと強く考えております。

この件については、私自身は柳川市独自で、例えば、国が50%以上の売上減と、なかなかハードルが厳しい部分もあると思いますので、やはり事業を継続するために、特に困窮している事業者を救うために、売上減が前年と対比して30%から50%未満、ここの事業者は非常に多いと私は感じているわけでございます。そのような意味からも、やはり飲食店を除くそういうサービス事業者において、この30%から50%売上減の事業者を対象として、市独自で事業を継続していただくための施策が私は今必要ではないかと考えております。

久留米市においては、例えばですけれども、市長が言われていたのは、マラソンでいうと給水地点を今回我々は充実させるんだと、長く事業を継続していただくためにこういう独自の施策は必要だというようなお話もされていたわけでございますけれども、やはり柳川市、本市においても独自の施策を今打つべきだと私は考えておるところでございます。

そういった意味では、市長の何か見解とか方針とかありましたら なければいいです。ありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

昨年2月に新型コロナウイルスが発生いたしまして、1年以上経過をいたしました。経済が非常に長期化しているということも私も否定できないと思います。この間、柳川市では経済対策チームを立ち上げまして、国の地方創生臨時交付金を活用しながら経営支援策、そして、安心して買物、観光していただくなどの感染対策も検討を進めてきたところです。

緒方議員のほうは30%から50%減の拾えない人たちを、飲食業を除いたものについてどう市として考えていくかということで尋ねておられます。北九州市、福岡市、久留米市がそういう対策を講じていることは承知をいたしております。また、私自身も福岡県がしてくれるかなと思っておったんですけれども、知事がちょっと今ああいう状態になっておりますので、柳川市としましては、令和3年度の予算が地方創生臨時交付金の追加配分で360,000千円来ます。360,000千円については、私も任期が4月23日までですので、大きなことは言えませんが、地元の商工会議所、商工会、観光協会等の経済団体の意見を十分聴取しながら、

今後の対策、経済的な支援策を考えていきたいと、柳川市としては考えなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

特に、国、県の支援等々から漏れる事業者もかなりおられると聞いておりますし、事業を継続していただくためにも、その支援金だけでは到底不足する部分もあるかもしれませんけれども、やはりそこでもう一回元気を出して、もう一回頑張ろうという気持ちになっていただくということが、この事業者というのはその部分については極めて期待をされているところだと思いますので、私としてはこのような独自支援はぜひ必要だと考えているところがあります。

次の質問に移ります。

本市において、養殖ノリのカモ食害の被害が広がっております。有明海研究所の方々からちょっと話もお聞きしたんですけれども、今現在、河口付近、要は矢部川、塩塚川、沖端川、その河口に近い養殖ノリの網のノリ芽をカモが相当食べに来るといような食害が出ているということでありました。年間30,000千円以上の損害が出ているということでありました。そして、こういうことも言われておりましたけれども、ノリ養殖の漁業者の方が船で来られて仕事されるときはなかなか集まらないと。そして、仕事されて帰られたらどっと押し寄せるといようなことにもなっているようです。

そのような意味から、今、国、そして、組合等々ではあらゆる対策を取ってあると思えますけれども、特に、定置している爆音機等々は当然必要なのでしょうけれども、カモが慣れてしまっていると、逃げないといようなことを言ってありました。鳥類といのは非常に賢いといような話もされておまして、やはり市としても、当然この部分については何か施策を打っていく必要があるのではないかと私は強く考えるわけでございます。

そういった意味で、まずは今、原因を含めてなんですけれども、カモ食害の実態を把握されてあるといことであれば、調査をされてあるといことであればその調査内容を聞かせていただきたいと思えます。

水産振興課長（横山誓市君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、カモ食害につきましては、以前から有明海区の河口域漁場でノリ網からノリ芽が消失するバリカン症と呼ばれる症状が発生しております。この症状につきましては、有明海区のみだけでなく、全国のノリ産地でも発生しておまして、河川からの淡水の流入の影響や、カモ、また、魚類などの食害が原因であろうと検討されてきました。そして、県の有明海研究所におきまして、2010年、平成22年度から2012年度、平成24年度にかけて本格的な調査が行われております。そこで、カモがノリを食べていることを正式に確

認しまして、ノリ芽が消失するのはカモが原因であると判明いたしております。

そして、カモは植物食でありまして、陸生植物の種子などを食べておりますが、カモの種類によっては、やはりノリを食べる習性があり、ノリ生産が本格的に始まる冬季においては、やはり陸上の餌が少なくなりまして、養殖ノリの被害が急増すると考えられております。

カモの食害におきましては、そのバリカン症の症状、また、すなわちカモ食害については以前からあったものと思われております。地球環境の変化など、様々な要因も考えられますが、そういった確証するものがなく何とも言えませんが、有明海研究所の本格的な調査によりまして、ノリ芽の消失の原因がカモの食害によるものと明確に認知されたことで、10年ほど前からカモの食害対策の必要性が訴えられてきているところでございます。

そして、調査におきましては、先ほど申しましたとおり、有明海研究所で本格的な調査を行われておりまして、調査としましては、目視によるノリの摂食の確認、そして、カモの消化器官の内容物の調査、カモの侵入防止試験等を実施されております。

その調査によりまして、有明海区では例年七、八種類のカモが見られております。そのうちノリの食害を確認できたのが、オナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモでありました。その4種類のうち、最も飛来数が多かったのがオナガガモでありまして約数千羽程度、次に多いのがヒドリガモで約数千から数百羽程度飛来する傾向にありまして、この2種類のカモがノリの摂取量が多かったと。そして、その2種類による被害が大きいと考えられております。

摂取の仕方としましては、海水につかっているノリ網の上からついでんだり、水面から干出し始めたノリ網の下に潜って、垂れ下がったノリをついでむといったことが確認されております。

また、カモの侵入防止試験では、囲い網の試験をされております。この試験では、ノリ小間の中にカモが入らないということが確認されておまして、ノリ芽の消失は発生しなかったということが確認されております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

令和元年度で36,000千円ぐらいの被害が出ているということでお聞きしておりました。今後この被害はなくなるといえるということでもありますので、やはり本市としても、国、県、そして、漁業組合等々と連携されながら、新しい対策の施策を、特に、実証実験を行うなどして、これから対策を打っていく必要があるのではないかと私自身は考えておるところでございます。例えば、ドローンを使ってやるとか、光を当てると少し逃げるといような習性もあるようでございますので、ここについて、本市としての見解、そして、方針があれば、ぜひ市長にお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、なければ結構です。

市長（金子健次君）

緒方議員が言われるような光とか、ドローンで音を出して追っ払うとか、そういうようないろんなことをこれから考えなければならないというふうに思います。私自身も荒尾や佐賀のほうでラムサール条約の登録ですかね、渡り鳥を保護しているという形で、柳川でできないだろうかと有明海漁連の会長に話したときに、これがね、カモの食害があってできないんだよというお話を一回聞いたことがあります。そうなれば、カモというのは一番おいしいところを食べていくというようなことを聞いておりますし、年間130億円から150億円の中の、金額的には30,000千円、大きい金額ですけれども、パーセントでいえば僅かなんですけれども、やっぱりこの問題については対策を講じる必要があると思いますし、緒方議員が指摘されるようないろんな策を講じていくことを有明海研究所と協議しながら進めていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。

最後になります。ポイ捨てを禁止する条例を制定すべきじゃないかということで質問をさせていただきます。

特に最近、私が思うのは、お手元に写真を載せておりますが、悪質なポイ捨てが多いなということを感じるわけでございます。地元で善意でごみ拾いをされてある方々から、いろんな厳しい声も聞くわけでございますが、本当に憤慨していると。これじゃたちごっこじゃないかと。拾っても拾っても、また増える。悪質にそういうことで缶をまとめて捨てたりする。本当に今の現況を見て、どう思われますかというような厳しい意見が非常に多いわけなんですよね。

市長も御存じのように、今年の豪雨の折に、掘割にペットボトルとか缶とか、もろもろのごみを捨てたものが樋管に詰まって、本当に冠水対策を妨げたと。なかなか水が引かない、どうなっておるんだということで、水路課全員で一生懸命現地確認されてありましたけれども、詰まって水が引かないわけですよ。そういう現況もあります。そして、今このコロナ禍の中で、マスクをポイ捨てしていく人、感染のおそれがあるので捨てるにも拾えないじゃないかというような声も聞きます。そして、私自身も沖端地区のクリーンアップ大作戦に毎年参加させていただいておりますが、やはり川底に弁当の殻のトレイだったり、ペットボトルだったり、缶がやっぱり捨ててあるわけですよ。観光地として、これはマイナスじゃないかと。日頃から住民の皆さんとも話をさせていただいているところでございますが、まずはこういう悪質なポイ捨てについて、何か研究されているということであれば聞かせていただけないでしょうか。

以前の一般質問でも一回質問させていただいております。そして、昨年9月の決算審査特別委員会の折にも質問させていただいて、執行部のほうからは研究しますと、検討します

と。現行の施策も引き続きやりながら、新しい研究をやりたいというようなことで明言をされておりまして、研究の結果をぜひ教えてください。

生活環境課長（江口英範君）

緒方議員の御質問にお答えします。

研究されるという話の中で、現在、市クリーン連合会の行事、会合等はコロナ禍により延期、見送っている状況でございます。そっちのほうの議論もございませぬけれども、本市で繰り返されるポイ捨てごみの対策について具体的に考えているのが、もちろん今までの取組がございませぬ。警察への警らのお願いとパトロールの強化、そういうことでもあります。地元の方々の監視や御協力を得て防止していきたいと、そういうふうを考えておりますが、こういった繰り返されるひどい箇所につきまして、具体策といたしましては、議員が今日お示しいただきました現況写真等を載せるチラシ等を市のほうで少しひな形等を作って地域の方へ呼びかけを行い、地域、警察、行政による監視体制を強化して、ポイ捨て等を防止していきたいと、このように考えております。その際には地元の区長さん等によく御意見をお伺いして、対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

新しいことをやるというようなことでございませぬので、当然それも早急に私はやっていただきたいと思ひます。こういう悪質なポイ捨てが止まらないわけですから。

それと同時に、例えば、大分県の日田市については、大体人口は柳川市と同じぐらいです。そして、観光にも力を入れてあります。平成21年に安全で快適な生活環境の確保ということとモラル・マナーの向上ということで条例を制定されておりまして、違反される方には、20千円以下だったと思ひますけれども、過料も科するというような条例を制定されてあります。

この柳川市において、こういうことで全くポイ捨てがなくなる状況、ゼロとはいひませぬけれども、少なくなる状況、悪質なポイ捨てが増えている状況の中で、やはりこういう条例の制定は私は今この柳川市においてすべきではないかと考えております。今現在、当然あらゆる廃棄物に対するいろんな法令はありますけれども、そこに10,000千円以下の罰金とかいろいろありますけれども、なかなかこれを立件するのは難しいわけですよ。なかなか立件として取り上げられない。そのような意味でも、柳川市独自で条例を制定すべきであると、私はそう考えておりますし、住民の方々もそう言われておりますが、市長のほうで何かお考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいんですが。

議長（藤丸正勝君）

緒方議員、時間が過ぎましたので、市長、簡単にどうぞ。

市長（金子健次君）

簡単にというわけにはいきませぬですけども、条例化ということで、先進地に日田市が

あるということでございますから、日田の市長には聞いてみたいと思いますが、私は「おもてなしの心日本一」という看板を上げておりますので、心の分、やっぱり小さい頃からの学校教育の中でごみは捨てたらいかんという気持ちをですね、ごみを捨てる人でなければならぬという気持ちの中で、私の家は堤防のところ、毎日捨てる人がおったんですね。いたちごっこだったけど、頑張ったんですね。そしたら、やっぱりそのことによってごみがなくなってしまうと。ここに緒方議員は写真を持ってきていただいておりますが、これを捨てることによって捨てられないと。誰かが片づけるので捨てるんだという気持ちになってきたとき、その条例が必要と私は感じておりませんので、そういうことで、柳川市のまちが法律で規制をしなければならないようなまちでなくて、モラルが低いまちだと言われたくないために、私は条例化についてはしたくありません。

以上です。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時4分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に続き会議を開きます。

第2順位、20番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。国民が国土について関心を持つことは非常に大事であると思っております。地方議員も周知していくことは使命と考えております。

それでは、ただいまから一般質問をいたしたいと思っております。

それでは、質問に入る前に、時間の都合もございまして、順位を変更させていただきまして、ごみ収集運搬の質問を先にいたします。

また、次の選挙では無投票と思っておりましたが、急遽対立候補の出現によりまして心は千々に乱れてあろうかと推察いたしますが、市長に度量の川下りの水のごとく明鏡止水の心で御答弁をいただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本市においても新型コロナウイルス感染症はいまだに終息に至らず、市長も最も力を入れてある観光産業はまさに瀕死の状況に至っております。その中で、残り5か月となったオリンピックについても組織委員会会長交代がばたばたと行われました。マスコミにおいてもこればかりが報道をされ、間隙を縫うようにして、中国は毎日のごとく日本固有の領土である尖閣諸島に日本の海上保安庁に該当する公船での領海侵犯を繰り返しております。日本固有の領土である尖閣諸島に、お隣の中国や台湾は周辺海域の海底に膨大な石油資源

が眠っていることが判明をしました1970年以降、それまで見向きもしなかった尖閣諸島に対して中国の領土である主張を強くし、虎視眈眈と領土化を狙っています。

また、北に目を向けますと、韓国は朝鮮戦争後、どさくさに紛れて、これまた日本固有の領土である竹島を実効占有し、ロシアも終戦後には北方四島に進駐し、占領しています。中国、韓国、ロシアにおいては学校教育の場で自国領土であることの教育がなされています。我が国においては、これらの島々が日本固有の領土であるとの教育が明確にされてこなかった結果、国民の関心が薄いのではないかと考えます。

このようなことを申し上げますと、さきの大戦の反省をしていないなどおっしゃる方もおられますが、国際間の紛争を解決する手段としての武力の行使は、戦後、平和憲法の下で行わないと決めています。領土に対する教育や国家の存在の意義について教育を行わないとは定められていません。

コロナが収まれば多くの外国人や日本人が旅行すると思いますが、そのときに必要となるのがパスポートであり、それぞれの国民であることを証明するもので、国が存在するから発行できるものであります。しかし、領土がなくなれば国は存在しなくなります。このような観点から、領土の喪失の危機が迫る中、国を応援するために地方からもっと声を上げていただくべきではないかと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、演壇より質問を終了し、あとの質問については分かりやすいように自席より一問一答で行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えしたいと思います。

領土問題など、国際社会における国家としての存立に関わる事務は国の役割となります。しかしながら、あえて質問されてありますので、個人的な感想を申し上げたいと思います。

三小田議員が言われるように、自国の領土を正しく理解し、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持つよう、領土に関する広報、啓発を充実させることは大切なことだと私は思います。

自国の領土について正しく知識を身につけ、世界的な視野に立って領土問題を考えていくことは大変重要であると感じているところです。

安全保障の基本的な課題は、日本の主権、領土、そして、国民の安全が守られることであると考えます。議員御発言のことについては、国がこれまでの基本姿勢に基づき主体的に取り組まなければならないことであると考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

ありがとうございました。私は国民としてまだ言いたいことがありますけど、やっぱり国も努力をぼちぼちしていただいているような気がいたしますので、この質問に対しては終わ

りたいと思います。

それでは、新しくみやま市と共同でごみ焼却場の建設を行っていますが、その建設費は当初の計画より雪だるまのごとく膨れています。最近の新聞報道によれば、また1,130,000千円ほど増加したとありましたが、総建設費は人口1人当たり幾らになるのか、市民の方が非常に心配なされておられましたので、よかなら教えてください。私もこの議員になっておりますから、中身のことはいいですから、その1人の平均をよろしくお願ひしたいと思ひます。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えします。

新しいごみ焼却場の建設は柳川市とみやま市でつくる有明生活環境施設組合の事業でございまして、組合予算4年間の総額で12,150,000千円となっております。このうち36億円ほどが国庫補助金で、残り8,550,000千円が両市の負担となります。（「課長、私はその内容のことは議員しておりますから分かりますから、1人の平均を、私が計算苦手でしょうが。よろしく」と呼ぶ者あり）

分かりました。

柳川市の負担はそのうちの7割ですから、約60億円ということになります。この60億円を柳川市の人口6万5,000人ほどで割りますと、1人当たり約92,300円となります。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

共同でしておりますから、みやま市もよかったなら教えていただいでよろしゅうございませうでしょうか。みやま市は分かりますか。分からないなら先へ行きますから。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

すみません、みやま市の人口をちょっとこの場で把握しておりませんので、みやま市の1人当たりについてはお答えできません。申し訳ございません。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、今後必要となる管理費を含めて、当然その費用は柳川市、みやま市の皆さんの税金で、また、ごみ袋の代金として支払っていることとなろうかと思ひます。

そこで、家庭ごみの処理費が少しでも安くなるためには、もっと身近な家庭ごみの廃棄物収集運搬業者の委託料が少しでも安くなるのが大事と考えていますので、これについて市長の考え方をよろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

三小田議員が私を指名されておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

費用対効果の増大を図り、経費削減をどう進めていくかは非常に重要な課題だと認識をしております。議員御指摘のとおり、現在、新ごみ焼却施設を令和4年3月、来年3月の本稼働を目指して、みやま市と共同で建設しております。建設費は約121億円と決まっておりますが、みやま市と本市の負担割合は新施設稼働後1年間に両市から持ち込まれる、パッカー車で運び込まれる可燃ごみの搬入量で再計算することになっております。私は市民の皆様の御理解と御協力を得て、可燃ごみを削減することが最も大きな経費削減につながるものと考えております。

一方で、先ほどからお尋ねの廃棄物の収集運搬業務の業者選定については、弁護士や税理士、学識経験者等で構成する受託業者選考委員会で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準を満たしているかを判断していただいております。これに応募することは可能であります。受託業者選定に経済性を優先すれば価格競争となり、ともすればサービス低下による適切な廃棄物の収集が損なわれるおそれがあります。そこで、法令の基準にもあるように、経済性の確保より業務を安定的かつ円滑に遂行することが重要だと認識をしており、競争入札等についてはなじまないというふうには考えております。

以上です。

20番（三小田一美君）

私もクリーンセンターは莫大な金額で出来上がったのだから、私の本当の気持ちは随意契約でなくて委託でと、そういうふうには経費削減になりますのでお尋ねしよるわけでございますので、その関係でよろしくお答えをお願いしたいと思います。

それでは、質問しますが、家庭ごみの廃棄物の収集、運搬、処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条と法律施行令第4条に規定されています。この規定を基に、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同条例施行規則で定められていますが、それによれば受託業務を遂行するに足る施設となっておりますが、柳川市としてはどのような種類の施設を規定し、その構造と面積を明らかにしていただきたいと思っております。お尋ねします。どうぞ答弁をお願いします。これも私は弁護士さんから聞いてきとっですもんね。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

市町村が一般廃棄物の収集、運搬、または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準として示されております。その条文に議員御質問の受託業者が受託業務を遂行するに足る施設を有することとあります。この条文の受託業務を遂行するに足る施設とは、一般的に市内の一般家庭や事業所などから排出される廃棄物を安全かつ適切に収集、運搬するための車両や、その車両を保管する駐車場、さらに事務所を有する施設、それらの敷地など

と考えております。議員御質問にある施設に関しての具体的な細かな規定としては市は設けておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

それでは、今まで質問では抽象的な答弁しかいただいていませんので、例えば、事務所であれば木造の平家といった構造、また、面積何平方メートル以上、備え付ける標準的事務機器としてはパーソナルコンピューター1台、また電卓が1台など、よかなら具体的にお答えをお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えします。

先ほども申しましたこの条文にありますように、遂行するに足りる施設ということになりますので、パッカー車とか、その車両を保管する駐車場、さらに事務所というふうなことを足りる施設と定めております。ですから、先ほど議員御質問のあった木造平家とかいう構造とか具体的な平米数などという細かい規定は設けておりません。

同様に、事務機器についても、受託業務が滞りなく処理できるのであれば手作業でも問題ありませんので、パソコンや電卓の台数などについての規定も設けておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。ぜひ視察か何かですね、今、随意契約でしてある会社へぜひ視察へ行っていただきたいと思います。私がどうのこうの言わなくてもですね。

それでは次に、人員及び財政的基礎を有しとありますが、柳川市としては、人員は経営者、または事務員さん、収集車1台当たりの作業員の人員、また、委託料算出の基礎として何人で算定をされていますでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。可燃物も不燃物もお願いします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えします。

受託業務を遂行するに足りる人員については、収集する廃棄物の種類にもよりますが、可燃ごみでよろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

可燃ごみの収集車については、1台当たり運転手1人と作業員2人が必要と考えております。同じように事務員についても、可燃物の場合は0.5人と考えて算定しているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

ちょっとお尋ねしますが、可燃物の乗務が3人ですか、それと不燃物が2人ですね。（発

言する者あり)分かりました。

それでは次に、人員及び財政的基礎を有し、後段の財政的基礎を有しとは柳川市としては具体的にどのような状況を示しておられますか、教えてください。

廃棄物対策課長(松尾 強君)

三小田議員の御質問にお答えします。

財政的基礎に関しては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、受託業務を遂行するに足りるかどうかは受託業者選考委員会で判断しております。財政的基礎についても同選考委員会への申請書類に財務諸表を含む決算書などの提出を求め、同選考委員会の委員であります税理士に自己資本比率や流動資産比率など経営内容を審査していただき、経営が健全であるかどうかを審査し、財政的基礎の有無を判断しております。

以上でございます。

20番(三小田一美君)

ありがとうございました。

それでは、車両の購入費、車両の維持管理費、収集運搬時の燃料代、また、作業員の賃金、事務員の賃金など、何か月分の預貯金、現金が必要となるのか、具体的に教えてください。

廃棄物対策課長(松尾 強君)

三小田議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、財政的基礎についても預貯金や現金などの必要額など、細かい規定はございません。要は先ほど申しました経営が健全かどうかということで判断しておりますので、その分については先ほど申しました税理士の判断によるものとしております。

以上です。

20番(三小田一美君)

それでは次に、受託をしようとする業務の実施に関して相当な経験を有する者であることと定められていますが、柳川市としてはどのような種類の業務を何年以上経験すれば相当の経験を有する者と認定しているのか、また、経験を有する人は経営者だけでよいのか、また、現場の責任者、作業員も必要なのか、具体的に教えてください。

廃棄物対策課長(松尾 強君)

三小田議員の御質問にお答えします。

どのような種類の業務の経験が必要かとは、一般廃棄物の収集運搬に関する業務の経験と考えます。具体的に何年以上の経験で相当の経験に認定するというような規定はございません。当該事業所の社員全ての経験年数を調査いたしまして、1年未満、1年から5年未満、5年以上に分類した上で現場作業での経験が満たされているかどうか、一方で事務処理での経験値が十分であるか、また、ISOの取得状況などを踏まえた上で総合的に判断をしてお

ります。

以上です。

20番（三小田一美君）

選定委員さんも大変だなと私は思いますが、よく慎重にさせていただきたいと、私はそういうふうに思っております。それは一生懸命頑張っておられると思いますから。

次に、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定められていますが、受託業務を遂行するに足りる額は、柳川市においては、今まで質問した内容に基づき収集運搬業務に従事する作業員や車両などの管理費、また、その他の経費などを積み上げて走行距離や収集量などを加味しながら算定されていると考えますが、具体的にどのような方法を用いて計算をされていますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えします。

委託料に関しては、議員御指摘のとおり、必要と思われる額を積み上げて算出しております。具体的には人件費として作業員や従業員の給与や手当、賞与、法定福利費、退職積立金といったもの、加えて、作業服などの消耗品費、収集車の燃料費や修繕料、車検料、保険料、税金、減価償却などの車両費、その他、光熱水費や通信費などの事務費、雑費などを積み上げております。

以上です。

20番（三小田一美君）

以前、業者と相談してと答弁をいただいたこともあります。市において計算されている内容の項目、それぞれの単価などをお答えしていただければと。計算の基礎資料の開示をお願いしたいと思います。じゃ、よろしく願いいたします。一応お願いしておりますから、通告はしておりますから。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

具体的には先ほど申しました人件費、車両費、事務費、雑費などを積み上げておりますけれども、それぞれの単価に関しましては、それぞれの単価が分かりますと予定価格につながってしまいますので、それについては御答弁を控えさせていただきたいと思います。御理解をいただきたいと思います。よろしく願いします。

20番（三小田一美君）

それなら、出されんということですか。資料の開示がされないとすれば、業者の選定はしていないということですか、また、行政が適当にするとということでしょうか、ちょっとお尋ねば すみませんけど、無理なこつばかり言うばってんね、私は経費の削減ばお願いせやんけんお尋ねしよっとよね。ごめんね。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

業者選定に関しては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条にあります廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準にのっとり業者選定委員会のほうで業者選定をいたしております。委託料に関しては、この施行令第4条第5項に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」とありますので、その基準内で算定しているところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

それなら、ちょっとむんなこつば言おうかね。

次に、委託料で算定をされた1台当たりの作業員の数不足した場合、手続などの規定は整備されていますか、それをお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えします。

作業車1台当たりの作業員に欠員があったときの委託料の返還やペナルティーの規定はあるかとの御質問ですが、委託契約書の中ではそのような規定は設けておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

それでは、委託料の一部返還やペナルティーなどの規定はありますか。最近、乗車している作業員に欠員があるようなことも聞き及んでいますので、それをお答えをお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

すみません、先ほどの答弁と重なりますけれども、作業車1台当たりの作業員に欠員があったときの委託料の返還やペナルティーの規定はございません。

議員御指摘の作業員の欠員については、昨年夏の可燃物収集車のことだと推察いたしております。この受託業者では作業員の1人が7月31日に会社を辞められたため欠員が生じました。そこで、作業員の募集を始めましたが、すぐには応募する人がありませんでした。この収集業務というのは、安全かつ衛生上、十分な訓練を要するために単発的な代替要員を充てることが難しいものでございます。また、当時は新型コロナウイルス感染症の感染リスク分散の観点から、ほかのチームとの入替えもできず、結果的に9月に新規作業員を雇用するまでの約1か月半の間、2人体制で収集作業に当たっておりました。

この間、受託業者と協議を重ね、従業員の補充についての見通しや欠員状態での収集体制、さらにはコロナ感染症対策などを協議、指導を適宜行いまして、安全かつ適切な廃棄物の収集が維持できておりましたので、委託料の減額やペナルティーは行っておりません。現在は代替要員も確保してありますし、欠員は出ておりません。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

代替で人員はそのまま乗務すると今お答えをもらいましたが、それでできますか。安全・安心でお客様にサービスするのに、大体3名で乗務ちおたくは今言われたでしょう。それなら、査定したときはどげんして計画はしたとですか、計算は。その残高は、金額はどげんするとですか。監査委員なら見ればすぐ分かりますよ、私も監査しておりましたから。どげんするですか、これは、金額は。だから、この資料ば見せてくれと言いようが。そうすると分かるけん。幾ら 聴取不能 ごまかしたっちゃ駄目ですよ、分かりますから。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

先ほどの答弁と重なるところは申し訳ございません。

作業員の欠員に関しては、すぐに募集を始めましたけれども、応募がなかなかございませんでした。議員御指摘のとおり、代替要員を充てて作業するというのは非常に難しゅうございますので、1か月半ほど欠員は生じておりました。ただし、契約書の中には計画時間内に規定された区域内を収集するというのが業務になっておりますので、その業務に関しては完全に実行できておりましたので、その分についての委託料の減額やペナルティーについては科しておりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

それは分かりますよ。けどですね、決められたことはですね、3名なら3名で乗務するとが本当でしょう。それは今言いよんなはるが、支障は起きとらんかも分からん。市民の方に迷惑はかかっとらんかも分からんけど、やっぱり3名で計算ばしたなら、その3名の計算の仕方がどげんなっとるか、そればちょっと尋ねたいと思うわけよ。あれは絶対払い戻ししてもらわんとできん。たとえコロナやろうが何やろうが、それは関係なかでしようが。そんなら、先に事務局に連絡なりあれなりするならよかばってんですね。また、話によれば、1か月ぐらいそのままの状態やった。そして、何回かして、市民の方から課長のほうに2名しか乗務していないと電話のあったとでしよう。そういうことだったと私は思います。だから、私は質問しよるとですよ。もったいないからね。だから、調べるならすぐ分かるでしよう。計算ば、1年間の契約をして幾らなら幾らと。そんなら、あんた、これが一番よかやなかですか、お金ば、あんた、それは市から何らかの形で請求せんとでけんめえもん。そのまま支障は起きとらんかも分からんばってん、3名で乗務ならよ。だから、俺も今まで黙っとったっちゃもん。書類ば書き直すならでけんけん。せんかこつなからうばってん。ちょっとそれを教えてください、どしけんじゃい。どうして請求ばしなはらんじゃろうか。査定は、あんた、あれやろうが、3人分でしとっとやろうが。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御指摘のとおり、算定については、乗務員は運転手1人、作業員2人という

ことでしております。委託料の算定はそういうことになってはいますが、委託契約に関しては、そういったことで指定された区域内を指定された時間内に廃棄物を収集運搬するということになってはいますので、その業務に関しては完全に履行されています。（「それは分かると言えようが。それは分かると言え、3名で……」と呼ぶ者あり）

ですから、その業務は遂行されておりますので、その分についてのペナルティーや委託料の減額はいたしておりません。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

それなら、そのまま、2人やろうが1人でもいいわけですね、支障がないなら。それなら、契約は何でもつくらんでもよかということですか。そんなら、あんた、出勤もよかたい。職員さんたちも8時半出勤ばってん、9時頃出てきても。それと同じなんですよ。あんたは簡単に思えよばってん、これは血税よ、税金よ。そんなら、職員さんたちも10時なら10時に出てきてもよかですたい。そのようなあなつあんの回答ばもらうならですよ。ほんに失礼なことば言えよかも分かりませんが、もうちょっといい答弁のなかですか。そんなら、妙なかふうになるなら何か出ますよ、何でん。

そして、言えよばってん、監査でも指摘はしとろうが。何でん随意はでけん、緊急の場合はいいけどと監査でも指摘しとるですよ。やはり緊急の場合で、地震の入った、台風の来たなんて人命に関わることなら随意もせやん。それはもう分かり切ったこと、みんな議員あたりは。やはり委託ばしてもらわんことにはね。そして、特にクリーンセンターも新しくできたやないですか。だから、私はずっと聞きよとですよ、何でん。

ちょっと答弁ばよかですか。今の人員の件で、当たり前、支障のなかったならよかじゃなかですか。そんなら、例えばの話、職員は誰でん11時頃出てきて、市民の方に何も迷惑もかけんならそれが一番よかけん、支障のなかったと答弁ばしてくるとよかやんね。それでまかり通るなら、市民の方たちが。ちょっと教えて。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

この受託業者が昨年の夏場に1人欠員で、2人体制で作業してあったことは事実でございます、その間、私どもとその業者は適宜協議を重ねておりました。作業員の補充の見込みとか、現況、2人での作業内容を確認しておりましたところ、何とか現状のまま収集業務ができる状態でありました。これを永遠に続けるということではございませんでした。ですから、募集についてはハローワークにも足を運んでいただいて、特別に募集もしてもらっていますし……（「ちょっとよかですか、それは業者さんが頼むことではございませう」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

三小田議員、ちょっと答弁の終わってから。（「いやいや、ハローワークに行っておりま

したからね、ちょっと私が理解しきらんからお尋ねしよるわけですよ。 聴取不能 」
と呼ぶ者あり)

三小田議員、ハローワークの件を聞くわけですか。(「ハローワークに人数ば見つけに行っとんなはとやなか、今言いよんなはるけん。いんにやですか。私の聞き間違いかも分かりませんが」と呼ぶ者あり)

廃棄物対策課長(松尾 強君)続

すみません、ちょっと言葉が足らなかったかと思えますけれども、欠員が出ておりましたので、ハローワークに求人を出すだけではなくて、そちらのほうに足を運んでいただいて、所長さんのほうに特別にお願いをしたということで、特別な配慮もしていただいております。ですから、その欠員の補充に関しても最大の努力をしていただいております。そういったことも含めて1か月半で何とか新規の採用ができたというようなこともございまして、そこに関しては減額もペナルティーも科しておりません。

以上でございます。

20番(三小田一美君)

よかですか。人員及び財政的基礎を有しと、いろいろ法律のありますもんね、規約の。柳川市でも。そんなら、あんた、何でん決めとったっちゃ何もならんごたっじゃんね。そんなら、選定委員さんあたりの相談ばしてんですか。

市長(金子健次君)

担当課長が御説明したような形で、緊急の事態の中でお辞めになったということで、それについては雇用をどう確保していくかということは委託業者は努力していたと思います。その間、業務に支障がないような形で1か月半してありますので、その分についての委託料の減額とかペナルティーということをおっしゃられますけれども、継続的にずっと1年間通して委託の内容が違っていたということではございませんで、緊急的にそういうことでされたということで三小田議員は御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

20番(三小田一美君)

いんにや、私もそれはよう分かりますよ。分かりますけどね、これが1回、2回やなかっですもん。夏休みの1か月ぐらいやった。情報をちょっと聞きましたけんのう。あんまり度の過ぎるとですよ。腹いっぱいそげんかばわんでよかでしょうが。皆さんたちの血税やろうが、全部の税金。もうよかですたい。次に行きます。

それでは、収集運搬を市が直接行わない場合は委託してもよいことになっておるわけですね。委託の業者の選定については、委託の業務に支障を来していないという理由で競争入札の原理が働いていません。言うなれば市との随意契約であろうかと思われ、甚だ透明性に欠けていると言われても反論の余地がないと思われま。

ごみの処理場について多額の費用をかけて建設するのを契機に、収集運搬業者も募集の条件を広く公開していただいて競争入札の原理を働かせて、費用対効果の増大を図るべきかと存じます。市長、すみません、コメントをお願いします。

市長（金子健次君）

今回の質問の中で一番冒頭に私に指名がありましたので、その部分のお答えをしたんですけども、再度繰り返して答弁をさせていただきたいと思います。

廃棄物の収集運搬業務の選定につきましては、弁護士や税理士、学識経験者で構成いたします受託業者選考委員会で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準を満たしているかを判断していただいております。これに応募することは可能でありますけれども、議員のほうは競争入札をということですが、受託業者選定に経済性を最優先すれば価格競争となり、ともすればサービス低下による適切な廃棄物の収集が損なわれるというおそれがあります。そのため、法令の基準にもあるように、経済性の確保より業務を安定的かつ円滑に遂行することが重要だと認識をしており、競争入札についてはなじまないと考えているところであります。

今、いろんな形で問題点をですね、休んだ期間とか言われましたけど、そういうことを含めまして、これからはそういうことがないような形を、低い価格で契約をしていけばいろんな問題、サービスが低下するということを私のほうで心配しておりますので、そういう考え方もあるということを一番冒頭に御説明させていただいたところがございますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

20番（三小田一美君）

市長の気持ちはよう分かります。けど、やはりそれは、すみませんけど、ひとつよろしく願いをしておきたいと、考えていただきたいと、そういうように思っております。

これはまた次に質問しますが、収集運搬の可燃物と不燃物がありますでしょう。それがですね、課長、よっと聞いてってください。可燃物の車庫、柳川に実際あるのかなのか、それと、車庫証明もあるのか、それと、不燃物、それも同様、調べってください。

それと、柳川市内においては道路が狭くて、収集運搬車が進入できない場所が特に多くございます。市民の皆様が不便を強いられています。収集運搬車両に軽トラックを使用する工夫を凝らし、利便性の向上を図るべきと考えますが、市長、コメントをお願いします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の質問にお答えさせていただきます。

三小田議員の御指摘のとおり、ごみ収集車に関しては、狭い通りの御家庭からは大きい通りまで運んでいただいているというような現状がございます。

そのような狭い通りを軽トラックなどで収集したらとの御提案でございますけれども、小

型車両でも運転手と作業員の人件費は必要になります。また、小型車両、軽トラックでは積める廃棄物の量も限られてきますので、処分場に頻繁に持ち込まなければならない状態になりますので、効率が悪く、費用も非常にかかることになります。

小型車両での収集は効率が上がりませんので、皆様に少しずつの御協力で現行の収集車で効率よく収集ができておる状態でございますので、狭い通りにお住まいの皆様にはお手をかけますが、これまでどおり通りまで廃棄物を運んでいただきたいと考えておるところでございます。

なお、高齢者とか体が御不自由で廃棄物を通りまで出せないというような方に関しましては、福祉収集という制度がございますので、それによって戸別に玄関まで廃棄物を収集するような制度がございますので、そういった方は個別に御相談いただけたらと思っているところでございます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

ありがとうございました。

それなら、福祉のあれと言いよるが、御連絡は福祉にすればいいですかね。ちょっと聞いてくれと言われましたから。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

福祉収集の担当は廃棄物対策課になっておりますので、廃棄物対策課のほうまで御連絡いただければと思います。よろしくをお願いします。

20番（三小田一美君）

それでは、次に行きたいと思います。

次に、私たちが恐怖のどん底に陥れています新型コロナに対して、検査で陽性と判断された方が自宅療養されていることに対し、柳川市としては自宅療養されている方の家庭に対して、家族の不安を取り除くようなサポートを行っているのか。感染の危険性は高いと思われるが、どうか答えをお願いしたいと思います。緒方議員と重複するところもありますけど、よろしくお願いをしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

市内に陽性者が発生した場合、本市が把握できる情報は福岡県が発表する情報のみで、どなたが感染されたか分かりません。保健所に尋ねたところ、柳川市内で陽性者となられた方については、自宅療養ではなく、医療機関において入院療養されるか、ホテル療養をされているとのことで、文字どおり自宅で療養されていらっしゃる方はございませんでした。

また、議員が言われますように、家族が感染症を発症した場合、一緒に暮らす家族は濃厚接触することとなり、感染する可能性が高くなると考えられます。

したがいまして、本市におきましては、家庭内で感染を拡大させないために、ホームページで家庭内に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、部屋を分けることや手で触れる共用部分を消毒することなど、注意していただくことを案内しております。

以上です。

20番（三小田一美君）

ありがとうございました。

次に、新型コロナワクチンの接種は国立病院の医療従事者から開始されているが、柳川市の準備状況は他市に比べてマスコミなどでの情報が少ないように思うが、どの程度まで進んでいるのか、医療従事者、また、老人養護施設などの従事者、高齢者、一般市民の接種時期、また、接種の場所、現在判明している情報をお尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員御承知のとおり、国立病院等の医療機関に従事する医療従事者に対し、国は2月17日から先行接種を始めております。続いて、県が3月中旬から優先接種として市内の医療機関の医療従事者への接種を始める予定です。これに続き、4月以降に本市におきまして高齢者、基礎疾患のある人、高齢者施設等従事者、一般の人の順で接種を始めていくこととしており、現時点では国からのワクチンの供給時期や供給量が確定しておりませんので、本市における接種時期等を明確にお答えすることはできませんが、現在、接種券の発送準備、柳川山門医師会との協議、物品の購入、接種場所の検討といった接種実施準備を進めているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。頑張って市民のためにしていただきたいと思います。

それでは、あと1つ聞きますが、新型コロナウイルス感染症のワクチンの種類について、ちょっと尋ねてくれと言われましたので、お尋ねしますが、これの留意点のところのmRNA、それはどういう意味ですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。この前は全協の中でお尋ねしようかなと思いましたが、ちょっと聞き忘れておりましたからよろしくお願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

mRNAということなんですけれども、これはメッセンジャーRNAといいまして、抗原となるたんぱく質をつくり出すための設計図となるメッセンジャーRNAを直接抗体内に接種することで抗原たんぱく質をつくり出すというものです。（「時間がありませんから、後でまた聞きに行きます。これで一般質問を終わります」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時30分 再開

議長（藤丸正勝君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災から10年の節目に、被災地に再び地震が発生いたしました。コロナ禍での災害で大変な日々を送られてある東北地方の皆様の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。また、今もなお続く、新型コロナウイルス感染の中、命がけで戦い続けていただいている医療従事者の皆様に心より感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。本日は2点お伺いいたします。

1点目は、宅配便の再配達についてです。

本市の取組で1月より新しいごみ袋、「燃やすしかないごみ袋」の運用が始まりました。その名称に小泉進次郎環境大臣が注目され、環境省としての柳川市の取組を発信したいという嬉しいお言葉をいただき、また、市民へのメッセージの中で、今後、柳川市において、ごみ問題だけでなく、様々な環境の課題に取り組むまちづくりが進むことを期待していると述べられています。環境の課題に取り組むまちづくりを進めていくために、具体的な方法の一つとして、宅配便の再配達について議論をさせていただきたいと思います。

そして2点目は、広報「やながわ」についてです。毎月2回発行されている広報「やながわ」は、多くの方々のおかげで届けられる広報紙ですが、残念なことに市民の皆さんの中には、広報紙を手にとって読まない方もいらっしゃるようです。広報紙は市と市民をつなぐ大きな使命を担っています。内容や使い方によってはいろいろな可能性が広がるものではないかと考えます。広報紙をより多くの方が読んでいただけるような取組などについて質問をさせていただきたいと思います。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

2015年、全ての国が参加する形で2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定が採択され、世界共通の目標として世界の平均気温上昇を2度未満にする、さらに、1.5度に抑える努力をすること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。パリ協定を踏まえ、日本は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減を掲げています。この目標達成のためには、家庭、業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、そ

して、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

そこで、お尋ねをいたします。

本市の各庁舎内において、特に力を入れて取り組まれている「COOL CHOICE」、賢い選択はどのようなものがありますでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

お答えをいたします。

庁舎内においては、各課や施設に地球温暖化対策主任者を配置しております。ガソリンや電気使用量などのエネルギー使用量に関する調査、報告を毎年実施し、課題や問題点の把握と解決に当たっております。また、柳川市役所節電会議を夏季、冬季に開催し、関係各課で節電対策に関する取組や冷暖房の開始時期等について協議をし、全庁舎挙げて取組を推進しております。

取組例になりますけれども、例えば、電気ポットの使用禁止や昼休み中の消灯などの省エネ化に取り組んでおります。例年5月から10月にかけては、省エネ推進、職員の環境意識啓発及び健康保持を目的として、夏期の冷房温度を28度に設定し、職員のノーネクタイ等による軽装運動、いわゆるクールビズを実施しています。

施設設備関係で申しますと、平成30年度に照明設備のLED化を行い、令和元年度に空調設備の更新を行っています。

また、本市の重点課題であるごみの減量化につきましては、3庁舎に昨年7月から分別ボックスを設置して、職員の分別、ごみ減量に関する意識啓発を図っています。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

庁舎内では地球温暖化対策の主任者を配置されているということで、しっかりと省エネに取り組んでいただいているようですけれども、これは本当に庁舎だけでなく、市民の一人一人の協力があってなし得るものだと思っております。

そこで、市民への周知はどのようにされてありますでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

市民への周知ということで、本市のホームページに「知っていますか？COOL CHOICE（クールチョイス）」という項目で記載をして市民への周知を行っております。その中で、私たちができる「COOL CHOICE」、賢い選択として、次のような選択肢を例示しています。

「車はエコカーを選ぶという選択」「家電はエコ家電を選ぶという選択」「照明をLEDにするという選択」「出かける時、車ではなく公共交通機関や自転車にするという選択」「クールビズ」「ウォームビズ」という服装の選択」「食べ残しを減らし、ゴミを減らすと

いうライフスタイルの選択」「早く起きて早く寝るライフスタイルの選択」「ゆっくりとアクセルを踏み込むエコドライブの選択」など、生活の中で取り組むことのできる「COOL CHOICE」を紹介しております。

しかしながら、ホームページでは閲覧者が限られていますので、今後は多くの市民の方に知っていただき、「COOL CHOICE」の取組が推進されるよう、市報や、また、アプリ等でも周知を行っていきたいと、このように考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

「COOL CHOICE」の取組は、本当に今御紹介いただいたように、誰にでも挑戦できることだというふうに思っております。

そのほかに、今注目されている取組があります。それは「宅配便できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」ということが掲げてあります。これは、現在、社会問題となっている宅配便の再配達に関することです。近年、ネット通販の急増により、宅配便の取扱個数は急増しております。皆さんのお手元に配っていただいております資料を御覧いただいでよろしいでしょうか。

資料の1番目に当たりますけれども、2008年度と2017年度を比較すると約32億1,000万個から42億5,000万個に増加し、ここ10年で約3割以上が増加したことになっております。また、新型コロナウイルスの影響から消費者の巣籠もり消費の影響を受けて、さらに宅配便の個数は増加傾向にあります。一方で、共働き、単身世帯といった社会環境の変化に伴い、宅配便全体の約2割が再配達になっているのが現状でございます。これは年間約9万人のドライバーの労働力に相当し、トラックから排出されるCO₂排出量は年間で約42万トンにもなります。これは本当に莫大な社会的損失であるため、各宅配事業者をはじめ、政府も対策に乗り出しました。再配達解決策の一つとして注目を集めているのが、宅配ボックスの設置でございます。ある自治体では宅配ボックス実証実験に取り組まれ、資料2を御覧いただいでよろしいでしょうか。これは世田谷の子育て世帯を対象にした実証実験の結果でございますけれども、宅配ボックス設置前と設置後では再配達率が34%から14%に大幅に減少しております。また、これ以上の減少結果を生んだ自治体もありまして、福井県のあわら市では49%から8%の再配達率の減少となっているそうです。

これを受けて、近年では宅配ボックスを設置される世帯も増えているようですが、本市においてはどうでしょうか。宅配ボックスが設置されてあるところを教えてください。

生活環境課長（江口英範君）

本市におきまして、宅配ボックスが設置されている公共施設やコンビニエンスストア、戸建て住宅等についての実態把握は行っておりません。

なお、市役所職員に聞き取りを行いました。宅配ボックスを設置しているコンビニエンスストア等は市内では見たことがないというようなことでした。一方で、市内の一部の賃貸アパートやマンションには宅配ボックスが設置されているという状況をネット等で確認をしています。

以上です。

4番（今村智子君）

調べていただいてありがとうございました。一部のアパートやマンションには設置をされているということですが、まだ柳川市のほうでは公共施設、駅とか、あとコンビニエンスストアでは設置をされていないということですね。

実は私ごとになりますけれども、我が家も宅配ボックスを設置いたしました。大分何か月前になるんですけれども、待機時間、また、再配達が1か月何回かあったんですが、ゼロになりました。本当にストレスも軽減をしております。実際に柳川市内の宅配業務の方にも声を聞いてみました。宅配ボックスがあれば再配達をしなくてもいいので本当に助かるんですけれども、まだまだ設置をされていないところが多いようですというふうにおっしゃってありました。

先ほどの宅配ボックス実証実験に取り組みされた自治体の中には、宅配ボックス設置の補助金制度を開始されたところもあります。その一つを紹介させていただきますと、宅配ボックスを購入し設置された費用の一部、この自治体では上限20千円を補助されたところであり、財源は地方創生臨時交付金と一般財源からとのことでした。担当課の方にお話を伺ったところ、事業開始から7か月で150個の申請があったそうです。補助金の申請をされる方の中には、若い世代以外にも、例えば、在宅されてあって玄関のドアホンの音に気づかずに宅配便がまた再配達になるといったことが多い高齢者の世帯の方も申請をされてあるということでした。先日、新聞等でもありましたように、福岡市も新型コロナ対策を目的とした国の地方創生臨時交付金を活用し、今年度中の宅配ボックスの受付を開始する予定だそうです。

そこで、お尋ねをいたします。

本市でも地球温暖化対策、新型コロナ感染予防対策のためにも、宅配ボックス購入への補助を行っていただきたいと思うのですが、本市のお考えをお聞かせください。

生活環境課長（江口英範君）

まず、県南地域におきまして調査をいたしましたところ、宅配ボックスの購入、設置に対する補助を実施している自治体はございませんけれども、先ほど議員おっしゃいました福岡市が本年3月からの実施を予定しているという情報を得ております。また、県外の事例も議員おっしゃいましたけれども、県外の自治体におきまして、宅配ボックスの購入補助を実施している事例も承知をいたしております。

そういった中で、本市では宅配ボックスへの補助については現在考えておりませんが、先ほど申しました「COOL CHOICE」、賢い選択の取組周知の中で宅配業者各社が行っている日時指定受け取りやコンビニ受け取り等の各種サービスの利用を推進していきたいと思っております。そういうことで、そういった各個人ができることというのをPR、御紹介しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

宅配ボックスへの補助については本市のほうでは現在はお考えではないということですが、近い将来はぜひとも前向きにお考えいただければと思っております。環境大臣と直接お話をされた市長は全国でそういらっしゃらないと思います。ぜひほかの自治体以上に積極的に環境問題に取り組む柳川市であっていただきたいと思っております。私も市民の一人として、しっかりこの「COOL CHOICE」に取り組んでいきたいと思っておりますので、また皆さんのほうにもしっかり訴えかけていただければというふうに思っております。

この問題に関しましては質問は終わります。

続きまして、広報「やながわ」について質問をさせていただきます。

自治体の広報紙は地域で暮らす人々とのコミュニケーションツールの一つであります。毎月2回発行される広報「やながわ」は市と市民をつなぐパイプ役で、大事な役割を果たしております。実は本市の広報紙は全国広報コンクールや都道府県広報コンクールにおいても、何度も受賞をされていらっしゃいます。中でも、2014年4月15日号は全国広報コンクールで表紙が入選された、（現物を示す）こちらの流鏝馬の写真ですけれども、これが入賞をされたということで、本当にこの写真は圧巻で、あっ、ちょっと手に取って読もうと誘われるようなすばらしい表紙でありました。

この広報紙の作成に当たっては、企画課広報広聴係が毎月大変な御苦労の中で作成をいただいております。また、配付におきましては、行政区長さんのもとから配付されるのが主ですが、行政区の中には300近い世帯数のところもあり、月2回の配付は本当に大変だと思います。この場をお借りして改めて心より感謝申し上げます。

このように多くの方々のおかげで届く広報紙ですが、残念なことに市民の皆さんの中には、市報は全く読まない、字がよく見えないので読む気にならないという御意見を伺うことがあります。一生懸命につくっていただいている広報紙も皆さんの心にとどまる内容でなければ意味がありません。そこで、本日は内容や使い方などについて議論をさせていただき、皆さんの心に情報を届けることができればよいと考えております。

それでは初めに、質問をさせていただきます。

広報「やながわ」の1回における発行部数とそれに係る費用はどれほどでしょうか。年間予算等も含めて教えてください。

企画課長（池末勇人君）

広報「やながわ」の発行部数並びに費用についてお答えをしたいと思います。

広報「やながわ」は毎月2回、1日号と15日号を発行しておりますが、今年度から編集日数が少ない5月と1月の15日号は発行しておりませんので、年間では22回の発行となっております。1回当たりの発行部数は2万4,800部で、印刷製本の費用といたしましては昨年度の決算額で申しますと、年間8,027,158円となります。1日号は平均28ページで総額510,905円、1冊当たり20.6円となります。15日号は平均8.8ページで総額160,436円、1冊当たり6.4円というふうになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

広報紙の1回当たりの発行部数は2万4,800部で、1年間でその費用が約8,000千円ということですね。

それでは、市民以外の配付先は何か所ありますか。幾つか具体的に教えてください。

企画課長（池末勇人君）

市民以外の配付先ということですが、最新の3月1日号で説明をいたしますと、まずは行政区を通して市民の皆さんに2万4,240部配付をしているほかに、市内のコミュニティセンターや図書館など市の施設35か所、また、小・中学校25校、高校3校、特別支援学校1校、JA柳川や商工会議所など関係団体30か所、近隣自治体や国、県の公共施設など39か所、観光大使など27か所へ配付をしております。市民以外の方への合計は160か所というふうになっております。

また、広報紙は市のホームページからも閲覧することができます。合併から全ての号をインターネットを活用することで、市民以外の方も御覧いただくことができるようになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

市民の方以外の配付先が160か所ということですが、そのほかに1つだけ配付先で御提案があります。

実は今年度の本市におけるふるさと納税が1月末で寄付総額約436,000千円で、約2万1,700件が柳川市に寄付をしていただいたそうです。日本全国の自治体の中で柳川市を選ばれ、寄付をしていただいたことは本当にありがたいと思います。せっかく柳川市へ思いをさせていただいてありますので、その思いを観光、そして、移住へとつなげていくことは大事であると思います。もしできるのであれば、返礼品を発送されるときに広報「やながわ」も一緒に

送られるのはいかがでしょうか。内容も新たな特集記事、例えば、ふるさと納税の返礼で上位に選ばれた品物の生産者の顔、商品への思いなどをインタビューされるなどすると、地元に住む私たちにとっても改めて柳川のよさを発見されることもあるのではないのでしょうか。

また、広報紙は柳川に住む皆さんの生活ぶりや顔が見えるのが特徴です。ふるさと納税をされてある方の中には柳川出身の方もいらっしゃるかと思います。広報紙を見て柳川を懐かしく思われ、喜んでいただけるのではないのでしょうか。御意見をお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

ふるさと納税をしている方に広報「やながわ」を送ってはどうかというようなお話ですが、これまでもふるさと納税をされてある方で広報紙を希望されてある方については郵送をしておるところでございます。議員御指摘のとおり、観光や移住へつなげていくことは重要であるというふうに認識をしておりますので、市のPRについては検討をしていきたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税の特集等につきましても、市民の方にも本市の魅力を再発見できる機会やふるさと納税の使い方の周知につながると思っておりますので、前向きに検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

前向きに検討していただけるということで、本当に御答弁ありがとうございます。希望される方のみでなく、全員の方に送っていただけたらというふうに思っております。

それでは、次の質問です。

目の不自由な方への対応はどのようになっていますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

目の不自由な方への対応ということですが、毎号発行しております広報紙の全ページを読んで、その声をCDやカセットテープに録音し、「声の広報」として希望者の方へお届けをしております。この活動をボランティアとして御協力いただいているのが音訳ボランティア、オルゴールの皆さんです。オルゴールの皆さんは現在20人で活動をされておりまして、毎号欠かすことなく録音をしていただきまして、広報紙の発行日に間に合うように、現在利用してあります22人の方へ届けていただいております。また、「声の広報」は柳川市立図書館にも置いておりますので、広報紙の発行日から借りることができるようになっております。

以上です。

4番（今村智子君）

毎号欠かすことなく広報紙の全ページを読んで録音をしていただいている音訳ボランティア、オルゴールの皆さん、本当に感謝の思いでいっぱいでございます。私も聞いたことがあ

りますけれども、本当に一言一言大切に言葉を発していただきながら、分かりやすく通じる「声の広報」でありました。でも、実際のところこの活動を知らない方もいらっしゃると思いますので、貸出方法なども含めて、また広く周知を努めていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

全国の自治体も広報紙を読んでいただくために様々な形に取り組んでありますが、ある自治体では市民目線に立った親しみやすく、また、読みたくなる市報を目指し、市民の中から高校生や子育て世代のお母さん、そして、人生経験豊富な方々に広報協力員として委嘱され、広報づくりに取り組まれているそうです。

本市においての読者を広げるための取組があれば教えてください。また、市民の声を聞くアンケート調査を取り入れていただきたいと思っておりますが、その件についても御意見をお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

まずは市民へのアンケート調査ということでございますけれども、こちらにつきましては市が毎年行っておりますまちづくりに関するアンケート調査の中で、広報「やながわ」を読んでいますかというような問いがございます。今年度のアンケート調査は柳川市在住の18歳以上の男女2,000人を対象に行いまして、そのうち、1,041人から回答を得たものがございます。その結果といたしまして、「毎回必ず読む」が53.5%、「たまに読む」は31.3%、「あまり読まない」が9.3%、「全く読まない」は5.6%という結果となっており、毎回読む人とたまに読む人を合わせて84.8%という多くの市民に読んでいただいているということが分かります。

また、年齢別では年代が上がってくるにつれて「毎回必ず読む」割合が高くなっております。「あまり読まない」と「全く読まない」の割合が高いのは、18歳から20歳代ということになっておりまして、若年層の活字離れが表れているのではないかというふうに思われます。

このようなアンケート調査を踏まえまして、読者を広げるための取組といたしまして、平成28年度から市民目線に立った情報発信が必要ではないかということで、市民レポーター制度をスタートさせております。この制度は、公募した市民レポーターが自ら取材を行い、広報紙の1つのコーナーとして記事を掲載するものでした。現在はこの市民レポーターを発展させ、若い人に読んでもらいたいということで、今年度から市内の高校に通う高校生が取材して記事にしていく「高校生広報部」という企画をスタートさせております。今年度はまちづくり自動販売機のことや、市民文化会館のオープンに向けての記事を掲載するなどして、若い読者層の拡大に努めております。この市民文化会館の特集を掲載した昨年12月1日号は本年度の広報コンクール事前審査におきまして、県内で上位の評価を受けているところでございます。

また、広報「やながわ」では、多くの人が見やすい字体と言われておりますユニバーサル

フォントの導入や、紙面に写真や図表を多く使ってできるだけ読みやすいように、今年度から紙面のリニューアルも行っているところです。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

広報紙を読まない若い世代の方々にもいろいろな工夫と御努力を重ねていただき、本当にありがとうございます。現在取り組んでいただいているほかにも、若者がよく使っていますLINEで市のアカウント情報をつくって情報を発信するといった方法も1つにはございます。これは若い方だけでなく、外国人の方も利用でき、読者の拡大にもつながるのではないのでしょうか。今後も様々な形で取り組まれ、多くの方から親しまれる広報「やながわ」であることを願っております。

最後になりますが、もしよろしければ市長のほうから、この宅配便の再配達、また、広報「やながわ」について、大臣とお話をされたことでも結構ですので、お話を一言でも伺えればと思っております。

市長（金子健次君）

今村議員のほうから小泉さんの件についてもお話をいただきました。

小泉さんの件については、直接電話があったとき私もびっくりしたんですけれども、そういう機会の中において柳川に注目されて、大臣からも大きな宿題をいただいたわけでございますので、ごみの減量に取り組みたいというふうに考えております。

広報紙についても、担当者も一生懸命頑張っておりますし、これから表紙についても私も広報の校正のほうに、自治体の中では市長があそこまでするものかというふうに言われるんですけれども、広報の一枚の写真でも、表紙でも400字詰め原稿用紙くらい語るものがあるから、あの写真がいいと、やっぱり開けてみようかなという気持ちになるけん、その写真についても努力をしているような感じがいたします。

いろいろな形で御意見をいただいておりますけれども、媒体でありますので、市民だけではなくて全国に広がるような形で広報を扱ってみたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

4番（今村智子君）

本当に貴重なお言葉をいただきましてありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、新谷信次郎議員の発言を許します。

5 番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。5 番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問を行います。

そもそもオリンピック・パラリンピックは開催できるのか。そもそもワクチンは柳川にいつ来るのか。そもそも父親が大臣、官房長官ならば、その息子の誘いにお役所の役人は嫌とは言えないでしょう。庶民の生活は混乱、不安、不満が渦巻いているのに、菅首相をはじめ、政治家、官僚はうまい酒や料理にうつつを抜かしています。私も皆さんも、70 千円もおごってもらえる人は誰一人いないでしょう。

今回の一般質問は、子供たちのためにおいしい給食をと汗まみれになっている調理員さん、コロナ感染予防に神経をすり減らしながら高齢者介護に努めておられる介護士の皆さん、学習や友達づくりにつまずいている我が子を思う保護者のために、ぜひ行政の力を発揮してほしいという願いを込めて、まず、市内小学校給食調理場に空調設備設置を、次に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対策について、その次に、中学校の通級教室開設について質問いたします。

この後は自席にて質問をいたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5 番（新谷信次郎君）続

市内小学校給食調理場、単独調理場とも言いますけれども、その空調設備設置について質問します。

私はこれまで、ほかの市町村小学校給食調理場の空調設置状況について調べてきました。久留米市立小学校の給食調理場は、昨年、1 校に 1 台、経費約 1,500 千円で業務用エアコンを設置しました。実際に久留米市立特別支援学校の給食調理室も見学しました。エアコンの効果で、高温になることが抑えられているということでした。

こうした具体例についての検討はいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校給食につきましては、子供たちの成長や健康を支えるものでございまして、調理の安全について細心の注意を払って行うべきということは言うまでもございせん。特に、食中毒予防をはじめとする衛生管理は何よりも大切にしなければならないものでございます。その上で、学校給食施設における空調設備、これは温度管理につきましては、給食調理員の安

全はもちろんです、子供たちが直接口にする食品の衛生管理上も大変重要なものです。したがって、子供たちの食の安全のため、また、衛生的な環境を整える上でも、空調設備の設置はぜひ必要であるというふうに考えております。

久留米市の例を議員のほうから挙げていただきましたけれども、久留米市はこれまで空調未設置であった学校の調理室に今年度の補正予算で、質問の中にございましたように、1校当たり1,500千円で空調を整備されたということを知っております。今回は全校に設置することを優先されまして、今回設置されたのは給食室の中でも釜などがある調理スペース、こちらで設置をされて、下処理室等にはまだ未設置だというふうなことも聞いております。

なお、空調機械の製品も、厨房用ではなく、一般業務用で整備をされたというふうなことでお伺いしております。

これにつきまして、今回、本市でもこのような形での整備が可能であるかどうかを検討させていただきました。その結果といたしまして、本市でも単独調理校の調理スペースへの空調設置を進めていくことといたしました。単独調理校につきましては、順次共同調理場に集約の方針でありますことから、整備方針といたしましては各校に1台、久留米市と同様に調理スペースのみの設置といたしまして、厨房用ではなく一般業務用の機械、これでの整備を進めていくように考えているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の回答を大変うれしく聞きました。前回、12月議会での三橋学校給食共同調理場に引き続き、小学校給食単独調理場5校にも、業務用のエアコンということですが、設置していただけるという回答は、調理員さん方が大変喜ばれると思います。感謝申し上げます。

私は単独調理場で作られる学校給食は、世界で一番温かでおいしい給食だと思います。給食室からいい匂いがしてくると、子供たちの目の色が変わり、元気づいてきます。そんな子供たちの笑顔のために頑張ってくれた調理員さん、栄養士さんにも感謝申し上げます。

それで、エアコンが設置されるこの機会に、子供にとってもおいしい給食を提供していただき、このコロナ禍の雇用を守るためにも、小学校給食単独調理場をできるだけ継続してもらいたいものです。

1点付け加えてお聞きしたいんですけども、小学校の単独調理場の空調設置、今年の夏には間に合いますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

これから各調理施設の状況を調査させていただきます。また、業務用といいましても、かなり電気、電圧を食うものでございますから、学校のキュービクルが対応できるかとか、そういったものを調査した上での対応になりますけれども、できるだけ早い時期に空調がつく

ように、夏休み後になるかもしれませんが、来年度、暑い間に使えるように準備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

よろしく対応をお願いしたいと思います。ありがたくこの回答を聞かせていただきました。それでは次に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対策についてお聞きいたします。

この柳川市内で、高齢者施設でのクラスターが発生しました。1月20日発表から2月19日まで、この施設での感染者は合計29人。この施設は、調べましたところ、職員が20人、入所者は18人、合計38人の施設ですから、全体の76%が感染という深刻な事態です。

そこで、まずお聞きしたいのは、この施設における発生から今日までの経過はどういうものだったでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

陽性者が発生した場合は、福岡県はプライバシーに配慮して発表を行い、本市は県が発表する情報を基にホームページ上に掲載し、皆さんにお知らせをしているところです。

議員お尋ねの陽性者の発生からの経過につきましては、県からの発表がございませんので、本市においては情報を持ち合わせておりません。

なお、施設でも一般家庭でも、陽性者が発生した場合には保健所が疫学調査を行い、感染の拡大のおそれがある場所に対して消毒を指示します。この消毒は保健所の指導の下、その場を管理している者が行うこととされております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

残念ながら、そういう経過等の情報が分からないということですが、そういう状況の中ですが、市当局として何らかの対応はしておりますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

健康づくり課においては、感染防止対策啓発のための全戸配布チラシを、また、福祉課においては、市内全ての高齢者施設や障がい者支援施設に対して感染防止の徹底、注意を促す通知を出して、特に共用部分の感染対策の徹底をお願いしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

全国的にも高齢者・障がい者施設でのクラスターが多発しています。

2月8日時点での福岡県のクラスターの発生件数は、高齢者施設が48件、障がい者施設が13件です。そこで、昨年12月17日、福岡県の新型コロナウイルス感染症対策本部は、高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とする新型コロナ検査を行うという通知を出してい

ます。ただし、入所系の施設に限るということです。

お聞きしましたところ、2月8日時点で県全体で申込件数が5.7万件、検査実施済みの数が約3.5万件と聞いていますが、柳川市での検査状況はどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

昨年12月21日から申込みが開始されました高齢者施設等の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査につきましては、3月下旬までの申込受付期限で、職員1人当たり3回を上限に、施設ごとに一斉、定期的に検査を受けることができるもので、県がその費用を負担するものです。この検査は各施設から直接県へ申し込むことになっているため、検査対象になると思われる市内の高齢者施設、障がい者施設などに検査の実施状況を調査いたしました。

その結果、検査については2月22日現在で高齢者施設では35施設、障がい者施設では17施設と、合わせて52の施設で合計約1,500人を対象に実施されており、県補助の検査対象となる市内施設の約8割が実施済みとなっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

やはり今回の新型コロナウイルス感染症に対しての予防の大きな手段は、PCR検査だと思われま

す。全国的にも高齢者・障がい者施設でのクラスターが多発しており、そのため、厚生労働省も今年2月4日に緊急事態宣言が延長される10都府県に対し、3月末までに施設の従事者を対象にした集中的なPCR検査の実施を求める通知を出しました。検査費用は国が負担し、実施に向けた集中的実施計画を作成、2月12日までの提出を求めたというふうに聞いています。主な対象は10都府県で感染者が多い地域の特別養護老人ホームやサービス付高齢者住宅などの施設で働く人たち、また、介護職員に限らず清掃員なども対象で、ここが一つの大きなポイントですけれども、デイサービスなどの在宅サービス従事者を含めることも認めています。県が実施してきたPCR検査は、入所系の高齢者・障がい者施設の職員が対象なんです。だけれども、今回のこの厚生労働省の検査はデイサービスなどの在宅サービス従事者を含めるという点では、PCR検査の範囲を広げてクラスター発生を抑えようという措置だと思います。

こういう厚生労働省通知への柳川市としての対応はどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が今言われました文書につきましては、高齢者施設等での検査を徹底していただくことを厚生労働省が都道府県、保健所設置市、特別区に依頼した文書でございますので、福岡県から本市に届いておりませんので、対応はいたしておりません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

こういう国の方針と実際の自治体との間の溝というか、穴が、こういうコロナ感染が完全に抑え込めない一つの理由になっているんじゃないかというふうに心配しているところです。

それで、福岡県は来年度予算に高齢者・障がい者施設の職員にPCR検査をしようということで、858,600千円の予算を組んでいます。そういう点も含めて、入所系施設だけでなく、通所施設等を含めた職員と入所、通所されている方のPCR検査実施が市独自でも必要ではないでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、高齢者施設でクラスターは発生したものの、他の施設において感染が拡大している状況にはありません。

PCR検査の結果はあくまでも検査時点の結果であり、その結果が陰性であっても、検査日以降、新型コロナウイルスに感染していないことを約束するものではございません。

したがって、本市におきましては、引き続き感染症対策を徹底していただくことをお願いしていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

（現物を示す）この新聞は2月8日付の西日本新聞ですけれども、筑後地区が一月で感染が500人を超えている。その中心は、病院、施設でクラスター多数発生という記事を載せています。柳川市内の高齢者施設のクラスター発生についても、高齢者や障がい者施設でクラスターが発生すると、入所されている高齢者、障がい者自身の重症化の危険があると思います。そしてまた、その施設の職員、関係者、その家族への感染拡大など、厳しい状況になると思います。ですから、柳川市内の高齢者施設でも、既に1か月以上たっているのに感染の拡大が続いている模様ではないでしょうか。だからこそ、国や県も必死になってクラスター発生を抑えようとしているのではありませんか。

したがって、本市におきまして引き続き感染症対策を徹底していくことをお願いしたいというふうに思っております。付け加えて言いますと、昨年12月27日には福岡県の春日市のデイサービスゆめさくらで15名のクラスター、今年2月14日には北九州市の八幡西区の通所介護施設デイサービスあかね空の利用者と職員10人のクラスターが発生しているわけです。福岡県内の通所系の施設でもクラスターが発生しています。先ほど答弁では柳川市内では1か所の施設以外に発生していないというふうに答弁されましたけれども、やはり発生してからではもう遅過ぎる。さっき言いましたように、こういう高齢者・障がい者施設で発生すれば、大勢の感染拡大が進む。しかも、入所されている、あるいは通所されている高齢者、障がい者の重症化ということが非常に懸念されるわけです。

柳川市内の高齢者・障がい者施設の入所系の数が53か所、それに対して、通所等の在宅系

は166か所あります。通所等在宅系が入所系の約3倍です。国や県が実施しているPCR検査が入所系だけであるという限定的な対策では、やはり不十分極まりありません。そうした問題点を現場の自治体として国や県にも指摘してもらいたいと思います。また、国や県の対策が不十分なところは、市としてやはり独自に対応してほしいと思います。

通所系の施設にお聞きしたところでも、通所系の施設でもPCR検査が一斉に実施できるような市が統一した対策を取ってほしいという要望がありました。高齢者・障がい者全施設のPCR検査体制が今後も継続できるように検討していただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、中学校の通級教室開設について質問いたします。

通級教室の意義と柳川市におけるこれまでの取組の経過について説明をお願いしたいと思います。

学校教育首席指導官（野田真功君）

新谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市における通級指導教室は現在、藤吉小学校に開設されております。在籍の子供たちは、保護者等の送迎によって週1回程度、自分の学校から通いながら約90分程度ずつ、基本的には個別指導で、周囲の人たちとよりよく関わりを持てるようになることを目指した学習を行っております。教科などの学習は通常の学級で行いながら、部分的に特別な指導を必要としている児童・生徒にとっては、それらを受けられる機会になることから、大変有意義な場というふうに捉えております。

本市では、先ほども述べましたが、コミュニケーションの持ち方や心理的な安定、対人関係の形成等に関する指導を必要とする児童・生徒のため、平成24年4月に藤吉小学校に通級指導教室を開設いたしました。その後、ニーズの増加により、平成26年には2学級に増設して、指導の充実に努めてまいりました。さらに、令和元年度からは通級による指導を受けている児童の障がいの状況に即して、対象とする障がいの種類をこれまでの情緒障がいから、LD、学習障がいや、ADHD、注意欠陥・多動性障がい等に広げて現在に至っております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

これまでの経過の丁寧な説明ありがとうございました。

私も中学校の教育現場に立っていた者として、今答弁された中における、なかなか周りの子供たちとのコミュニケーションや心理的な安定が取れない、あるいは新たに学習障がい等の子供たちを対象にしているということがありましたけれども、やはりそういう子供たちがじわじわと増えてきているなということが実感としてありました。

だからこそ、小学校に通級教室がある以上、中学校にも通級教室を開設してもらいたいというのは、現場でも、あるいはその該当の保護者の方たちからも要望があると思いますけれ

ども、中学校通級教室開設に向けたこれまでの取組についてお願いします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

議員おっしゃるとおり、小学校同様、中学校においても通級による指導の必要性は強く感じております。そこで、平成30年度から毎年、中学校における通級指導教室設置に関する調査を実施し、開設に対する啓発も兼ねる意味で、保護者、児童・生徒からの開設希望の把握を行ってまいりました。しかし、残念ながら来年度の開設にはまだ至っておりませんが、今後とも調査を継続し、保護者、児童・生徒本人からの通級指導教室設置希望の有無についての実態の把握と開設への啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

昨年からの中学校通級教室開設に向けてのアンケート調査を含め、教育委員会のほうにも私も何度か足を運んでお話を伺ってきましたけれども、そういうここ何年間かの取組にもかわらず、中学校通級教室が来年度開設できなかった理由についてもう少し詳しく説明をお願いします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

通級指導教室の開設に当たっては、県に設置申請をする必要がございます。その際、入級に同意する児童・生徒を13名確保しておくことが必要となります。今年度行った中学校における通級指導教室設置に関する調査の結果では、入級に同意する児童・生徒の数が13名には達しませんでしたので、来年度の中学校通級指導教室の設置申請を行うことは、大変残念ですが、できませんでした。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

残念ながら、来年度、中学校通級教室が開設できないわけですが、そうであれば、開設希望を出した子供をはじめ、小学校通級教室経験者への今後の支援をどうするかが課題になると思います。

支援が必要な児童・生徒のために作成するサポートシートというのがありますけれども、そういうサポートシートなどによる小学校から中学校への引継ぎが必要ではないでしょうか。

また、このような引継ぎに時間が十分に取れないという現場の声があります。ぜひ十分な時間を取った引継ぎができるように配慮をお願いしたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

障がいを持つ児童・生徒に対する支援は、切れ目なく必要な支援が受けられるように一貫していくことが大変重要だというふうに考えております。

本市の小・中学校における特別支援教育は、教育的配慮を要する全ての児童・生徒に対し

て個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成して、一人一人に応じた教育を個別的、計画的に推進しております。

特別支援学級に在籍する児童及び通級学級に在籍する教育的配慮を要する児童が中学校に進学する場合には、この個別の教育支援計画と個別の指導計画をはじめとする関連する情報が中学校のほうに提供をされていると考えております。それを基に、中学校においても必要と思われる配慮を一貫して行うことができるようにしております。

通級指導教室に通ってきた6年生の児童については、先ほども述べましたが、通級指導教室で行ってきた指導の経過や配慮事項についての内容が中学校に提供されるよう、通級指導教室の担当から在籍する小学校の担当へ状況は伝えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

これは、私が学校現場から離れて4年ほどになりますので、少し状況は変わっているかもしれませんが、小学校と中学校の時間がなかなか合わなくて、そういう引継ぎに十分な時間が取れずに途中で打ち切らざるを得ないという状況もありましたので、ぜひしっかりと時間が取れるように御配慮をお願いしたいと思います。

そして、今回、通級教室開設に向けてのアンケート、これは今回だけではなくてこれまでもアンケートを取られたということですが、ただ、そのアンケートの実施状況を現場でお聞きしましたところ、通級教室の意義やアンケートの意義さえ分からず、ただ、機械的に学校から保護者へ渡されたという気になるようなケースがありました。特に、中学校の通級教室がないために、中学校の学校現場、中学校の教員への通級教室の啓発研修が進んでいない、あるいはこの通級教室等の施策を法的に進めるように設けられている発達障害者支援法等についての周知、研修が進んでいないように思われますので、こういう啓発研修が必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

藤吉小学校に通級指導教室が設置されて9年が経過し、市内の小学校の教員の間では「藤吉よつば教室」の名称で、広くその存在が知られるようになっております。

この間、通級指導教室における指導内容事例集である「よつばの引き出し」というものを平成30年と令和2年の2度にわたり、中学校も含めて市内の全ての学校に発信しております。特に、昨年作成しました2年度作成の事例については、中学生の指導にも使いやすい内容の掲載が欲しいというふうな声があったので、そういう方針の下に、そのような事例も含めたもので作成を終わらせております。

ただ、議員御指摘のとおり、中学校の先生方の間では、通級指導教室に通う生徒がないために、通級指導教室についての理解が小学校ほどは浸透していないというのも想像できるところでございます。現在、通級指導教室に通う児童の保護者には、担任の勧めが一つの

きっかけにもなったというふうな声がございましたので、今後、中学校教職員に対して、理解を深めてもらうための研修の機会を設けることは大変大事なことだというふうに考えております。今後、例えば、中学校の校長会と協議等しながら、その在り方についてはぜひ検討していきたいというふうに考えております。あわせて、発達障がい早期発見と発達支援を行い、切れ目ない支援を行うことを目的とした発達障害者支援法についても周知と理解を深められるよう啓発を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

今後の、特に、中学校の学校現場を焦点にした研修等が進みますようお願いしたいと思っております。

それともう一つ、みやま市のほうには小学校、中学校ともに通級教室があります。それで、みやま市の教育委員会に通級教室についてのお話を聞きに行ったところ、みやま市では、小・中学校の全保護者への通級教室啓発チラシを配付したということでした。（現物を示す）現物はこういうふうに、小・中学校での通級による指導を御存じですかということで、子供さんに学習面や友達づくりの面で困り感がある保護者の方は遠慮なく教育委員会のほうに御相談くださいというようなことをベースにした案内です。

柳川市でも、こういう通級教室への理解を保護者、地域にも広げてもらうためにも、このような通級教室啓発のためのチラシを小・中学校全保護者に配付するというような取組は検討できないでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

みやま市において中学校通級指導教室が設置され、その準備に当たって通級指導教室についての理解を図るための広報がなされたという話、こちらのほうでもお伺いしております。

本市におきましても、今後ですが、引き続き通級指導教室設置希望の有無についての調査を行うことを通しての啓発、それとともに、通級指導教室についての効果的な周知や啓発の方法については具体的に検討を進めていかねばならないというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

私も現場の最後の3年間のときに、ADHDの生徒を担当しておりました。やはり時に非常に周りの生徒たちとのコミュニケーションがうまくいかずに、いろんなトラブルが発生しましたけれども、現在、大川樟風高校に進学して、その後、地元の木工所に就職して頑張っ

て働いています。そういう子供たちの将来のためにも、小学校、中学校、あるいは高等学校、あるいは逆に保育園、幼稚園、幼少期等も含めて、長い目できめ細やかな指導支援をしていく必要があるというふうに思います。こういう場合も、やはり、いわゆる発達障がいと言われることが関

係しているというふうに思われます。

しかし、まだまだ発達障がいや通級教室への理解が不十分であるために、偏見や差別につながるような事例も見聞きしてきています。そのためにも、まずは教育関係者への研修、保護者、地域への啓発をしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 3 時 2 分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、矢ヶ部広巳議員の発言を許します。矢ヶ部議員。

15 番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15 番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は 2 月 1 日から 19 日まで個人的な用で柳川市の地を離れまして、県外に住んでいました。その僅かの中に、当地では大きく変わっていたのに正直驚きました。その 1 つは、無投票とされていた柳川市長選挙、それが一騎討ちの選挙になることに青天のへきれきを感じました。

それともう一つは、柳川市の一つである大和町が過疎指定になるかもというニュースであります。県外に住んでいたために、地元の柳川市の動きが全く分かりませんでした。ましてや私は県外の病院に入院したために、福岡県の患者はコロナ禍で外国からの渡航者扱いでありますから、2 週間は自分のベッドの中から一步も外へは出られませんでした。2 週間は全くの缶詰状態でございます。しかも、その 2 週間は 1 日に 4 回、必ず検温せやんわけです。熱の出とらんかんも、喉は痛いですが、鼻は大丈夫ですかと。その 1 日 4 回の検温が義務づけられておりましたので、それはそれはつらいつらい監視された状態での 2 週間でありました。

そんなこんなで、コロナ禍で家族とも一切面会はできません。そして、外に出ることもできません。そういうことで、病院の中で入院しとって認知症が進んでいる患者さんも多くなっているという悲哀な現実も生んでいるとのニュースも聞かれます。

私は今回の一般質問では、最初に、学校再編は、2 つ目に、五拾町から 443 バイパスまでの拡幅は、3 番目に、駅前船着き場は、以上 3 項目にわたってあらかじめ通告をさせてもらっています。

あとは自席にて質問しますから、議長のお取り計らいを願ひまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

それでは、最初の質問に入ります。

最初は、学校の再編はについてであります。

ほぼ10年前の合併当時に学校再編の問題がありましたが、そのとき学校再編が失敗に終わったわけではありますが、その失敗の要因の分析はどのようにされているのか、お答えをお願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成22年度から平成23年度にかけて、学校規模適正化・適正配置化検討委員会を設置いたしまして、学校の在り方について検討を行いました。このときの委員会の結論は、学校の統廃合については時期尚早というふうな結論でございました。

このときの反省といたしましては、最初の段階で学校の統廃合は避けて通れない課題という表現、また、児童・生徒数の減少を強調いたしましたことにより、最初から統廃合ありきの会合ではないかという意見が出され、議論が深まらなかったということが挙げられます。

今回の委員会では、それを踏まえ、柳川市の教育の未来を考えるとという大きな観点から、小・中学校がどの程度の規模、またはどういう配置が適正な環境になるかなど、児童・生徒の指導の状況等を事務局からお示ししながら、本市の学校はどういった状況がいいのかという内容で答申をいただくようにいたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

3月1日号の広報「やながわ」で、6ページですかね、市は諮問機関がまとめた答申を公開して、そして、市民から意見を募集するというようなことが3月1日号に載っておりますけれども、なしけんがら、せんか手の要ったことばすっじゃろうかと私は不思議でならんですよ。

まず、なぜこんなことをするのか、お答えをお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、この委員会が答申案としてまとめられているものについて、パブリックコメントという形で市民からの意見募集をいたしております。パブリックコメントは、市が計画、条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容その他必要な事項を広く公表いたしまして、この案に寄せられた意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する考え方を公表する手続のことでございます。

小・中学校の今後につきましては市民の関心が非常に高い案件でございますので、この段

階でパブリックコメントを行いまして、答申に当たって委員会のほうから出された意見を考慮していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そんならば、諮問機関は私は置くべきではなかったと思うんですよ。それについてはどう思うんですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えいたします。

パブリックコメントにより市民などから出されました意見は、諮問をいたしました委員会、今回は適正化委員会のほうにお伝えをすることになります。その上で、答申案の修正が必要かどうかは、この諮問を受けた適正化委員会で判断をしていただくことになります。

学校の規模や配置といった問題は様々な課題がございまして、簡単に答えを出せるものではないということは皆さん御理解をいただけることかと思えます。例えば、一例として、1学級ごとや1校当たりの児童・生徒数が指導の在り方や教職員の配置にどういう影響があるかといった問題は、そうした知見を持った方々を交えて議論をしていただく必要があるというふうに考えます。その上で、広く市民の皆さんの御意見をお聴きして、答申のほうに生かしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁でいえば、それは本当に民主的な考え方かもしれませんよ。その代わり、代表者を選んで決めた。そして、答申案を出してもらった。そして、それに対して市民の意見を聴いた。そんなら、全く答申案と逆の意見が出たら、どのように判断をするのか。どう答えますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、答申案の段階で、答申案とは答申の前の段階でございまして、パブリックコメントで出されました意見は諮問を受けた適正化委員会のほうにお伝えをいたします。適正化委員会のほうで判断をして、必要であれば答申に反映するか、これは協議して決めていただくという形になります。諮問を適正化委員会にいたしました教育委員会のほうといたしましては、返ってくる答申を尊重していくという形になります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そんなら、答申案ば尊重するならば、意見は聴く必要ないでしょうもん。何で俺はそんなばかなことをする ばかなことという言葉はいかんかもしれんばってん、そんなことをしたら諮問のメンバーの面目は丸潰れになると私は思うですよ。議会の代表もこの答申案のメ

ンバーに入っていますよ。その辺の感覚がなし分からないのか。

本当に学校再編をする気持ちがあるのかないのか。ただ、名目上するだけやないかと、私はそういう危惧をしてならないわけですよ。その辺はどう答弁されますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

パブリックコメントで、例えば、答申案に対して反対の意見が出されるというふうなことで、委員の中には不快感を覚えるといったことがあるかもしれませんが、答申につきましては、最終的には委員の皆さんの合議制によりまして主体的に判断をしていただくということになります。パブリックコメントの意見を受けて、仮に答申案を見直すことはあっても、そこは委員会としての論議を受けてそのような結論になったという形で受け止めさせていただきます。

今回、検討委員会の皆さんは今後の本市の小・中学校の在り方につきましてそれぞれの立場から様々な意見を多様な見地から出され、この答申案に集約をされているところでございまして、その御尽力に大変感謝をいたしておるところでございます。この御努力を無駄にすることのないように、今後、教育委員会としては取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

親の考えとしては、やっぱりアメリカのように小学校20人制がいいですよ。なるだけ少ないほうがよう構ってもらもんじゃけん。うちの孫も柳川市で一番多い藤吉小学校にも行った。一番小さい中山小学校にも外孫は行った。うちの孫は昨日、高校を卒業いたしました。中山小学校で6年間、1学年6人やったばんも、ずっと卒業まで。そして、それは先生からよう構ってもらうた。藤吉小学校は40人ぐらいおるもんじゃけん、とてもやないが、運動会に行ったっちゃ場所取りが。中山小学校はばさら空いとるもん。1学年6人ですよ、1年生から6年生まで。それはようしてもらうた。だから、中山小学校はいじめもいっちょんなか。親はみんな知っとるもんじゃいけん。

学校再編すると、中山小学校も新しい校舎ができた。藤吉小学校も校舎ができた。そんなら、新しい学校ができたならば、おのずとそこは合併されんでしょうもん。現実にそうでしょう。空き家になるもんじゃけん。私はその辺が何か一本筋の通っとなんと思うてならん。本当に学校再編するためには、分かりやすく言うと縮小するということでしょうが。そうやないですか。合理的にやっていこうと。その辺の答申案と、パブリックコメントといいますか、何でそんなことをするのかというのが俺は不思議でならん。教育長、どげん思うてですか。

教育長（沖 毅君）

矢ヶ部議員の質問にお答えさせていただきます。

今回は諮問の前の段階でパブリックコメントということでさせていただきました。今、課長が答えましたように、検討委員会の皆さんは大変真摯に検討していただいて、答申案までこぎ着けていただきました。その中で、今回のパブリックコメント、いろいろな意見が出るかもしれないという危惧の御意見をいただいていますけれども、十分に検討委員会の委員長さんの下にその意見も伝えながら、検討委員会のほうの立場というものを尊重しながら答申を出していただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ましてや今は新型コロナのこういう問題ですから、3密を避けやんけんがら、それは40人学級よりも五、六人でしたほうが安心じゃん。そういう面も考えながら、私はどうしてもその辺が納得いきません。

この問題はこれだけにしてやめますけれども、その辺が本当に私は理解に苦しみます。

それでは、次の項に入っていきます。

五拾町から443バイパスまでの拡幅についてお伺いをいたします。

まず、この道路は国道なのか、県道なのか、はたまた市道なのか。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただいております道路は県道で、主要地方道八女瀬高線でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

県道であると。主要地方道八女瀬高線ということですね。

具体的には、上庄郵便局の近くから五拾町を通過して、柵町を抜けて、443バイパスまでの拡幅でありますか、その確認をお願いいたします。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

お答えいたします。

主要地方道八女瀬高線みやま柳川工区の道路整備計画につきましては、矢ヶ部議員御質問のとおり、国道443号の瀬高上庄郵便局より西側へ約150メートルの地点から南下いたします。そして、国道443号バイパスまでをつなぐ区間の道路整備となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

国道443号の上庄郵便局よりも西側へ約150メートルの地点を南へ行って、西に行って、それから向こうさん行くちいうわけですね。

そしたら、総距離はどのくらいになりますかね。

都市計画課長（目野隆広君）

道路整備区間の総延長は約900メートルとなっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

総延長は900メートル。

地元説明会は柳川市側では、いつ、どこで、何名の参加で開かれたのか、お尋ねいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

地元説明会につきましては、令和2年2月29日に五拾町公民館で地元関係者9名の出席をいただき、説明会を開催しております。その後、道路設計に向けた測量を行うために、令和2年6月16日に五拾町、棚町の各区長さんに測量作業について説明を行っております。さらに、令和2年12月16日に棚町公民館で、翌17日に五拾町公民館で地元住民への説明会を開催し、道路線形の報告と今後実施する作業について説明を行いました。

それぞれの参加者は棚町地区で17名、五拾町地区で19名の出席をいただいております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、みやま市側の地元説明会は開かれているのかどうか、お尋ねいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

みやま市側の地元説明会につきましては、関係者数が少なく、また、コロナの影響を考慮し、説明会という形ではなく、個別に関係者への説明が実施されております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

すると、具体的に分かれば、みやま市側の関係者は少ないということではありますが、具体的には何戸が対象になるのか、お尋ねいたします。分かれば。

都市計画課長（目野隆広君）

まだ用地測量等を行っておりませんので、詳しい関係者数というのは、申し訳ございませんが、確定しておりません。未定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そして、その完成のめど、大体いつ頃になるのか、どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

完成のめどにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、まだ用地測量、それから、詳細設計などの業務、また、用地買収も行っておりませんので、今のところ未定となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

道路の拡幅は柳川市側とみやま市側の同時着工は当然と思うが、そうなると、予定よりもかなりずれ込むと理解をしいのかどうか。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

工事に着手します時期につきましては、用地買収等の状況を見て判断されることとなりますので、現時点では未定でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

分からんとしても、未定やなくて、大体10年後、20年後ぐらいの、そういうめどもないわけですか。極端な話が、100年後になるかもしれんとですか。どうですか。

都市計画課長（目野隆広君）

こうした道路事業につきましては、おおむね5年から8年程度の期間で実施されていくこととなります。ですが、先ほど申し上げましたとおり、現時点では未定な部分がございますので、お答えさせていただいているとおりとなります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

未定やが、おおむね大体5年から8年というのがめどになっておるわけですか。

それでは、柳川市側とみやま市側を合わせて、民家は何戸が対象になりましょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

物件移転の対象になっている民家につきましては、現在、用地測量が終わっていないため、未確定ではございますが、みやま市側で民家が2件から3件、柳川市側で倉庫が1件、物件移転の対象となる見込みとなっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

だとしたら、柳川市側は民家はないということですね。あとは田んぼと理解していいですか。

都市計画課長（目野隆広君）

議員御質問のとおり、残りは田んぼのみとなっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

民家がないとしたら、予定よりもかなり早く進む可能性もあると理解してしいのかどうか。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

可能性はございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ということは、上庄の庄山歯科がありますが、中山の散田のほうから庄山歯科の西側に道路が今来て、かなり広い道路になっておるですね。あれが直結するのですかね。最初の答弁では西のほうに150メートルということやったから、直結しないということでもいいですかね。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

上庄の庄山歯科医院の西側の拡幅された道路と直結されるかの御質問でございますが、今回整備が予定されている道路は、庄山歯科医院西側の道路より国道443号を西側へ約150メートルほど進んだ地点から南下しますので、直結はいたしません。

理由といたしましては、バイパスや新たな道路を計画する場合、事業費や事業期間、それから、住民生活への影響を考慮し、大きな集落は避けてルートのご決定をいたします。今回の場合、庄山歯科医院から国道443号を挟んで南側には事業所や住宅が密集した大きな集落があることから、現在のルートで計画をされております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、せっかく中山散田から庄山歯科の横にぴしゃりよか広い道路ができたばってんがら、それは真っすぐ443号に突き抜けたらば民家が多いから、それよりも民家が少ない150メートル西に行ったところにするということでもいいわけですかね。どうでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

そのとおりでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ああ、そうね。何となくもったいないような気もせんことはないですが、いずれにしろ、五拾町の地元説明会の中で、いろんな要望が出てきているということを知っております。その要望の中で、道路ば造るこつも大切ばってんくさんも、雨の時期になつと、あそこんにきの田んなかは排水が思うようにいかんで、道路を造るとよりも、まず水のたまることを解消するのが先やなかかと、ちょっと雨の降つと田んなかは水没してしまうと、そういう意見が出されたそうであります。その中の説明では、そげんやろうばってん、その問題は、その443号バイパスまで行く道路を造った後に完成をしますからと県のほうで言われたそうあります。

いずれにいたしましても、地元の理解と協力がなかことには、この道路拡幅というのは絶対進まないわけでありますから、しっかり地元の要望を取り入れていただき、やっていただくことを県に特にお願いをしてもらいたい。そのことで、市長、何かコメントがありましたら、よかったら答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

完成までには五、六年ですかね、そういうことで、民家を避けたような形で、若干西のほうの形で道路建設をするということで、矢ヶ部議員が言われるような水問題についても十分理解をしております、県の言うような終わった後にするんじゃないくて、並行して、道路整備と併せて水の問題、用水問題についても解決をしていくような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それは矢ヶ部も同じですけども、枝光の場合も、水害、雨が降ったら必ずたまるところはほぼ決まってるですもんね。矢ヶ部と同じように、五拾町でも非常に心配されております。矢ヶ部も私のところの前は雨が降ったら必ず水がたまると、そういう事情でありますけど、いろいろ財政的な問題、あるいは県とか国の補助問題もあると思いますけれども、市長もひとつその辺で力を入れてもらいたいとお願いをいたしまして、最後の質問に入っていきます。

最後は、駅前の船着き場の問題であります、このコロナ禍の中で、当初計画どおりにやっぱり進めるのかどうなのか、答弁をお願いいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

本計画につきましては、令和元年9月5日に福岡県と西日本鉄道株式会社、柳川市の3者連携による掘割の引込みを含む柳川駅周辺整備の記者発表を行い、令和6年度中の整備完了を目指すことを公表いたしました。

その後、3者でそれぞれ整備を行う施設について予算措置を行っており、今年度、西日本鉄道株式会社では基本構想の策定作業を進められており、福岡県と柳川市では測量、調査、設計の作業を実施するとともに、警察などの関係機関やバス、電力、通信などの関係事業者との協議を進めております。

そのほか、地元や川下り関係者との協議、調整を進めているところですが、コロナ禍の中、実施できていない協議もございますので、今後、コロナ禍の中でも実施できる対応を行いながら、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

いや、私が心配するのは、このコロナの問題で西鉄もかなりの赤字が出ていると。新聞報道にもありましたが、西鉄の4月から12月期は105億円の赤字であると報道をされておりますよ。それでも、やっぱり今言われたように県や市は進めるのか、私はその辺が不安であります、どうぞごめいましょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

福岡県並びに西日本鉄道株式会社からは、新型コロナウイルス感染症の影響により現在計画している事業を中止するといった話はあっておりません。

また、西日本鉄道株式会社からは、こういったコロナ禍の状況だからこそ、その後のためにも柳川駅周辺で進めている福岡県、それから、西日本鉄道株式会社、柳川市の3者連携のこの事業がより重要と考えているとのお話をいただいているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

この問題は、地元の声を聞くと、私が聞く限りでは、あんまりよか返事はありません。あげんかこつせんがよかばのというような声をかなり聞きます。強行してやって、市の観光事業がばら色になるとか、何か小説みたいな考えは甘いのではなからうかと私は思って仕方ないわけではありますが、観光課としてどのように考えられておるのか、お答えをお願いいたします。

観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、1年にわたります新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、宿泊、飲食、川下り、観光バス、タクシー、お土産店をはじめ、様々な観光事業者の皆様が厳しい経営状況に置かれておりまして、西鉄柳川駅周辺も宣言期間中は特に閑散とした状況でございました。

コロナが終息し、旅行需要が回復する際には、旅行形態がツアーなどの団体旅行から、個人や少人数のグループ旅行が増え、量の観光から質の観光への移行がさらに加速するとともに、お客様のニーズもさらに多様化していくというふうに推測しているところでございます。このため、これらのニーズにマッチしました既存のコンテンツの磨き上げ、新しいメニューの開発、受入れ環境の整備などに取り組む必要がございまして、これによって観光による消費額を増やし、地域経済への波及効果を高めていくということが求められておると認識しておるところでございます。

このような中、今回の事業は駅を降りてすぐに川下りができるという全国に類のない価値のあるものだと考えております。今回の整備によりまして駅前の親水空間やにぎわい空間が新たに創出されますので、集客力の向上や市民の皆様と観光客の皆様が交流できる機会が増えるとともに、市内各地域を巡っていただけるような滞在力の強化でございますとか、様々な産業が潤うような策を練っていかねばならないと考えておるところでございます。

議員御承知のとおり、本市では平成31年3月に第2次観光振興計画を策定しております。市民の皆様がもともと持っている質の高い豊かな暮らしに根差した観光によるまちづくり、柳川観光の新しい価値を創造していく施策を実施していくこととしております。また、先ほど都市計画課長の答弁で、西鉄のコメントにございました、こういったコロナ禍の

状況だからこそ柳川駅周辺で進めている福岡県、西日本鉄道株式会社、柳川市の3者が連携したこの事業がより重要とのお話もいただいております。

この事業につきましては、コロナ終息後の飛躍に向けた一つの起爆剤として期待するとともに、ソフト事業が鍵だと考えておりますので、市民の皆様と観光客の皆様双方の目線に立って、事業者にとっても効果的、効率的に事業ができる環境整備などについて、市民の皆様、関係者の皆様と連携を深めながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時40分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和3年3月3日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	白谷義隆
18番	田中雅美	19番	樽見哲也
20番	三小田一美	21番	藤丸正勝

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	酒見勇次
教	育	長 沖 毅
総務部	長	平田敬介
会計管理	者	白谷通孝
市民部	長	椛島謙治
保健福祉部	長	島添守男
建設部	長	松永泰治
産業経済部長兼大和庁舎	長	松藤満也
教育部長兼三橋庁舎	長	袖崎朋洋
消	防	長 松藤敏彦
総務課	長	武田真治
企画課	長	池末勇人
財政課	長	田中勝裕
健康づくり課	長	田島雅彦
学校教育課	長	古賀洋
生涯学習課	長	新開文隆
建設課	長	中村正光
学校教育首席指導官		野田真功
廃棄物対策課	長	松尾強
古文書館	館長	田淵義樹

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	13番 高田千壽輝	1. 立花家の文化財について (1) 雷切丸について (2) 立花家より寄贈された刀について (3) 文化財の今後

順位	質問者	質問事項
2	2 番 橋本憲之	1．過疎指定について (1) 過疎指定とは (2) どのような影響があるのか 2．廃棄物量の推移について (1) 直近での廃棄物の推移は (2) 小学校での具体的取組みは 3．柳川市庁用封筒について (1) 製作（デザイン含め）の経緯は (2) 費用はどれだけかかっているか 4．コミュニティバスについて (1) コミュニティバスの運営について
3	7 番 菊次太丸	1．市営住宅の公園利用について
4	17 番 白谷義隆	1．新型コロナウイルスワクチン接種について 2．市民文化会館など大型事業による財政運営への影響について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんおはようございます。13番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

今年度も残り一月足らずとなりました。私をはじめ、皆さんも今年度一年は人生で一番手洗いをしたときじゃないかと私は思っておりますが、皆さんどうでしょうか。今年度を振り返ると、コロナウイルスの感染による影響が出て、生活に支障が出ており、自粛生活で経済も疲弊してきております。本市でも観光客数の減少で名物の川下りの乗船客はほとんどいないと言ってもいいような状況であります。また、地元の観光業者の話を聞くと、ほとんど観

光バスは動かないという話をして、大変困っておられます。また、学校、地域のイベントもこの1年間ほとんど中止になり、いつまでこのような状況が続くのかと、皆さん心配されております。

コロナウイルスが撲滅することはないと、偉い学者さんが言っておられました。人類がウイルスを撲滅したのは、ただ1種類だけ。それは天然痘だけであります。感染が収まっても、コロナウイルスはなくなる。ただし、インフルエンザみたいになるのではないかとわれておりました。そこで、皆さんもインフルエンザの予防接種は多くの方がされていると思いますので、コロナウイルス感染対策の予防策として、ぜひワクチン接種を受けていただきたい。幸いにもまだ先行接種した数は少ないですけど、重篤な副反応は報告されていないようでございます。私も受けることができるようになった場合は率先して接種したいと思っております。

ただ一方では、大河ドラマは残念な結果となりましたが、市長は西郷隆盛の「西郷どん」も誘致に5年かかったとおっしゃっておられましたので、今後誘致ができることを願っております。

今度の質問に関しては、私は正直言って立花宗茂公のことはあまり勉強しておりませんでした。どちらかといえば、各地に遺構が残っております田中吉政公のことはかなり勉強しておりました。立花宗茂公の大河ドラマの誘致が始まってからは、テレビで宗茂公を取り上げられる番組をよく見るようになりました。あるとき、BS放送で歴史の専門家が言われるには、関ヶ原の戦いに参戦していたら徳川の天下はなかったと言われる専門家もいらっしゃいます。どの歴史専門家も、勇猛果敢で戦にはたけていたと言われます。これは実の父、高橋紹運、養父、立花道雪も戦では負けたことがなかったので、その2人の教えのたまものだと思っております。有名な話では、秀吉の朝鮮征伐のとき、加藤清正が明と朝鮮の連合軍にとりてを包囲され、誰もが救出を諦めたとき、先陣を切って救出したことは有名であります。

今回の質問は、立花公に大いに関係ある、前回、時間がなく質問できなかった立花家の文化財について質問いたします。

質問については自席にて一問一答でいたしますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしく願いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。

13番（高田千壽輝君）続

最初の質問は、市内には個人で所有してある文化財は数多くあると思いますが、今回は立花道雪が所有して、後に宗茂公に渡り、伝説のある名刀五選に入る立花家所有の雷切丸について市はどのように認識されていますか、お聞かせいただきたいと思っております。

古文書館館長（田淵義樹君）

まず最初に、立花家の文化財について確認します。

旧柳川藩主立花家に伝わってきました文化財は全て、今現在、公益財団法人立花財団へと寄付されておりまして、立花家個人及び株式会社御花所有のものはございません。まず、これを確認したいと思います。

では、雷切丸についてお答えいたします。

雷切丸は、この公益財団法人立花財団が運営します立花家史料館が所有する脇差になります。もともとは千鳥という名前で、猛将戸次道雪が使用していましたが、道雪があるとき昼寝をしていた大木の下に雷が落ちた際に、道雪がこの千鳥を抜いて雷を切ったということから、雷切丸と呼ばれるようになりました。そういう伝説を持った宝でございます。立花家ではずっとこの雷切丸は、今、国宝に指定されておりまして短刀の吉光、また、重要文化財に指定されておりまして剣の長光と並んで、立花家の宝として伝えられているものでございます。

この雷切丸は平成29年度に開催しました特別展「立花宗茂と柳川の武士たち」におきまして、柳川古文書館で借用、展示するなど、柳川市としましても重要な文化財の一つとして認識しております。

また、立花家史料館では、この雷切丸をミュージアムキャラクターとして活用しておりまして、三次元、人物が扮装するキャラクターのパフォーマンスがコロナの前は随分行われておりましたけれども、開催されておりまして。また、二次元、絵でも活用されておりまして、それはミュージアムキャラクターアワード2018で全国第1位となるなど、立花家史料館ではこの雷切丸を博物館活動の中心的財産として使用されているということを申し添えます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この刀に対しては、マニアの人たちはすごい有名な刀が柳川にあるということをお話しておりまして、いろいろ私も調べたら、こういう伝説のある刀が5本ぐらいあって、もう一つは、福岡市にも圧切長谷部という刀もあって、それは織田信長が最初は所有して、それから秀吉に渡し、黒田官兵衛に渡し、今現在は、どういう事情でか知りませんが、福岡市の所有になっております。ということまで調べておりました。

今、密かに日本刀ブームが起きているんですね。こういうことを利用して、コロナが収まって観光の起爆剤とかになったほうが私もいいと思うので、ぜひそういう活用もしていただきたいと思っておりますが、この観光への活用に関しては今回質問しておりませんでしたので、また次回いろいろ質問したいと思っております。

次に行きますけど、新聞報道によりますと、立花家のほうから刀類を寄贈されたということが書いてありまして、現在、刀がどう活用されているか、保存してあるかをお聞かせいただきたいと思っております。

古文書館館長（田淵義樹君）

お答えいたします。

まず、冒頭申し上げましたとおり、現在、旧藩主立花家に伝わってきた文化財は全て公益財団法人立花財団へと寄付されておりまして、立花家個人のものはありません。

お尋ねの柳川市に令和2年10月に寄贈された刀剣につきましては、この立花家に伝来したものではなく、立花家現当主の妹様の夫に当たられる方が収集しました江戸時代、柳川藩に仕えた刀工各派の作品となります。

内容は、鬼塚派の脇差しとやり2振り、下坂派の短刀とやり2振り、その他、刀と脇差しの2振り、合計6振り、非常に状態もよく、貴重なものでございます。

なお、このうち鬼塚派の脇差しとやりにつきましては、本年2月7日に閉幕してしまいましたけれども、特別展「復活の大名立花宗茂」にて展示公開をいたしました。また、その後は柳川古文書館で管理、保管をしていることを申し添えます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私も刀にそんな詳しくないんですけど、ある専門家の方にちょっと聞いてみたら、刀は保存が大変難しいと。ちょっと油断したら、すぐさびが出ると。そのさびが出た場合は研ぎに出さなきゃいけない。研ぎに出した場合の費用は最低でも一寸、約3センチで5千円以上かかると、物によっては10千円もかかるということをお聞きしましたので、保存には多分苦労されているんだなと思っております。歴史的価値があるんだったら、専門のそういう展示場とかを見て、古文書館でいつでも見られるような体制を整えていただければいいかなと私は思っております。その辺はどうでしょうか。

古文書館館長（田淵義樹君）

議員御指摘のとおり、刀剣の保存につきましては大変難しいところがあります。柳川古文書館も昭和60年に開館いたしまして、かなり年数がたった古い施設になっておりますので、これは県の所有のものですが、刀剣等、湿度管理が厳しいものについては、書庫内にもう一つ、24時間空調の刀剣用の金属製の調湿庫を導入しまして、そこで管理しています。不慣れながら、私をはじめとした職員が手入れをするということをやっております。それで、何とか刀剣の専門家の御指導を仰ぎながら管理をしていくという方向でございます。

展示につきましては、そういう状態のものを油を拭き取って展示するので、しょっちゅう出すというのは、どこの博物館、史料館でもやっていないことでございます。季節等も考えながら、今後、計画的に展示すべきときに展示をしたいというふうに考えています。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

大変保存には苦労されておりますので、今後ともぜひしっかり保存していただきたいと思っております。

これも新聞報道によりますけど、このコロナ禍で入園者も少なくなって、史料館の経営が大変厳しくて、文化財を売却してどうにか資金繰りをしたいというような報道がされて、たまたまクラウドファンディング　今、横文字でクラウドファンディングとか言われましたけど、簡単に言えば寄付なんですよ。全国から寄付を募って、どうにかそれで運営をしていくというような形で、たしか20,000千円以上のお金が集まってきて、どうにか経営の危機は乗り越えたと報道をされておりましたけど、まだこのコロナの影響が正直言っているまで続くか分かりません。今後またそういう経営の危機が訪れて、貴重な文化財をまた売却されるという話になった場合に市はどのような対応をされるか。これは政治的な判断が要ると思いますけど、その辺に関して市長どうですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

立花家史料館は、当初、運営費6,000千円の募集を目的として、令和2年12月11日より令和3年1月31日までの期間でクラウドファンディングを実施されました。この目標額は初日で達成いたしました。最終的には目標の4倍近い22,640千円を超える寄付が、柳川や福岡だけではなく、全国各地、また、海外からもあったと聞き及んでおります。

財団の所有する文化財には、先ほど御質問のありました雷切丸、それから、国宝、また、国の重要文化財に指定された刀剣だけではなく、現在、柳川古文書館で管理しております国重要文化財大友家文書、立花家文書や、また、甲冑、書画、徳川家からの嫁入り道具など、様々な大名道具がまとまって残されております。これらは柳川の歴史と文化を象徴するものであり、散逸させることなく、柳川の地で一体として残すことが大変重要であるというふうに考えております。また、柳川に残すことによって教育や観光での利用へもつながるというふうに考えております。

また、昭和53年8月25日に国の指定を受けた名勝立花氏庭園など、県内の名勝庭園の所在する6市町で福岡県市町村名勝庭園協議会を組織しておりまして、加盟市町村が協調して広く名勝を周知し、その活用を検討しております。

今後も引き続き株式会社御花で所有する国指定名勝立花氏庭園と歴史的建造物を含めて、市内の名勝庭園についても周知の支援などを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、お尋ねの立花家に伝わってきた文化財、現在の立花家から離れ、公益財団所有となっておりますが、仮にその文化財の今後について、この財団のほうから管理の申出等あれば、文化財保護法の趣旨にのっとり適切な対応をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

高田議員から私のほうに指名もかかっておりますので、市長としての考え方を述べたいと

思います。

その前に、2月28日、市民会館で立花宗茂公柳川復帰400年記念イベントを開催いたしました。これは福岡県と共催という形で開催をいたしまして、服部副知事等も来庁されまして、御挨拶をいただいたところでもございます。緊急事態宣言下の中で、無観客、オンラインの配信で実施したわけですけれども、予想を超えた1,800人の皆さんがオンラインで、これはカウントできますので、視聴していただきました。私も夜帰ったとき東京から電話がありまして、見ていましたというようなことでもございましたし、大河ドラマの招致活動を開始して4年、この間、宗茂公の知名度は大きく向上したというふうに感じております。将来、大河ドラマが実現の際には、立花財団が所有する立花家由来の文化財が散在して柳川になかったということではいけませんので、何とかして避けなければならないというふうには思っております。今後、財団運営が厳しくなった場合は、福岡県とも連携しながら財団の支援については検討していかなければならないというふうには基本的には思っております。

今回のクラウドファンディングの中に、私宛てのメールだったと思いますけれども、これを紹介してみたいと思います。

私も協力しましたが、未曾有の危機において、本来このような財政援助は市が率先してすべきではないでしょうか。そのとおりだという感じがいたしました。同館の所蔵品は、地域の歴史の大黒柱であり、大名家の貴重な資料やぜいを尽くした工芸品ばかり。いずれもこの柳川の歴史そのものであり、この地にあつてこそ意味をなすものであると。それがコロナ禍で散在、離散する危機にあるのであります。何もせずにそれを行政が見過ごすだけでよいのでしょうか。行政の役割は地域の歴史、芸術文化を守り伝え、発信し、未来の世代に向けて、それを育むことにこそあるはずであります。どうかこのすばらしい館、柳川の地で果たした偉大な役割、柳川という地名やブランドを国内で広げるためにもどれだけ立て役者であったか。観光で受けた数々の恩恵を思い返してください。今こそ、それに具体的な財政支援をもって報いるときではないのでしょうか。観光客も激減し、臨時的な予算拠出が多々あり、市としても大変な困難な局面にあることは承知をしておりますけれども、しかし、地域の歴史の語り部を失ってははいけません。立花家史料館は柳川の人々の誇りそのものであり、何としても未来へ伝えたい場所でもあります。どうか同館の存続のために、柳川市としても一刻も早い財政援助をお願いいたしますというメールが来ておりまして、私も同感でありました。

そういう気持ちを持っていることを披瀝して、私の考え方を述べさせていただきました。

13番（高田千壽輝君）

文化財の重要性は認識してあると思うんですけど、私は簡単に、本当にまた再度文化財を売却するという話が出た場合は、たらればですけど、そういう場合は本当に全部が全部、文化財を残せというんじゃないかと、本当に重要な文化財だけを残す必要があるから、市で買い取る覚悟が必要じゃないかなと思って、そういう質問をしております。ただ、今は補助、援

助というだけの文言に変わっておりまして、もしそういうことになった場合は買い取るとか、そういう考えはあるかをお聞きしたいんですけど。

市長（金子健次君）

文化財の保護については、立花家史料館の財産というのは億単位の金でございます。そういうものを果たして柳川市が買い取ることができるかどうか、これは福岡県を含めて、国を含めて考えなきゃならない問題だと思います。ただ、そのものの財産は柳川の地にあつてこそ初めて発揮できるものであつて、柳川の地において、国が助成して、福岡県が助成をして、柳川市が文化の助成をしていくと、そういう形を残さなければならないと。そういうものについては、議会の理解も必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

文化財も自然環境も一回なくなったものは、なかなか戻ってきません。ということで、ぜひそういう文化財が柳川の地から　これは個人所有の立花家史料館のことだけ言っておりますけど、ほかにも立派な文化財を持ってある方がまた柳川の地にはいっぱいあると思いますから、そういうのがよその地域に流出しないような努力をしていただきたいと私は思っております。

また、これは提案ですけど、立花宗茂公は、ただ、あの時代に改易されて、旧領に復帰したのはただ一人だけですよ。今、新聞報道でも見ますけど、大手会社も今年は新規採用をしないという、多分、就職氷河期に入ってくると思うんですよ。こういう時代ですから、その当時に復帰したということはまれであります。だから、太宰府天満宮の菅原道真是学問の神様、立花宗茂公を就職の神様ということで、もう少し全国的に売り出して、観光の目玉にしてもいいんじゃないかなと。そして、三柱神社にうんと参拝していただくようなことをしていただければ、一種の観光の起爆剤になるかもしれません。この時代、ちょうどいいチャンスじゃないかと思うんですよ。今年度は就職難である時代ですから、そういうことを提案して、この質問はまた予告じゃないけど、そのうちしますので、よろしく願います。

これで今日の質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時36分　再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって新型コロナウイルス感染症第4波の中、感染リスクを抱えながら就業されているエッセンシャルワーカーの方々、心より敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

先ほど市長答弁にありましたように、今年、この柳川は立花宗茂再封400年の記念すべき年となります。今年は復活の武将と称される宗茂公のごとく、柳川もコロナ禍より少しでも早く復活できればなというふうに願うところでございます。

さて、本日の質問でございますが、大きく4つのことについて質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、あっと驚いた過疎指定について、それから2つ目は、高齢者が頼りにしてあるコミュニティバスについて、それから3つ目は、今、市民の皆さんと取り組むべき喫緊の課題でありますごみの減量について、最後に第4点目は、ふだんからよく目にする庁用封筒についてでございます。

詳細につきましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

それでは、早速質問に移らせていただきます。

2月中旬になりますけれども、新聞紙上において、これはあくまでも自民党案ということではございますけれども、過疎新法の概要をまとめた中に、福岡県では今回、柳川市を含む48市町を過疎指定するという記事が書かれまして、市民の方からも、柳川は過疎指定されるとね、大ごとやろうだとか、また、もう柳川は駄目になるばいね、などとの否定的な意見をいただきました。私はそのとき、この事の本質が分からずに返答に苦しんだわけですが、しかしながら、先日の全員協議会で執行部からの説明を聞きましたところ、そんな意味ではないのかなというふうに理解したところでございます。

そこで、今日ここでは市民の皆さんへこのことについて周知する意味でも、少し追加も含めて質問させていただきたいなというふうに思います。

それでは、質問についてですが、そもそも過疎法における過疎指定とはどのようなものなのでしょうか、お願いします。

企画課長（池末勇人君）

お答えをしたいと思います。

議員から御指摘の過疎指定とは、また、基準はどういうものかということでございますけれども、こちらは現在、過疎新法の法律案が公表されておりませんので、令和2年度末で失効いたします現在の過疎法でお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

まず、過疎指定とは、人口の著しい減少に伴いまして、地域社会の活力が低下している地域の自立促進に寄与するため、国が基準を策定し、指定するものであります。

現在の過疎関係市町村数は全国で817市町村ありまして、全体で47.6%が指定をされております。県内では60市町村のうち21市町村が指定を受けておるところです。

過疎地域に指定される新たな基準案ということですが、こちらは人口要件と財政要件の2つをクリアする必要がありまして、人口要件は40年の長期で28%以上、もしくは25年の中期で21%以上人口が減少していること、財政要件につきましては、財政力指数の直近3か年の平均が全国平均の0.51以下であるということになっております。

今回、平成11年4月以降の合併、いわゆる平成の大合併で合併した市町村では、旧市町村単位で過疎とみなす一部過疎が採用されることになりました。旧大和町地区は人口要件が中期で20.58%となり、四捨五入の関係で切り上がったことにより、かろうじて21%以上を満たすということになり、一部過疎地域として指定される予定となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

人口の減り方がひどい市町村の自立促進を図るため、国が基準を策定して指定しますよということ。それから、人口要件と財政要件、この2つをクリアすれば過疎指定になるということで、今回、柳川市においては市全体が過疎指定されたわけではなく、旧大和町の基準を上回る人口の減少率、これと、1に近いほど市の財政の流動性が高いと言われる財政力指数、これは多分、柳川では近年、0.46程度かなというふうに思っているんですが、これが0.51を下回ったということで一部過疎指定されるだろうということになっているみたいなんです。それでは、市民の皆さんが感じてある文字面での過疎指定、すごくマイナスのようなイメージに感じます。

この過疎指定は本質として、市にとってプラスなんでしょうか、それとも、マイナスなんでしょうか、お聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

過疎法は昭和45年以来、4次にわたって議員立法として制定をされておりました、指定されている市町村の割合は年々増加をしているという状況であります。

この原因といたしまして、首都圏への過度な一極集中があり、これを抑制し、国土の均衡ある発展を目指すということを目的としております。過疎指定をされれば様々な財政支援が受けられ、財政的にはプラスの要因になるというふうに思われます。

また、先ほど答弁させていただきましたとおり、現在、全国の自治体のうち47.6%と半数近くの市町村が指定をされており、中には京都市や浜松市などの政令指定都市、また、山口市や佐賀市など県庁所在地も指定をされております。過疎指定がマイナスイメージになると

ということはないのではないかとこのように考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

よかったです。取りあえずマイナスイメージではないということのようなので、市民の皆さんのネガティブなイメージ、これが払拭されるのじゃないかなというふうに思うところでございます。

いっそのこと、この言葉自体、これは笑い話なんですけど、ふるさとネバーギブアップ指定とか、過疎化阻止応援地指定とか、こんなふうに呼び方も変えられたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、これは冗談として、実際指定されることで柳川にとってどのような影響が出てくるのか、これについて教えてください。

企画課長（池末勇人君）

様々な財政支援措置があるため、事業を進めやすくなるというふうには考えております。一例を申し上げますと、国の補助のかさ上げや過疎地域のための地方債、いわゆる過疎債ですけれども、この発行、税制の特例などがございます。

ただし、その利用に当たっては過疎に関する市町村計画を策定する必要がありますので、国や県からの説明会後に策定に取りかかりたいというふうに思っております。また、策定の際には議会の議決が必要となってきますので、その際は御審議のほどをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

分かりました。ありがとうございます。

じゃ、この過疎指定について整理していきますと、国が決めた基準をまず2つ満たすと過疎指定がなされ、それから、市としてはその状況を脱却するために、例えば、人口の減少率を緩やかにするだったりとか、町を活性化させて財政状況を向上させるだったり、このような市町村計画を立てると。国としてはその事業に対して財政支援策を講じますよと、これがちょっと言うと分かりやすい全体かなというふうに私は理解させていただきましたが、これでよかったですか。 はい。

それでは、国が行う支援措置、これは今回、一部過疎指定ということですが、市全体の事業に対して行われる措置なののでしょうか、それとも、その特定の一部地域、これだけに対する支援策なののでしょうか。

また、具体例でいくと、どのような事業に対してどのような支援措置が行われるのか、これについて教えてください。

企画課長（池末勇人君）

今回、柳川市のうち、旧大和地区が指定をされる予定です。そのために、過疎法における財政支援措置は旧大和地区で行う事業について適用をされます。

分かりやすい例で申しますと、コミュニティバスが全て一般財源で運行しているとした場合に、旧大和町を運行する区間のみ過疎債が活用できるということになります。過疎債は70%が交付税措置をされますので、実質30%の一般財源で運行できるということになります。こうしてできた余力を市内の均衡ある発展に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

現在、市の一般財源において行っているような事業に関しても手厚い国の補助があって、財政支出も抑えていくことができるということみたいなのですが、今回の自民党案では、近隣の大牟田市が過疎指定から外れるとお聞きしております。実際どのような施策で卒業されたのか、これを教えていただけますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

今回の法律の制定に当たり、人口要件や財政要件の見直しが行われております。個々の自治体によって卒業要因は異なってくるというふうに考えられますので、大牟田市も含めまして、今後、研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

大牟田市は何か特別な取組があって卒業されたというわけじゃなくて、今回の要件の見直しによって、逆に言うと条件がクリアできずに外れることとなるということみたいなので、あまり参考にならないという感じなのですが、全国で半数近くの自治体が指定されていると先ほど答弁ございましたので、やはり先進地の研究をしっかりとさせていただきまして、我々もいろんな提案を行いながら、柳川に合った計画をこれからいろいろ企画立案していただけたらなというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

先ほど少し話題に出てきましたコミュニティバスについてお聞きしたいと思います。

今までも先輩議員たちが数々質問されてきたと思うんですが、このコミュニティバスの運営方法について、概略で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

橋本議員からコミュニティバスの運営方法、概略ということでお答えをしたいというふうに思っております。

本市では柳川市コミュニティバス条例の規定に基づきまして、市民の日常生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図る目的でコミュニティバスを運行しております。具体

的には、食料品や日用品などの買物や医療機関への通院、公共施設への移動など、地域と目的地をつなぐ形で運行し、交通弱者の支援を行っているというところでございます。

本市のコミュニティバスは、国の自家用有償運送の許可を得て運行をしております。この自家用有償運送といいますのは、地域住民の生活に必要な輸送の確保が運送業者によって対応できないという場合に認められておりまして、行政、住民、運送業者で組織する地域公共交通会議の合意が必要とされている運行形態でございます。

現在、コミュニティバスは市内全域を9ルートで運行を行っておりまして、164か所のバス停を設置しております。運行日は、両開ひがしルート、両開にしルートは日曜日を除く毎日、それ以外のルートは月曜日から土曜日の間で3日間運行をしております。

近年の利用状況ですけれども、平成30年度は2万1,426人、令和元年度は2万2,297人と順調に伸びておりましたけれども、コロナウイルス感染症の影響で大きく減少いたしまして、令和2年度は1万7,658人というふうになっております。

コミュニティバスは安全第一で運行しておりまして、運行管理業務は運行管理者資格者証の交付を受けている者が行うということを条件に、市内に本社、または支社等を有する事業者へ委託をしております。現在は柳城観光株式会社に委託をして運行しているという状況でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

市が国の許可を得て運行管理者資格者証の交付を受けている事業者へ業務委託をしているとのことなんですけれども、利用者の方から来る運行上の苦情だったり要望、これらの伝達や指導方法についてどのようにされているのか、教えてください。

企画課長（池末勇人君）

苦情等の伝達や指導方法はということでございますけれども、市に寄せられる苦情は様々ございまして、今年度で申し上げますと、苦情が4件、要望や御意見が11件、忘れ物が2件というような内容でございます。

運行に関する苦情につきましては、車内に設置しておりますドライブレコーダーのデータを確認するなどして、運行管理委託業者に苦情内容を伝えて改善を求めているというところなんです。また、要望や御意見に対しましては、一覧表で管理を行いまして、コミュニティバスの利用改善に役立てているところです。

要望や御意見で一番多いのがバス停の設置でございます。バス停の設置は、地域公共交通協議会で一定の基準を定めて、定量的に判断するために半径300メートル以内にバス停がない場合に設置をすることとしておりまして、逆に半径300メートル以内にバス停が重複をしている場合は、利用状況を毎年確認しながら、バス停の撤去や移動を行っているところです。

このように設置と撤去などを行いながら、偏りのないバス停設置を目指しているところでございます。

また、忘れ物については、運行管理者と連絡を取り合いながら、迅速に対応をしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

やっぱり直接市のほうに苦情だったり要望のほうは入っているということで、多分この話でも市役所のほうに入っているかと思うんですが、実は利用者さんから泣ながらにこんな話を聞きました。その方は病気のせいで足と腕が少し不自由になられていて、病院とか買物にコミバスを利用されるということだったんですが、当然、長時間立っておくことができなくて、また、バス停にも椅子がないということで、少し離れたところに座ってバスを待っていらっしやっただけです。そしたら、バスが見えたもので、立ち上がってバスのほうに歩こうとしたら、バスが目の前を歩いていくと。手を挙げて止めようとしても目の前を素通りしていったと。少し通り過ぎたところで止まってくれたみたいなんですけど、そのとき運転士さんから本人さんに、バス停におってもらわんならと、こういう言葉をかけられたそうです。

やはりバスを利用する方は、いろんな意味で弱者の方が多いいんじゃないかなというふうに思っております。運転士さんにはバス停付近では少し注意を払って、乗客の方がいらっしやるんじゃないかなというふうな意識を持って運行してほしいなと感じるところでございます。また、運転士さん次第でも、粗暴運転だったり、空調の管理だったりというのが違うので困ることもあるというお話も聞きました。運行の委託業者さんも決して高くはない委託料金で受けていただいて、人材確保というのは非常に厳しい状況でされているのかなというふうに思うんですが、やはりここは市のほうも教育の徹底、これを再度お願い、それから、働きかけをお願いしていただきたいなというふうに思います。

そして次に、ルートについてなんですが、どこでもここでも乗客を乗り降りさせるのには、安全上も、また、これは法律上も、運行上、難しいことかなとは思いますが、先ほど話したように、少々歩行困難者などは目的地の病院に行くのに行き過ぎるとか手前で止まるとか、主要な病院じゃなかったら、そういうことになっているという話もよく聞きます。今後、ルートを含めて、運行上、改善するため何か変更する点とかございますでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

お答えいたします。

今後、ルートを含め変更する点ということでございますけれども、現在、利用者の利便性向上のためにフリー降車制度の導入を検討しているところでございます。フリー降車につきましては、バス停以外のルート上で降車できる、降りることができるというものです。これ

によって、より目的地に近い場所で降りられるため、利用者の負担軽減にもつながるものというふうに考えております。

しかし、導入に当たっては、これまで地域公共交通協議会の中でも議論をされてきましたが、やはり利用者の多くが高齢者であるために、利便性向上も大切ですが、安全面の確保が重要であり、導入に当たっては慎重に検討していくようにという御意見をいただいているところです。そのため、現在、警察と協議を進める中で、導入に当たって車両の整備の必要性を御指摘いただくなど、導入に向けての課題も見つかってきているところです。課題改善を図り、できるだけ早期の実現に向けて引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、重要なキーワードですね、フリー降車、乗車じゃなくて降車のほうができるようになったら。これだけでもかなり進歩するんじゃないかなというふうに思います。片道だけでも、やはり歩く距離が短くなるという、お年寄りの方は負担が少なくなるのかなというふうに感じますので、ぜひとも早めの施行のほうをよろしく願いいたします。

先ほどの質問じゃないんですけど、今後は過疎債などをやはりうまく利用したりして、誰も取り残されることのない柳川となるような施策のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上でコミュニティバスに関する質問は終わらせていただきます。

続きまして、またかと言われるかもしれませんが、ごみの減量について質問させていただきます。

ごみの指定袋の価格改定とデザインや種類の変更、それから、12月議会で一般質問させていただいた後に行われた小泉環境大臣との会談が報道でも大きく取り上げられて話題となっておりましたが、廃棄物の量に変化はあったんでしょうか。分かる範囲、直近での廃棄物の推移について教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えします。

まず、可燃ごみの推移について申し上げます。可燃ごみは昨年4月から本年1月までに1万3,357トンで、昨年同月までと比較して65トン、率にして約0.5%の減で、ほぼ横ばいです。直近の1月に限って比較しますと、今年が1,228トンで、昨年1月と比較して94トン、率にして約7%減少しておりました。

また、資源物の回収量、特に分別を積極的にお願いしておりますプラスチック類の量は、昨年4月から1月までに220トンが資源物として回収されており、昨年同月までと比べますと54トン、率にして約33%増加しております。先ほど橋本議員のおっしゃったように、新し

いごみ袋のネーミングや可燃ごみと資源物の価格調整等がきっかけで、小泉環境大臣からの応援メッセージなどをいただきました。こういったことが大きな話題となり、市民の皆さんのごみ分別への理解につながり、行動していただいたものと推測しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

1月の燃やすしかないごみの量は、市民の皆さんの意識の高まりで、昨年同月比で約7%の減少ということで、大変すばらしい成果が出ているのではないかなというふうに思いますけれども、これもまた幾度となく質問させていただいておりますが、目標についてです。

市民1人当たり約卵1個分、68グラムの減量を目指すということで、当初、答弁いただいておりますが、改めて削減目標と現在の達成度合い、これについて教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

1人当たりの目標ということですが、柳川市では年間約1万6,000トンの可燃ごみを焼却しておりますけれども、その10%、1,600トン削減したいと考えております。これを市民1人当たりで換算しますと年間24キログラム、1日当たりで申しますと約67グラム、卵1個分となります。

可燃ごみの量は、先ほど申しましたように、年間で申しますとほとんど減っておりませんが、1月だけで見ますと、1日当たり48グラム減ったこととなりますので、市民の皆様にはあと一頑張り、1日当たり、あと20グラムの減量に取り組んでいただければと考えているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

個人の1日の削減目標67グラムだったですね。67グラムに対して現在48グラム減っているということで、達成率はおおむね7割程度なのかなというふうに感じるんですが、私はここからなかなか減らないんじゃないかなというふうに思います。私もダイエットの経験があるんですが、人間のダイエットもそうなんですが、最初はどんと下がるとですよね。どんと下がって、そこから停滞期がばんと続きます。そこを辛抱したら、また少しずつ下がっていく。こういうふうなカーブを描いていくんじゃないかなというふうに思うんですが、この減量作戦もやはり継続的にしっかりと取り組んでいくのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

それから、これまでは水分を減らすとかなりの重量が減っていくということでアナウンスしてきました。今後は、やはりそれプラスに分別、これをさらに進めるべきじゃないかなというふうに思います。

そこで、燃やすしかないごみというすばらしいネーミングの袋の中に、まだまだ資源物のほうが混ざっていると思いますが、どのようなものが混ざっていて、分別についてどのように対策をしていくのか、これを教えていただけますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

どのようなものが入っているかということですが、クリーンセンターに搬入されます可燃ごみを分析しますと、紙・布類が約54%と半数を占めております。次いで生ごみが18%、プラスチック類17%となっており、この3品目の減量を特に進めたいと考えておるところでございます。

紙類は分別すれば資源として再生できるものが、可燃ごみの中にまだまだ多く含まれております。例えば、菓子箱や包装紙、ポスターやチラシ、パンフレット、コピー用紙などは紙袋に出していただければ資源物として回収いたします。

先ほど申しましたように、今年度はプラスチック類の回収量は増えておりまして、市民の皆さんの分別への取組が進んでおります。収集日にはピンクの袋が目につくようになりました。しかしながら、これを1人当たりの排出量で見ますと、みやま市民や大木町民と比較しますと、柳川市民の排出量は約3分の1程度と少のうございます。今後はさらに取組を進め、みやま市民や大木町民と同等の量が回収されることを目指したいと考えております。

これらの紙類やプラスチック類を分別しますと、かさ、量は半分以下になると思います。さらに、先ほど橋本議員からの御指摘にもありましたように、生ごみは水分を絞ると、絞るだけ軽くなりますし、絞った後の生ごみもほとんどが水分です。現在、普及を進めております電動生ごみ処理機を使えば、生ごみの重さは約10分の1までなり、臭いもしなくなります。一般家庭のごみ減量には非常に効果的ですので、出前講座等でも最高50千円の補助をしていることなどをPRし、普及を図っているところでございます。

これら紙類やプラスチック類の分別、生ごみの水切りを様々な機会を通して市民の皆さんにお願いし、可燃ごみ減量につなげていきたいと考えております。

さらに、廃棄物対策課としては、今後、資源物を分別し、可燃ごみを減らすだけでなく、ごみを出さないリデュース、繰り返し使うリユース、使ったものを資源にするリサイクルの3Rの最重要項目でありますリデュースを積極的に推進し、ごみそのものを減らしたいと考えております。無駄なものは買わない、もらわない、買ったものは長く使う、食材は使い切り、食べ切るといったことを実践し、ごみを出さないような生活スタイルに変えていただくよう市民の皆さんにお願いしていかなければならないと考えているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

廃プラスチック、廃プラに関しては、やはり市民の皆さんの努力によって分別がかなり進んでいて、減っているようなんですが、廃プラに関しては体積が大きいものの、この前、打

合せたように、重量がそれほどないということで、数字に跳ね返ってきにくいというところが大変残念なんです。また、意外なところで、燃やすしかないごみ袋の中にまだまだ紙や布類、これが半数以上、54%を占めているということに今びっくりしました。

今後は紙の分別、これをぜひとも力を入れていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、私は感心したことが1つございまして、お隣、大木町の職員さんと一度名刺交換させていただいたときに、これは別にやれと言っているわけでも何でもないんですが、カレンダーの裏紙が名刺になっていました。これは多分話題づくりか何かにはされているんだろうと。大した紙の減量にはならないと思うんですが、やはりそういった感じの取組をされていかれてはどうかというふうに感じるところでございます。

また、この問題は、新ごみ処理施設の建設負担金削減はもちろんなんですが、環境保全問題の柱でもございます。これからの柳川の将来を担う子供たちに経済的な負担をかけないためにも、さらに、世界的な問題に対して関心を持たせるためにも、子供たちにはこのことについて学ばせておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、来年度より小学校でこのことについて取組がなされるというふうにお聞きしております。そのことについて具体的に教えていただけますでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

橋本議員の質問に答えさせていただきます。

環境教育の推進について、これまで柳川市では、例えば、これでございますが、（現物を示す）市で独自に作成しました環境読本「やながわ」、こういうものを使って、自分たちが住んでいるふるさと柳川の自然や環境を大切に作る心の育成に努めてまいりました。そして今、議員からも少しお話がありましたが、柳川市のごみ減量の取組に対して、小泉大臣をはじめ、様々なところから注目が集まっております。これを子供たちに市民の一人としての意識を持たせる絶好の機会として捉えて、学校においても可燃ごみ減量に向けた活動をさらに活性化を進めていきたいというふうに考えております。これはふるさと柳川への思いを一層深め、柳川への自信や誇りを持たせることにもつながる大変価値あることだというふうに考えております。

これに向けた取組が来年度の4月から早速スタートできるように、既に小学校と中学校の先生方の代表を集めたプロジェクトチームによる授業を行うときの計画案づくりが進んでおりまして、今週中には完成いたします。具体的に申しますと、可燃ごみの削減につながる学習を小学校1年生から中学校3年生まで、全ての学年で指導計画に位置づけております。そして、どの学校でも共通した指導が行われるように、先ほどのプロジェクトチームで作成した計画案に基づいて学習することにしております。

これらの時間以外にも、様々な教科の時間や、小学校でいえば児童会の活動、中学校でいえば生徒会の活動で、子供たちの豊かな発想を基にした自主的な取組が生まれて継続してい

くように指導していく予定でございます。できれば子供たちが中心となって学校から地域に情報発信する場をつくり、学校、家庭、地域が連携した一体となった可燃ごみ減量への取組が進んでいくように考えているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

子供たちはごみ問題について考えることで、やっぱり自分たちの将来のことを少しでも考えることができる、また、地域のことを考えることができるというふうな貴重な取組じゃないかなというふうに感じるところでございます。また、この問題を家庭に持ち帰って、家族へアナウンスすることによって、逆に大人の学びだったり、ごみ減量の啓発活動にもつながるいい取組じゃないかなというふうに思うところでございます。

これまでも学校のほうでごみ分別教育はされていたようでして、実際、うちの子供たちも、事、廃プラに関しましてはよく分別をしてくれます。さらに市を挙げて、いろんな取組でこの意識が高まっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

先月、市役所で打合せをした際に、庁用封筒をいただきました。その庁用封筒はこれなんですけれども、（現物を示す）多分、今まで皆さん見られていた封筒がこっちのものだと思います。この庁用封筒をいただいたとき、おっ、封筒が変わったんだというふうに、ファーストインプレッションですね、封筒が変わったんだと、まず興味を持ちました。それから、これは私の主観的な意見で大変失礼な表現になるかもしれないんですが、何か普通だなと感じたところです。

この庁用封筒を古いタイプから新しいタイプに変えるに至った経緯、これを教えていただけますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

庁用封筒製作の経緯につきましては、昨年5月末、柳川警察署より8月25日から31日の飲酒運転撲滅週間に合わせて、飲酒運転根絶を目指す取組の一環として、市から各家庭などに送付する郵便用封筒、庁用封筒に飲酒運転根絶へのメッセージを入れてもらえないかというような依頼がありました。そこで、当初は既存の封筒にメッセージを入れる検討をしておりましたが、既存の封筒のデザインは作成後10年以上経過していることもありまして、デザインを一新して、併せてメッセージを入れることといたしました。

デザインは職員が考えておりまして、総合計画における柳川市の将来像「水と人とまちが輝く柳川」の水の青をイメージして、青色で作成をしております。また、紙の色を青が映えるように白に変えて、紙質を少し厚くしております。表面は文字が書きやすいように既存の

封筒よりスペースを多くつくりまして、「“おもてなしの心日本一を目指す柳川市”」の文字と、川下りの水の上を行くどんこ舟のデザインをしまして、裏面には柳川市までのアクセスと飲酒運転根絶のメッセージを入れたところであります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

警察からの急な要請でこの封筒を作られて、裏に「柳川から根絶！飲酒運転！」というこのデザインを入れられたと。課内の職員で作られたということで、作ってあるものを否定するわけではないんですが、せっかくお金をかけて印刷物を作られるなら、昨日の今村議員の市報の質問ではございませんけれども、封筒が目についたときに、わざわざでも手に取ってもらえるような、もう一ひねり欲しかったなというふうに思うところがございます。

さて、この庁用封筒なんですが、どれだけの頻度で、また、どれだけ作成してあるか、教えていただけますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

どれだけ製作してあるのかということですが、例年、1年分を2回に分けて作成しております。1回目は年度当初に、長形3号、いわゆるA4サイズを三つ折りにして入れる中封筒、あれを5万枚程度、角2号、これがA4をそのまま入れるサイズ、大きい封筒を3万5,000枚程度作成し、2回目は半年後に、それまでの使用数、また、年度末までの使用見込み数を考慮して、必要枚数の作成をしているところがございます。

直近3年間は年間平均で長形3号を10万枚、角2号を6万枚作成しております。

新しいデザインの封筒は、年度当初に既存の封筒を既に発注していただきましたので、使用見込み数を考慮し、長形3号、角2号封筒とも1万枚を作成したところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

庁用封筒、私は数年に一度、ある程度まとめて印刷してあるのかなと思ったら、例年、年に2回ほど印刷を依頼してあるということで、何かここに可能性が見えてきたなというふうに感じる場所なんです。庁用封筒一つにしても、例えば、水都やながわの封筒なんですけれども、デザイン性がありますよね。格好いい。こういうふうなロゴ、フォント一つにしても、やはり少し考えていただいて、いろんな可能性があるんじゃないかなというふうに思います。こういう庁用封筒はひょっとしたら柳川市を売り込むPRツールの一つになるというふうな可能性は十分にあると思います。

先日、市長肝煎りで進めてある大河招致、これについての完成度の高いアニメキャラクター、これが決定したようで、サブカルチャーが注目されている現代ですので、そういうの

を活用されるとか、あるいは今回、デザイン料はかかっていないということなんですが、お金を出してデザインをお願いするのではなくて、市民共同参画の一つとして公募してみるのも、ささいなことですが、廃棄物の呼び方を燃やすしかないに変えた、これが大臣の目に留まって柳川に興味を持っていただいて、結果的にごみの減量が促進されて、柳川のPRの一助となったように、何か一つのきっかけになったりすることもあるんじゃないかなというふうに思います。

今日は庁用封筒の話だったんですが、現在、職員がされてある仕事の中には、このように小さなことかもしれないんですけども、お金をかけずに少し工夫をすれば、もっとよくなるのがたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。今後はそのような気づきをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、今年度末で任期を終えられる酒見副市長、大変お疲れさまでございました。自ら3階の廊下をばたばた走られて、駆け回られている姿、大変感心し、好感を持って拝見しておりました。県に戻られてもますますの御活躍を祈念しますとともに、この柳川のことを忘れずに、またお引き立てのほどよろしくお願ひいたします。

以上、一般質問を終わります。

副市長（酒見勇次君）

大変うれしいお言葉を、今、橋本議員からいただきました。また、最終日には議長のお許しをいただいて御挨拶をさせていただきたいと思っておりますけれども、この3年間、議員の皆様、そして、市民の皆様からたくさんのことを学ばせていただきました。4月に福岡県庁に戻って、この柳川で学んだことをしっかり生かして、柳川をはじめ、福岡県のさらなる振興に努めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後1時 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

今回は市営住宅の公園利用について質問をいたします。

公園事業については、平成30年6月議会において質問をいたしております。質問に至った

経緯は、子育て世代が本市の公園事業に満足できないために他市の公園を利用する機会が多い、そういった現状を改善するためでありました。そのために、魅力のある公園整備が必要ではないかと申し上げました。また、将来にわたって維持管理を適正に行い、財政に負担のかからぬよう集約していく必要もあるのではないかと申し上げました。

現在、むつごろうランドの遊具等の施設整備におきましては、当初計画より力を入れていただき、魅力のある公園整備に努めていただいておりますことは大変にありがたいことだと思っております。

昨日、子供と一緒にむつごろうランドのほうに行ってまいりました。天気もよく、穏やかな気候ということもありましたので、私たちのほかにも、幼児から小学校の3・4年生ぐらいに見える子供を連れた4組ほどの御家族が草スキー、ブランコ、散策などをして楽しんでおられました。整備以前に比べますと、格段に公園の利用が増えているなど、このように感じました。今後はさらに利用が増えていくように、子育て世代の希望に応えていくようにしていただきたい、このように思っております。

本市は、将来にわたって地域の活力を維持していくための戦略としての公園事業を第2次柳川市総合計画に盛り込んでおります。そして、安心して子育てができる環境づくりの方向性として、子供が安心して安全に遊べる場の充実に努めることとしております。

前回は、週末などに家族が利用する、ある程度規模の大きい公園の事業について、遊具の充実にについて議論をさせていただきました。今回は、市営住宅などの開発に伴い整備された日常利用している公園について質問をいたします。今回の議論で明確にしたいことは、柳川の公園が柳川市の総合計画に示されているとおりに地域の活力維持に貢献しているのか、子供たちが安心して安全に遊べる場となっているのかであります。

公園は、子供たちが心身ともに健全に成長していくために必要な遊びの場を提供しております。また、遊びの中からルールを学び、社会性を身につけていくために必要不可欠な大切な場所だと私は考えております。この大切な子供たちの居場所を我々大人が責任を持ってつくってあげなければなりません。このことについては令和元年6月議会において、本市の学童保育事業に関連して質問をいたしております。その中で、本市の方向性として、地域の大人たち、学校、教職員、学童の支援員、関係所管の連携、協力を密にして、子供たちの居場所を責任を持って確保するということが確認をされております。それと同様に、地域における子供たちの居場所づくりという観点でも地域、学校、関係所管の連携は必要不可欠だと考えております。

今回は、第2次柳川市総合計画に基づいて実現させようとしている地域の活力の維持、安心して子育てができる環境づくりに加えて、子供たちの居場所づくりを市営住宅の公園利用の現状を見詰めながら、皆様と議論し、考えていきたいと思っております。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いをい

たします。

7番（菊次太丸君）続

ここで、全国に見られる公園と子供を取り巻く環境について紹介をさせていただきます。

近年のまちの公園では、箱型のブランコやジャングルジムなどの子供向けの遊具が撤去され、その代わりに高齢者が使う健康器具を設置するケースが増えております。少子高齢化に伴い、かつての児童公園は名称も変更され、幅広い世代に向けた公園整備を行うようになりました。

20年ほど前から、子供が箱型のブランコに体を挟まれたり、回転する遊具で指を切断する事故が相次ぐようになってからは、これらの遊具は危険とみなされ、撤去されました。その代わりに空いたスペースには高齢者が健康維持を目的とする健康遊具が設置され、子供たちの遊ぶ遊具が減っている現状があります。さらには、この健康器具で遊んでいた子供たちがけがをするケースが増えている、そういう報告を受けた国は、子供の遊具と混在させないとの方針を出して、子供に利用させないように呼びかけております。

今の子供たちは、遊ぶ遊具が減り、使えない遊具が増えただけではありません。以前からボール遊びを禁止する公園も多くありましたが、最近では公園内で大声を出さない、走り回らないといった注意書きも多く見られるようになりました。このように、全国的に見ても公園は子供たちにとってはより一層遊びにくい、そういう場所となっております。

そこで、お伺いをいたします。

子供たちが利用すること、遊ぶことを禁止している市営住宅の公園が複数あると、このように聞いております。子育て世代の一般論としていえば、子供たちの健全な成長のためにこそ公園は存在する、このように考えております。

公園は誰もが自由に利用できる場所だと、このように私は理解をしておりますが、子供たちの公園の利用を禁止する、そのことについて本市の考えをお聞かせください。

建設課長（中村正光君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

本市には市営住宅が14団地ありますが、そのうち、公園を有する市営住宅が9団地ございます。これらの公園は、子供たちの遊び場として、また、入居者などの憩いの場として整備いたしておりますので、子供たちの公園利用を禁止することはあってはならないと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

公園の利用を禁止するようなことがあってはならないと、そのような御答弁でありました。私が受けた相談では、公園で子供たちが走り回ると砂ぼこりが立って洗濯物などが汚れてしまうので、子供たちが遊ぶことができません、どうしたらいいでしょうかというものがご

ございました。そしてまた、子供たちの大きな声や遊具から発生する騒音を不快に感じられて、子供たちに注意をされてある、そういう現状もあるようでもございました。事実、相談を受けたその公園、最近、子供たちが遊んでいる姿を見ませんし、元気に遊び回る子供たちの声を聞いていないように感じております。

これは悲しい限りなんですけれども、本来、誰もが利用していいのが公園でありますので、子供たちの利用を禁止するようなことがあってはなりませんし、それを公言するような人はいないと思います。それなのに、このような相談があるのは、利用禁止というのが当事者間での暗黙のルールとしてあるのではないのでしょうか。そして、子供たちの公園利用を禁止せざるを得ない、そういう問題が地域の課題として認識をされていなかったんじゃないかというふうに思います。もし地域の課題として認識がされているということであれば、行政に対して、現状の改善を行うために情報の共有というのがなされていたと思います。

また、地域住民が子供たちの遊びを迷惑行為というふうに感じて、本人家族に直接伝えることはトラブルになりがちでありますので、直接苦情を言う、そういうことは難しいというふうに思います。

そこで、学校のほうに苦情が来ているというふうに思うんですけれども、学校のほうにはどのような苦情が入っておりますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

菊次議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校に来ております苦情の中で、市営住宅の公園に関する分につきましては、ボール遊びをして建物の壁にボールをぶつけるといったことや、自転車を乗り入れて必要以上に大声を出しながら走り回っている、こういったことが学校への苦情として聞いているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ボールを壁に当てる、そして、自転車を乗り入れて大声で走り回るといったことがあったということですが、では、その学校の対応についてお伺いをします。

苦情に対して学校はどのように対応をされておりますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校におきましては、苦情があった場合、事実確認を行った上で、対象となる児童が判明した場合は個別に指導をいたしますし、判明しない場合でも、そのような事実があった可能性が高い場合は、同様に全校児童に対して指導をいたします。

以上です。

7番（菊次太丸君）

事実確認を行って個別に指導をされると、あと、判明しない、どなたがやったのか分から

ないという場合は全校生徒に対して訴えるということでございました。

指導した子供の保護者にも、どのようなことでどのように指導をしたのか、確実に伝わっているのでしょうか。また、地域にも情報の共有がこれはされていないんじゃないかなというふうに思います。学校内だけでの情報の共有、これでは不十分じゃないのかなというふうに思っております。もしそうでなければ、このことについては改善を図っていただきたいなと思うんですけども、では、子供たちに指導をするときに、どのようなことを禁止しているのか、どのように指導をされてあるのか、お伺いをいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほどのような苦情が学校に入った場合、このような場合での学校での指導内容でございますが、子供たちに対して、何がいけなかったのかを児童自身が分かるような指導を心がけているというところでございます。

具体的には、住宅のすぐそばで大声で騒ぐと家の人は嫌な気持ちになるから、そうした場所では静かにしなくてはいけない、こういったことだとか、いわゆる社会生活を送る上でのマナー、こういった視点で指導を行っているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

社会生活を送る上でのマナーということで、社会通念上、迷惑と考えられるようなことは、住民に対して迷惑になるようなことはいけないよということで指導をされてあるということでありました。それを子供たちに教え、理解させることは大変に重要なことだというふうに思っております。

しかし、今の子供たちの遊ぶ環境を皆様にも考えていただきたいんですが、ボール遊びもできず、声を出さず、走り回らずに、どうやって遊ぶことができるのでしょうか。私だけでなく、皆様も、そして、住民の大半の方々が子供たちを元気いっぱいに遊ばせてあげたいというのは思っていると思うんです。私は子供たちが間違ったことがあれば叱ってあげるのが本当のことだというふうに思っておりますけれども、今、社会は核家族化が進んで、子供と接する機会が減って、子供の声に対して免疫のない人たちが増えております。このような現状を踏まえて、行政は子供たちの遊びの必要性、重要性について、地域住民に対して理解が得られるような働きかけも行いながら子供たちを指導していく、そういう必要があるのではないかと思います。

子供たちの受け止め方は様々です。子供たちは地域で注意され、学校でも指導され、遊びにくさを感じているようです。結果として、遊べなくなって子供たちの居場所はなくなっている、それが今の現状です。これは子供たちだけのせいではないというふうに思っております。公園施設や遊具の設計上の問題もあるのではないかなというふうに思っております。子供たちの行動を改善させることだけでは真の問題解決にはならないと、このように思っており

ます。

先ほどお話ししましたけれども、公園の問題点ですが、公園と建物との間に緩衝地帯がなく、密接しております。子供たちが走り回ればほこりが立ち、洗濯物を汚したり、室内にほこりが入ってくるという現状があります。子供が発する大きな声以外にも、遊具から発生する音が不快に感じるという苦情も聞いております。実際に見てみますと、シーソーは地面と遊具が接するところにゴム製などの緩衝材がない状態でありました。そのため、これを使用すれば当然、騒音ばかりではなくて、その衝撃によって子供たちのけがを誘発するものであるというふうに思います。

子供たちだけが行動を改善するのではなくて、施設、遊具の改善を図っていただいて、子供たちが遊べるよう環境を整える、そういう必要があるんじゃないでしょうか。具体的な改善策についてお伺いをいたします。

建設課長（中村正光君）

具体的な改善策についてお答えをいたします。

まず、1点目の公園と建物の間に緩衝地帯がなく密接しているため、ほこりが洗濯物を汚したり室内に入ってくる問題につきましては、公園と建物の間に新たに樹木の植栽や、公園の一部を芝生化することが考えられますので、維持管理も含めまして団地住民の皆様と協議を行い、早急に改善をしたいと思っております。

次に、シーソーに、地面と遊具が接するところに緩衝材がないとの御指摘ですが、現地確認を行ったところ、議員御指摘のとおり、音だけではなく、けがを誘発するおそれもあることから、緩衝材としてタイヤを埋め込む作業を行い、既に改善をいたしております。

また、建設課職員によりまして、公園を有するほかの8団地につきましても、公園巡視と遊具の緊急点検を行い、安全対策に力を入れて取り組んだところでございます。

今後公園を利用する皆様が安心して安全に遊べる場の充実を図り、改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

早急にシーソーの件は解決をしていただいております。そして、残りの8団地のほうもしっかりと今点検を行っていただいた、そして、問題であった箇所というのも植栽をするような形、芝生でありますとか、そういった形で地域の方々によくよくお話をしていただいて、納得していただく上で改善を図っていただきたいなというふうに思っております。

では、子供たちの遊びについては、それを子供たちの特権としてある程度認めていく必要があるのではないかというふうに私は考えております。子どもの権利条約を批准している日本においても、ある地域では環境確保条例の中に盛り込んで、騒音というくくりの中から子供たちの声を除外しております。そして、この条例の制定によって、地域住民が子供たちの

遊びについて可能な限り認めて協力していくことに努めております。

行政は限度を超える騒音に対しては制限をしなければなりません、子供たちが声を出して外遊びをする必要性と重要性を地域住民の心に訴えていくことも必要ではないでしょうか。これはどの所管がやればいいのかという類いのもではございません。条例の文言によって柳川市民を縛ってしまうことは、私の望むところでもありません。

では、先ほどから学校教育課のほうに連携について御指摘をさせていただきましたが、今後の学校の対応についてお伺いをいたします。

これまで学校においては、地域と共にある学校としてマネジメントされております。地域と協力し、子供たちがトラブルに巻き込まれないように最大限に配慮されていたものと思います。子供たちのために多方面に気を遣いながら対応をしていただいていたことには、本当に感謝を申し上げます。しかしながら、子供たちの居場所をつくってあげたいという思いをもっと強く持っていただきたいとも感じました。そのような思いで教育行政が関係所管、地域ともっと強く連携していれば、今回のような公園施設の不備に対して改善を促して、もっと早くに子供たちが安心して遊べる環境をつくることのできたのではないかというふうに思います。その対応スピードが子供たちの居場所を守ることであり、子供が大事にされているあかしです。それが遊びの必要性、重要性を地域住民に理解していただくためのあるべき姿だと思っております。そのためには、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、連携が重要であります。

今後の行政間の連携、地域との連携をどのように図っていくのか、具体的にお伺いをいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員の御指摘のとおり、行政間の連携により解決できる部分、これは確かにあると考えます。今後、児童・生徒や地域、これから上がってきた学校がキャッチした情報や要望、例えば、今回のような事例では、公園の遊具の不具合等を教育委員会に報告をしていく、そういったシステムをつくりたいと考えております。そして、報告を受けましたら、すぐに公園の管理者であります都市計画課や建設課等に情報提供するなどして解決していくように心がけ、子供たちが安心して遊べる環境をつくっていきたいというふうに考えます。それとともに、御指摘のように、地域と学校、教育委員会の連携にも、例えば、地域懇談会等の様々な機会を捉えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

情報の提供を受けた際には、それをしっかりと上げていくというシステムを構築するということでありましたので、それはぜひよろしく願います。また、地域間にあってその情報が共有をされるように、今コロナ禍でもありますので、学校のほうに地域の方が入ってい

くというのはなかなか難しい状況でもあります。しかし、あらゆる工夫をしながらそれを行っていただきたいなというふうに思います。そして、このシステムを正しく機能させる、そのためには、やはり子供たちの居場所を私たちがつくってあげるんだという強い思いがなければ、こういったいろんな不具合に対してもキャッチしていく、そういう心になっていなければ、機能しないんだろうなというふうにも思っておりますので、そのことについても検討をしていただくようによろしく願いをいたします。

では、公園の遊具の設置についてお伺いをいたします。

地域コミュニティの活力のために、子供から高齢者まで利用できる公園の整備が必要だと思っております。大人たちは子供たちを見守り、子供たちは安心して遊べる、そんな公園を私は理想として思い浮かべます。大人向けの健康器具についての要望は、今のところ地域のほうから上がっておるのでしょうか。

また、現行法によると、遊具と健康器具は一緒に設置ができないようになっておるかと思えますけれども、設置の要望があった場合は、これは設置が可能になるのでしょうか。よろしく申し上げます。

建設部長（松永泰治君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

公園への健康器具の設置要望につきましては、これまでのところございません。

また、遊具と健康器具の設置につきましては、平成26年6月に国土交通省より都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）が作成されており、この指針では、遊具と健康器具の混在を避けるなど、各種安全対策が確保できた場合、設置は可能であると思われま

す。
今後、健康器具の設置要望があった場合は、国の指針や利用状況を踏まえ、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

設置は可能であるということですね。分かりました。

では、今後のビジョンについてお伺いをいたします。

誰もが日常的に利用できるための公園整備、また、住民のニーズに応える公園整備について、今後のビジョン、計画をお伺いいたします。

あわせて、遊具等を充実させていくためには財源が必要であります。限られた財源の中で遊具の充実を図ろうと思えば、公園の集約も考えなければならないのかもしれませんが。

前回もお聞きをいたしましたけれども、公園の集約についてもお伺いをいたします。

建設部長（松永泰治君）

公園の整備につきましては、日常的に利用できる公園や規模の大きい公園ともに、限りあ

る財源の中で新たな公園の整備を行うのではなく、既存の公園を良好な状態で継続的に維持管理していくことを考えております。

具体的に申し上げますと、遊具点検につきましては、これまでの点検方法をより強化するため、今年度より都市公園法に準じて、公園施設製品安全管理士等の点検資格者による点検を行った上で修繕を実施しており、その他の施設につきましても、随時職員による公園巡視を行い、状況に応じて対応するなど、安全で安心して利用していただけるような取組を行っております。

また、施設の老朽化に伴い、大規模な改修が必要になった場合は、地域の子供から高齢者まで多くの方に積極的に利用していただけるよう、地域住民の皆様の意見を反映させながら、改修を実施してまいりたいと考えております。

次に、公園の集約につきましては、平成30年6月議会でお答えしていますとおり、将来的に利用されず、必要性がなくなったと判断した場合、集約を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

柳川市民の全ての方々に使っていただけるように、そのニーズに合った公園の整備に努めていっていただきたいなというふうに思っております。そして、将来的にも利用されなくなってしまう、そういった公園がなくなるように、そういう公園じゃないように整備を進めていただいて、そういった地域づくりもしていっていただきたいなというふうに思っておりますし、それに貢献するのがまた公園の役割でもあろうかというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

今回、子供たちの居場所を考える中で、自分が子供の頃、遊んだときのことを思い出しました。友人とボール遊びをしていたときですが、誤って納骨堂のガラスを割ってしまいました。誰が謝りに行くのかと友人たちの中で一悶着あったんですけども、最終的に私が一人で納骨堂を管理しているお寺の住職さんに謝りに行くことになりました。そのとき、ガラス代を請求されるんじゃないだろうか、また、そのことを伝えたときに親から怒られるんじゃないだろうか、また、住職さんからガラスを割ったこと、そのことについても怒られるんじゃないだろうかと物すごく不安でしたけれども、その住職さんはガラス代を請求するわけでもなく、怒るわけでもなく、逆に、よく正直に話してくれたね、教えてくれてありがとうと私を褒めてくださいました。このとき私はこんな大人になりたいなと思いました。そして、今もそのことを強く覚えております。

子供たちは、やはり不完全で必ずミスをします。しかし、そのときそれを許せる社会であれば、子供たちの居場所は守られます。今回の議論をする中で、私が思ったことは、子供たちの居場所を何が何でも守ってみせる、つくってみせるという強い決意にも似た、そういっ

た思いを持っていなければ、今の社会の中に子供たちの居場所をつくってあげることは難しいと思いました。

その意味で、子供たちの居場所をつくってあげようと思ったださっているであろう市長に、柳川市の代表、大人の代表として今回の議論を通じて感じられたことをお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいというふうに思っております。

子育て世代、子供たちに対して、何か市長のほうのメッセージがあればよろしく願いをいたします。

市長（金子健次君）

菊次議員のお話をお聞きいたしまして、私も小さい頃を思い出したところでもございます。もちろん当時は、子供は外で遊ぶのが当たり前という時代でございました。友達と一緒にあって、公園はなかったというふうに思います。お宮の境内であったり、空き地であったり、様々な遊び場があったと思います。もちろん危ない場所で遊んでいると、周りの大人から厳しく叱られることもありました。今思うと、周りの方々から見守っていただいていたのだとありがたく感じているところでもあります。

今は当時と比べると遊び場と言える場所が少なくなっていると感じたところです。子供の健全な心と体は、遊びの中の様々な体験を通じて成長していきます。また、身近な自然との付き合いの中から生き物の大切さを、集団遊びの中から社会性を学んでいきます。遊びは子供の基本的な権利であるというふうに思います。このため、子供たちが安心して遊べる場所を残していくことも大切なことだと感じております。

もちろん遊ぶときのマナーや友達との関わり方を家庭で示していくことは大切なことだと思います。それと同時に、将来の柳川を担ってくれる子供たちを見守り、遊び場を提供することは私たち大人の責任だというふうに感じております。

市役所内部との連携を密にしていくのはもちろんのこと、学校と地域が連携をしながら、柳川の宝である子供たちを地域で共に守っていくことがこれからも必要であり、子供たちが外に出て遊ぶことが楽しくなるまちづくりが求められていることを今強く感じたところです。

以上です。

7番（菊次太丸君）

子供たちの居場所を大人の責任でもってしっかりつくっていくということで市長と意見が合致したところで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時33分 休憩

午後 1 時43分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。今議会最後の一般質問となります。できるだけ早く終わりたいと思っていますので、執行部におかれましては簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは、議長の発言がありましたので、早速通告に従い一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお聞きをします。

新型コロナウイルス撲滅の切り札とされるワクチン接種が先月から始まっています。まずは医療従事者、その後に高齢者など私たち一般市民への接種が行われると聞いています。

そこで、お尋ねしますが、高齢者などへのワクチン接種のスケジュールと接種までの流れを教えてください。

以後の質問については自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほどお尋ねの高齢者などへのワクチン接種のスケジュールと流れ等についてお答えいたします。

国は国立病院等の医療機関に従事する医療従事者に対し、2月17日から先行接種を始めております。続いて、県が3月中旬から優先接種として市内の医療機関の医療従事者への接種を始める予定です。これに続き、4月以降に本市におきまして高齢者、基礎疾患のある人、高齢者施設等従事者、一般の人の順序で接種を始めていくこととしております。

個人宛てに接種券を郵送しますので、御自身で接種可能な時期が来たことを確認し、接種を受ける場所を選んでいただいて、予約をしてから接種を受けていただくということになります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

さっき接種を受ける場所を自分で選んでいただいとありましたが、それはどうやって選ぶんですかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今現在、医師会と協議を行っておりまして、それは昨日の答弁でもお答えいたしましたように、個別接種と集団接種の方法を考えております。

それで、個人の医療機関の先生方が自分のところで接種してあげていいですよということであれば、そういったところが接種医療機関となります。集団接種も、医師会の先生方が集

団接種に執務していいですよということであれば、うちで会場を設けて、ここでしますということをお知らせします。そして、予約システムによって接種をしていただくというようなことになります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

なるほどですね。

実は次に接種の予約についてお尋ねをしたいと思っておりましたが、そこにも関連してくるんでしょうけど、新聞等の報道によれば、接種の予約の方法として、厚生労働省が設置予定のサイトを閲覧し、接種会場を探し、電話予約をする、または市町村のコールセンターや窓口に電話で予約するというようになっておりますが、実際、本市での予約の方法をちょっと具体的に教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、コールセンターとウェブサイトを開設し、この2つの方法で予約受付を行いたいと考えております。市が送付する接種券を受け取ってから、各自が希望する接種場所を選んで予約をしていただきます。ここには、先ほど言いました先生方が自分のところで打っていいよという医療機関が出てくると思います。あるいはどここの集団接種会場が出てくると思います。

市とは別に、国はコロナワクチン接種総合案内サイト、コロナワクチンナビの設置を予定しており、この案内サイトでは、接種を受けられる医療機関がどこにあるのか、その医療機関がどのワクチンを扱っているのか、現在の予約状況はどうかといった情報が提供され、各医療機関の予約方法などの詳細も掲載される予定と聞いております。

このため、コロナワクチンナビ内の各医療機関の予約方法にも市のコールセンターの電話番号とウェブサイトの情報を掲載することを想定しており、サイトを閲覧して予約する場合もウェブサイトへの入力、またはコールセンターへの電話によって予約をしていただくことになります。

なお、コールセンターのシステムで予約状況を一元管理するため、市役所の窓口や電話での予約は受け付けることはできません。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ちょっと確認ですが、厚労省が設置するウェブサイトで、設置場所なり、どこの医療機関が空いているとかはそこで表示がされるということですね。であれば、そこを見てから市が設置するコールセンターなりウェブサイトで電話なり入力で予約をすればいいということでしょうかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われるとおりです。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございました。分かりました。

次に、接種方法についてお尋ねをいたします。

今までの執行部の説明によれば、接種方法は特設の会場を設ける集団接種とかかりつけの医療機関で接種する個別接種を予定しているということですが、学校や職場、あるいは高齢者施設等での接種は考えてあるのか、お聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

特設会場となる集団接種会場は、保健センターなど市の公共施設を考えております。

お尋ねの学校や職場での接種は、空調や執務いただく医療従事者の確保などの課題がございますので、現時点では考えておりません。

なお、高齢者施設におきましては、優先接種対象者となられる65歳以上の方々が主に入所されておりますので、今後、関係団体等と協議を行い、施設で接種することができるように前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そこら辺もよろしくお願いをしたいと思います。

そうすると、病院や高齢者施設等も今は考えてあるということですが、であれば、かかりつけの病院が市外の場合、あるいは市外の高齢者施設に入所されている、そうした場合は、その市外の医療機関、あるいは市外の高齢者施設で接種することができるようになるのか、ちょっとそこら辺も教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルスワクチンの接種は、基本、住民票がある市町村で接種することとなっております。やむを得ない事情と認められる場合は、住所地外で受けることができることとなっております。そのやむを得ない場合の一つとして、基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合が対象とされております。

基礎疾患を持っておられる方が市外の主治医の医療機関で接種を希望される場合は、市町村によって予約の方法等が異なりますので、直接医療機関にお尋ねいただきたいと思います。

また、市外の高齢者施設等に入所の方につきましては、施設所在の自治体においても関係団体等の協力により施設において接種することが可能となれば、入所施設において接種を行っていただくものと認識しております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

市外の病院については、受けることはできるんですね。ただ、予約する場合はその病院

に聞いてくださいということですよ、いろいろ違うから。

そうすると、先ほどの高齢者施設については、その自治体が認めればできるということなんですかね。ちょっとそこら辺がよく分からなかったんですけど、先ほど課長は市外の高齢者施設についてもできるようにしたいという回答でしたよね。そうすると、先ほど高齢者施設についてはその所在地の自治体がすればという話でしたけど、市外の高齢者施設の予約等について、すみません、もう一度お願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

入所者についても、そういった特別な証明がなくて市外で接種を受けられる要件になります。それで、例えば、隣町の施設におられて、その施設で一斉にあったとき、その施設が市外の人ばってん接種をしてあげましょうといった話になって、本人さんも打ってくださいということで承諾をされれば、市外の方でもその施設内において接種が可能です。接種をすることができます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

高齢者施設については、くどいようですが、医療機関が、はい、分かりました、接種をしましょうとなればできるということなんですね。ということは、そこで一回聞かにかいかなですたいね。そこがされるかどうかを確認をせんなら。 分かりました。

そうすると、ただ、中には接種会場やそうした医療機関に出向くことができない人もおられると思うんですね。その場合はどうなるんですかね。

健康づくり課長（田島雅彦君）

他の自治体では、往診型で接種を検討されているところがございます。本市におきましても、そういった往診型の接種につきまして、医師会と協議をしながら検討をしてみたいと思います。

それで、どうしても医師の先生の力がないと私どもでは業務を完結することができませんので、そういうことについても今後検討をしてみたいと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、新聞で見たんですが、接種に際し、接種券と身分証明書を持参しなければならないと書いてありました。接種券は分かりますが、身分証明書も持っていく必要があるのかどうか。この場合、もし必要だとすれば、身分証明書はどういったのを持っていけばいいのか。

それと一緒に、会場では予診票を記入しなければならないということを書いてあったんですね。もし予診票を記入する必要があるとすれば、なかなかその場で字を書くことが難しい人もおられると思うんですが、その場合、予診票を事前に各家庭に配っておくという方策も

取られるのか、そこら辺はどういうふうには検討されているのか、お聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

接種の際は、接種券とともに、本人確認のため運転免許証、保険証やマイナンバーカードを持参していただきたいと思います。

また、予診票につきましては、接種券を送るときに同封をしたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。

最後にですが、市民への周知方法についてお尋ねをしますが、市民への周知時期や周知方法、あるいは周知の内容等について検討してあれば、お聞かせをお願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市では、ただいま新型コロナウイルスワクチンの接種を受けていただくための接種券の発行準備を行っているところです。この接種券の発送を行うタイミングで、全戸チラシやホームページなどにより接種スケジュール、接種会場や接種方法を案内していきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

分かりました。できるだけ分かりやすいような周知方法をお願いしたいと思います。

確かにまだ国の動向や医師会との協議などで不確実なところもあるようですが、皆さんが接種を受けやすい環境をつくっていただくようお願いをして、この質問を終わります。

それでは次に、大型事業による財政運営への影響についてお尋ねをいたします。

本市では、市民文化会館や、みやま市との共同による火葬・ごみ焼却場建設など、矢継ぎ早に大型事業が進められていますが、市民の中からこれらの事業実施による市財政への影響を懸念する声も聞かれます。

そこで、お尋ねしますが、市民文化会館、火葬場及びごみ焼却場それぞれの総事業費と補助金を除いた市の実質的負担、これらの施設の維持管理費を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

御質問にお答えをいたします。

大型事業の総事業費及び維持管理費ということで、市民文化会館、新火葬施設、新ごみ焼却場の3施設につきまして財政課で状況を取りまとめましたので、私のほうからまとめてお答えをしたいと思います。

まず、総事業費と総事業費に占める市の実質的な負担額についてお答えをいたします。

柳川市民文化会館は、工事費、設計監理費、備品購入費、用地取得費、合わせまして約5,060,000千円となる見込みでございます。

そのうち、市の実質的な負担額でございますけれども、財源として文化会館の整備に使用した国、県の補助金等はございません。市民文化会館のためにいただいた寄付金45,580千円を活用するとともに、合併特例債を4,393,200千円活用する予定にしております。合併特例債の元利償還金に対しましては70%の交付税措置がありますので、寄付金及びその交付税措置分を差し引いた実質的な市の負担額は1,939,180千円となります。

次に、新火葬施設につきましては、柳川市、みやま市で構成される有明生活環境施設組合が事業主体でありまして、その総事業費は2,052,900千円を見込んでおります。補助金等はございませんので、この2,052,900千円を柳川市とみやま市とで負担することとなります。本市の負担額は、負担割合60.8%で、1,217,370千円と見込んでおります。

この財源といたしましては、合併特例債を1,075,300千円活用する見込みでございます。元利償還金に対しましては70%の交付税措置がございますので、交付税措置分を差し引いた実質的な本市の負担額は464,660千円と見込まれます。

最後に、新ごみ焼却場でございますが、これも有明生活環境施設組合が事業主体であり、総事業費を12,150,000千円と見込んでおります。国庫補助金が3,619,430千円ありますので、差引き8,530,570千円を柳川市とみやま市とで負担することとなります。本市の負担額は、負担割合を70.358%で計算をいたしますと、6,001,940千円と見込まれます。

この財源としましては、一般廃棄物処理事業債を5,055,300千円活用する予定としております。その元利償還金に対しましては、補助事業分が50%、単独事業分が30%の交付税措置がありますので、交付税措置分を差し引いた実質的な本市の負担額は3,838,990千円と見込まれます。

なお、建設費に対する柳川市、みやま市のそれぞれの負担金額は、運営開始後、最初の1年間のごみ処理量で清算することとなっていることを申し添えます。

このように、それぞれ算出した大型3事業の金額を合計しますと、本市の負担総額は12,279,310千円になり、また、交付税措置等を除いた実質的な負担額は6,242,830千円となります。

次に、維持管理費についてお答えをいたします。

まず、市民文化会館でございますが、その運営経費は施設の維持管理の費用と市民文化会館で実施する文化事業の費用に分けることができます。御質問の施設の維持管理費は、市職員の人件費を除きまして年間約1億円と見込んでおります。

次に、新火葬施設の維持管理費につきましては、有明生活環境施設組合で必要となる運営経費98,170千円から火葬施設使用料の見込額14,820千円などを除きました83,200千円を柳川市とみやま市とで負担することとなります。負担割合は均等割20%、火葬件数割80%で算出することとされておりまして、令和3年度における本市の負担額は約49,000千円となる見込みでございます。

次に、新ごみ焼却施設の維持管理費につきましては、有明生活環境施設組合での運営経費569,000千円を柳川市とみやま市とで負担することとなります。そのうち、柳川市の負担額は約413,000千円と見込まれます。

なお、運用を開始いたしますと、施設への直接搬入手数料や売電収入が生じますので、その額を差し引くことができますが、今回の試算におきましては加味をいたしておりません。また、施設運営費に対する柳川市とみやま市との負担割合につきましては、年度ごとに過去1年間のごみ焼却量により算出することとされております。

以上でございます。

17番（白谷義隆君）

今の答弁では、本市の実質的負担は3事業で6,242,830千円ということでしたが、では、この実質負担6,242,830千円の財源とその財源ごとの金額を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

この大型3事業についての本市の実質的な負担額6,242,830千円、このうち1,709,930千円につきましては、事業を実施する各年度におきまして、一般財源でありますとか、あと、一般廃棄物処理施設建設及び整備基金で措置をしてきているところでございます。

残る4,532,900千円につきましては、地方債を借り入れていて、償還のための交付税措置がない部分の金額といったこととなります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

さっき17億九千何がしの金額は、一般財源と基金540,000千円を取り崩すということでしたが、基金は540,000千円ということですよ。そうすると、一般財源は幾らですかね。そのまま17億九千幾らから差し引けばいいんですかね。すみません。

財政課長（田中勝裕君）

1,709,930千円のうち、基金で措置しているのが540,000千円ということになります。それ以外の1,170,000千円につきましては一般財源で措置しているところでございますけれども、一般財源と申しましても、その内訳といたしましては、財政調整基金が主なものとなります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

直接一般財源から支出するわけじゃないんですね。ほとんどが財調からですか、取り崩すということ。

そうすると、さっき45億何がしを起債で対応するということですが、その起債の償還期間と年額を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

まず、償還の期間につきましては、借入れの翌年度から15年間ということになります。

また、償還額の年額につきましては、借入れを平成27年度から7年間にわたって行いますので、毎年変動することとなります。このため、一概に一律幾らといったことは言えませんが、仮に償還が始まった平成28年度から償還が完了します令和18年度までの21年間で4,532,900千円を単純に平均いたしますと、1年当たり215,850千円といった金額となります。以上です。

17番（白谷義隆君）

ほとんど起債、あるいは合併特例債等で事業費は賄われているようです。ただ、それでも残った分について、21年間ですが、年に2億どれだけかの金額が新たに必要になるわけです。そうすると、この2億何がしの出費が新たに生ずるわけですが、単純に考えれば、2億円といえば、年間2億円で大きな金額ですから、財政運営に影響を与えるように思われますが、そこはどのようなふうを考えてあるのでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

先ほど申し上げましたように、単純平均ということではございますけれども、1年間当たりの償還額215,850千円ということになります。

この償還費用を市の財源で措置する必要がございます。市では、合併特例債の多額の市債償還への備えといたしまして、合併特例債借入総額のうち、137億円を超える額の30%相当額を減債基金に積み立ててまいりました。平成28年度の時点でその30%相当額41億円の積立てが完了したところでございます。また、そのうち24億円につきましては、後年度の公債費負担の軽減効果、これを早く出すために既に繰上償還に活用しているといった状況もございます。

令和元年度末時点で減債基金残高は3,073,000千円となっております。この減債基金を積立ての目的に沿いまして償還財源に活用したいというふうに思っております。また、それで不足する額というものもございます。これにつきましては、事務事業の見直し、建設事業の抑制などの歳出抑制策とふるさと納税の推進など歳入増加策を併せて進めることで、適切な財政運営を図ってまいりたいと思っております。

誤解があるといけませんので、少し補足をさせていただきますと、減債基金30億円を全て取り崩すといった財政運営を前提としているわけではございません。行財政改革の取組をしっかりと進めながら、できるだけ取り崩す額が少なく済むような努力をしなければいけないというふうに思っているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

実際に減債基金が30億円あるけど、どれだけ使うかはそのときの財政状況で違うというふ

うに理解をしておけばいいんですね。それでも明らかに不足する15億円、それとプラスアルファ、その分については、当然、21年といえども、その間に財源の手当てをしていかなければならないということは事実なんでしょうけど。

そういうことも含めて、実は財政計画によれば、借金である公債費の償還額は年々増大をしております。今の話でも公債費は増えるわけですが、市民文化会館やごみ焼却場の償還が本格化すれば、まだ据置きの部分もあるうし、今後さらに増えるものと思われれます。また、基金も、先ほどからいろんな基金を取崩しされているようですが、財政計画では、平成30年度の基金残高が120億円です。ただ、令和5年度には半分の60億円と予想をされており、毎年10億円を超えるペースで減少しております。

厳しい財政運営が進んでいくように思われますが、市長の見解をお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

少し細かい説明をさせていただきたいと思いますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、現行の中期財政計画によりますと、令和5年度末の基金残高は、議員おっしゃるとおり、約60億円と見込んでおります。令和元年度末の残高が128億円ですので、68億円の基金を取り崩すこととなりますので、今後も同様の取崩しが続くのならば、基金が枯渇するのではないかという懸念があるのは承知をいたしております。

基金のうち財政調整基金及び減債基金以外の、いわゆる特定目的基金と言われます一般廃棄物処理基金などは大型事業などの財源として活用するために、あらかじめ積み立てておいた基金であります。また、財政調整基金につきましても、各年度の決算剰余金を後年度の大型事業等による財源不足に対応するために積み立ててまいつているという部分もございます。

したがいまして、大型事業の進捗に伴いまして財源として取崩し、基金額が一定程度減少していくことは想定した状況でもございます。ただ、そうはいいましても、財政調整基金につきましては、年度間の予算増減の調整だけではなくて、大規模災害等の不測の事態に対応するために積み立てておくと、そういった目的もある基金でございますので、一定の水準を確保しておく必要があると考えます。

平成30年度策定の現行の中期財政計画策定時点から既に2年以上が経過しており、新たな財政需要、大規模災害への備え、公共施設の個別施設計画策定などによりまして想定されました中・長期的な施設の維持経費、国の地方債制度の見直しなど、様々な状況が変化をしております。これらを反映させた中期財政計画を新たに策定し、一定水準の財政調整基金を維持できる財政運営を実現するべく、第4次行革の取組、各施策を着実に進めなければならないと、そういうふうを考えているところでございます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

財政運営のことを聞けば必ず出てくる話が、財政計画に基づいて適正な財政運営に努めますとか、あるいは行財政改革を進めていきますとかいう答弁があります。

先ほどの答弁の中でも行財政改革を進めていきますということで、今回も第4次行革を進めていきますということで、実は通告はしていなかったもので、分かればいいんですが、ただ、ここの中で行財政改革の各施策を確実に進めていきますとさっき言われましたが、その進めていく施策と、どう進めていこうとしてあるのか。通告していませんので申し訳ないけど、分かれば教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

行革の分につきましては、資料も少し手持ちでございますので、それを見ながらお答えできる部分をお答えしたいというふうに思います。

第4次行革は令和2年から8年までの7年間でやることといたしております。市民協働、人材育成、それから、財政運営、組織といったことで、4つの大きな柱があります。

財政運営で取り組みますのが、財政運営の行革目標といたしましては、持続可能な財政運営と公共施設の最適化といった項目で取り組むこととしております。その中でも、5つ項目立てをしております。自主財源の確保、適切な支出管理と事務・事業の見直し、事業の重点化、公共施設の適正管理、それから、機動的・戦略的な財政運営と。

少し具体的に申し上げますと、例えば、自主財源の確保といったことで申し上げますと、数値目標を2つ掲げております。1つが新たな財源の開拓といったことで、令和8年度までに自主財源を具体的に1億円増やすといった取組を掲げております。自主財源といいますのは、市税、分担金、負担金、使用料、手数料、それから、寄付金、諸収入、財産収入でございますけれども、この中で10,000千円を超えるような確保が見込めるものとする、寄付金であるとか、あとは財産収入、土地の売払い収入ぐらいしかないのかなと現実的に思います。そこら辺をしっかり進めていきたいということで、今年度もふるさと納税の取組を強く進めたところでございます。また、数値目標2の既存歳入の底上げといったことでいえば、市税の徴収率を具体的にここまで上げたいという数値目標を掲げております。具体的に言いますと、現年度分で99%、滞納分で23%、厳しい目標だとは思っておりますけれども、これが実現するならば、徴収率アップ分で現年分だけで20,000千円の増収といったこととなります。そういったところを具体的に進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

通告していなかったもので、答弁いただけるかどうか分からなかったんですけど、詳しく説明をしていただきまして、ありがとうございます。

その中でも、ふるさと納税の話が出ました。ふるさと納税、新聞で見れば今年度は4億だけと出ておりましたね。説明では、半分ぐらいは手数料だろうということで、それでも

2億円を超える金額がふるさと納税で入ってくるということは、本市の財政規模からすればとても大きな金額だと私も思います。これについては十分力を入れながらしていく価値はあると思います。ただ、ふるさと納税は必ずしも恒久財源にはならないと私は思っているんですね。相手のある話ですからね。出れば助かります。確かに大きな財源になりますけど、あまりふるさと納税だけを当てにして、それを恒久財源とするのはやっぱりちょっと慎重にした方がいいと思います。

それと、先ほど行革の中で自主財源の確保という話が出ましたね。第4次じゃなくて、その前までも実は自主財源の確保という項目があるんですね。あるいはその中には税金の滞納の問題、あるいは公営住宅等の使用料の問題、それと別個に、補助金の見直しについても今までの行革大綱の中にうたってあるんですね。それについて議会でも何回となく税金の滞納、公営住宅使用料の滞納について、もう少しちゃんとした対応をすべきじゃないかということも多く議員から質問がっております。また、補助金の見直しについても、議会の中で補助金の見直しを進めるべきじゃないかということも前からっております。ただ、実は今、課長が言われましたけど、それらも全く進んでこなかったんですね。行革大綱に上がっているけど、滞納についても補助金見直しについても進んでこなかったんですね。

ですから、難しいことはあるかもしれませんが、先ほど課長も言われましたように、行革大綱でうたっているわけですから、そこら辺をもう少し進めていただきたい。この話はさきの議会でも再三取り上げられてきておりますが、なかなか結果として見えてきていません。そのことだけを指摘しておきたいと思います。

それでは、先ほど維持管理費についての説明をいただきましたが、建て替え前の維持管理費との増減を施設ごとに教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えをいたします。

既存施設と新施設との維持管理費の差額でございますけれども、まず、市民文化会館につきましては、先ほど答弁しましたとおり、維持管理の費用を年間に1億円程度と推測しております。従来の市民会館維持管理費は約24,000千円でございますので、その差額は76,000千円となります。

次に、新火葬施設の柳川市の負担額は約49,000千円と見込まれますが、従前の有峰苑に係る令和元年度の柳川市の負担金は約38,000千円でしたので、およそ11,000千円の負担増加と予測しております。

最後に、新ごみ焼却施設の運営経費、柳川市の負担額は約413,000千円と見込んでおりますけれども、現在の塵芥処理費につきましては約407,000千円でございますので、6,000千円の負担増加ということで予測をしているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

3 施設の維持管理費が年間562,000千円、増額分が93,000千円、これには補助金とか、もちろん合併特例債は使われませんが、しかも、これは施設がある限り毎年必要になる金額ですが、この増額分だけでも1億円あります。その費用を今から捻出しなければならないわけですが、どのようにその財源を確保しようとしているのか、お聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

まず、維持管理費につきましては、必要な業務の精査、運営の工夫など、可能な限りの経費抑制を図らなければなりません。しかしながら、これらの工夫を重ねた上でも、申し上げましたように、維持管理費の増加が見込まれております。この増加する経費の財源をどう手当てするのかといったことですが、当然のことながら、全てを受益者負担ということにはできません。また、市の財源も限られておりますので、いかに有効に財源を活用し、行財政運営を行っていくかといった視点で考える必要がございます。

御質問の維持管理費の増加につきましても、ほかの事業予算と同様に、財政計画に計上し、収支の均衡を図っていかねばなりません。したがって、維持管理費を新たな中期財政計画に適切に計上した上で事業間の調整を行い、あわせて、歳入についても見通しを立て、収支の均衡を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

中期財政計画に計上し、収支の均衡を図っていかねばならない。当たり前のことですが、もともと、本来、この維持管理費については計画段階から事業費と併せて議論すべきもので、事業費を財政計画に計上する際に、当然、同時に私は計画書に上げるべきだろうと思います。

先ほど文化会館の維持管理費の中で自主事業が含まれていないことがおかしいなと思っていたんですが、恐らく先ほど課長から文化事業だということで含まれなかったんだろうと思います。

ただ、これは施設がなければ自主事業をする必要はないわけですから、ある意味では施設と一体となったわけでしょうから、果たしてどうなのかなという疑問は生じますが、文化会館の実施計画時に、昨日もちょっと言葉が出たんですけど、パブリックコメントが実施されておりますね。その中で、こうした意見が寄せられているのを記憶していますが、開館後5年ぐらいの運営費を示していただかないと私たちは納得できないという意見が寄せられておりました。恐らく教育委員会の方は覚えておられると思いますが、私は当然のことだろうと思います。こうした事業費なども、単に施設だけの維持じゃなくて、その施設に伴う費用はやっぱり最初から議論をすべきだろうと思うんです。そして、これらもやはり最初から財政計画には計上していく、それが当然のことだろうと。でなければ、あとの費用がどれくら

いかかるのかは明らかにできませんからね。

それでは、次に行きます。

今まで申し上げてきましたが、本市の財政は決して豊かではありません。市の財政を危惧する声も多くあります。それでも、これから必要な事業は進めていかなければなりません。かといって、必要なものは何でもというわけにはいきません。財政的に裏打ちされたものでなければなりませんし、そうしたとき、新たな財源をどう確保していくのか、その新たな財源を捻出するためには、既存の何かを削るか、あるいは新たな自主財源を見いださなければならぬのは、先ほどの課長の答弁でも明らかです。ただその場しのぎだけの帳尻合わせでは何の解決にもならず、財政の破綻を招くだけだと思っております。

今後の財政運営について市長の見解をお聞かせください。

市長（金子健次君）

白谷議員から大型事業の実質的な負担額及び維持管理の財源をどうやって確保するのかといった点について、様々な御意見を先ほどいただきました。これについては、財政課長が答弁したとおり、維持管理費を的確に把握し、財政計画に計上した上で必要な財源の確保をしなければなりません。事業の選択と集中、経常経費の一層の削減などの歳出抑制を進め、持続的な財政基盤の確立を図りながらも、行政サービスの低下は可能な限り避けなければなりません。

そのためにも、自主財源の確保策を強化することも極めて重要となってまいります。令和2年度はふるさと納税推進の取組により大きな成果を上げることができましたし、人口減少により税収増加が見込めない中、貴重な財源の確保となりますので、引き続き取組を進める必要があると考えております。

今後も行財政改革の取組を着実に進めながら、持続可能な財政基盤の確立に向け、適切に対処することが重要であるというふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございました。市長の心強い答弁を聞いて、安心をいたしております。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日4日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日4日は休会としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日4日は休会とすることに決定いたしました。
以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後2時34分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和3年3月15日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	伊藤法博	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	16番	緒方寿光
17番	白谷義隆	18番	田中雅美
19番	樽見哲也	20番	三小田一美
21番	藤丸正勝		

2.欠席議員

14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
-----	------	-----	-------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	酒見	勇次
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	白谷	通孝
市民	部長	椛島	謙治
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	松藤	満也
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦
総	務課長	武田	真治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第10号)について

議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員長報告について

議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算について

議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算について

議案第16号 市道路線の認定及び変更認定について

教育民生委員長報告について

議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
について

議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について

議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
予算審査特別委員長報告について

議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算について

日程(3) 議案の上程について

議案第23号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第11号)について

議案第24号 令和3年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について

議案第25号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第26号 柳川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第27号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程(4) 報告について

報告第8号 専決処分の報告について(専決第8号 和解及び損害賠償額
の決定について)

報告第9号 専決処分の報告について(専決第9号 和解及び損害賠償額
の決定について)

日程(5) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出につ
いて

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまより本
日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(藤丸正勝君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和3年第2回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月12日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部提出の議案第23号から議案第25号までの3議案と議員提出の議案第26号及び議案第27号の2議案を合わせた5議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、5議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、5議案とも即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることといたしております。

日程5が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

日程第2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第2号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「5,574万9千円」を追加し、補正後の予

算総額を「430億5,964万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、中島谷垣開線道路整備事業の進捗状況について、消火栓工事負担金の工事内容について、ふるさと寄付金事業に係る事務費の具体的な内容及び寄付者の管理方法について、図書館本館第2駐車場用地購入に係る購入用地の現在の状況について、減収補てん債の取り扱いについて、一時借入金の借入限度額の変更理由についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第9号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第12号 原案可決

本案は、柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の算定方法において、現在、日額報酬の職員と月額報酬の職員では、欠勤等で報酬が減額された場合、支給額に不均衡が生じているため、この不均衡を是正するなどの改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第13号 原案可決

本案は、柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ふるさと納税については、現在、寄付額と同額を基金に積み立てることとしているが、適切な財政運営を図るため、寄付金の額から寄付金の募集に要する経費を差し引いた額を基金に積み立てる仕組みに改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了い

たしましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第10号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「15億1,262万7千円」、事業費用が「14億2,678万7千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「11億4,011万6千円」、支出を「14億2,547万8千円」計上し、不足する「2億8,536万2千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第11号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、下水道事業収益が「8億2,848万1千円」、下水道事業費用が「8億1,982万4千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「2億4,430万6千円」、支出を「5億5,872万7千円」計上し、不足する「3億1,442万1千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、下水道事業の全体計画に対する整備率、下水道への接続率についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第16号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

道路整備事業等に伴う3路線の新規認定及び市道の延伸等に伴う4路線を変更するものです。

審査の過程において、柳河西蒲池2号線についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第3号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

国県からの新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に対する補助金、交付金などを増額補正するとともに、決算見込みによる予算の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ「1億5,717万1千円」増額し、補正後の予算額を「90億8,894万2千円」とするものであります。

審査の過程において、歳出における普通交付金償還金と歳入における保険給付費等交付金の関連性について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第4号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い必要な額を減額するもので、歳入歳出それぞれ「1,789万円」減額し、補正後の予算額を「10億8,238万3千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第6号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「87億6,385万6千円」とするものです。

審査の過程において、予算編成の基礎における1人あたり保険給付費について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第7号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「11億2,800万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第8号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「35万3千円」とするものです。

審査の過程において、未納者に対する督促の方法や、未納者への処置等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてであります。

現在の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日で満了するため、令和3年4月1日からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

2月26日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、令和3年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに331億2,100万円で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして6億3,900万円、率にして2.0パーセントの増額となっています。

令和3年度の予算編成は、本年4月が市長の改選期に当たりますことから、いわゆる骨格予算として編成されています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、個人市民税の増額の理由、個人市民税及び固定資産税の滞納繰越分の減額の理由、地方交付税及び地方特例交付金の見込み、児童福祉費、老人ホーム及び市営住宅等

の滞納の状況、財政調整基金の状況、地域生活支援費の減額の理由等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費で、会計年度任用職員の配置の状況及び制度開始前後の処遇の違い、総務費で、地方バス運行補助金の増額理由、ふるさと寄付金納付システム使用料の増額の理由、市民協働まちづくり補助金の補助対象事業の内容、民生費では、ボランティアセンター運営委託料及びファミリーサポート運営委託料の事業内容、ひきこもりの状況、通所型介護予防事業教室委託料の増額理由、衛生費では、健康診査がん検診事業費とがん検診推進事業費の違い及び内容、特定空家等解体事業の行政代執行の状況、一般廃棄物収集運搬委託料の内容、農林水産業費では、新規作物調査研究業務委託料の内容、博多和牛ブランド強化対策事業補助金の増額理由、商工費では、イルミネーション補助金の事業内容、中島イノベーションセンター管理運営業務委託料の今後の考え方、柳川観光V字回復キャンペーン事業委託料及び柳川宿泊応援キャンペーン事業委託料の内容、土木費では、中島谷垣開線道路整備事業費の用地購入費及び物件補償費の内容、高橋中牟田線道路整備事業費の用地購入の状況、市営住宅改善事業費の事業内容について、消防費では、自主防災組織補助金の交付団体、消防関係車両の更新時期、教育費では、学校ICTアドバイザーの配置状況、蒲池中学校校舎大規模改造工事の内容、市民文化会館自主事業実行委員会の事業内容、市民文化会館費の備品購入費の内容等について質疑がありました。

総括では、委託料の委託内容及び補助金交付事業の内容の精査、及び補助金の見直しについて、市債残高を削減するような施策の立案、庁舎統合に関する今後の考え方、各種基金の残高についての今後の見通し、コロナ禍での観光政策の立案、近年の政策的経費の推移等について質疑や意見がありました。

また、市外からの観光客だけでなく、市内在住の方に対してもおもてなしの心を持った予算計上を行ってほしいという賛成討論が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第10号)については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤丸正勝君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤丸正勝君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市ふるさと元気応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第10号 令和3年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 令和3年度柳川市下水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 市道路線の認定及び変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 令和2年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 令和2年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 令和3年度柳川市一般会計予算について討論を行います。まず初めに、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第23号から議案第27号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（藤丸正勝君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第23号から議案第25号までの3議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。今議会で当初に提案をいたしました全ての議案に全員賛成という形で御承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、日程3、議案第23号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に15,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43,074,854千円としようとするものであります。

歳出では、総務費で11,762千円を増額補正しております。

内容としましては、小川洋知事の辞職に伴う福岡県知事選挙に係る経費を計上するものです。

次に、農林水産業費では3,446千円を増額補正しております。

内容としましては、国の補正予算を活用した台風10号被災施設等の再建、修繕等に対する補助金を計上するものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

県支出金では農業機械・施設災害復旧支援事業費及び福岡県知事選挙費15,208千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、農業機械・施設災害復旧支援事業費など2件につきまして

翌年度への予算繰越しを御提案しております。

次に、議案第24号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に11,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33,132,858千円としようとするものであります。

歳出では、総務費で11,858千円を増額補正しております。

内容としましては、小川洋知事の辞職に伴う福岡県知事選挙に係る経費を計上するものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

県支出金では福岡県知事選挙費11,858千円を増額補正しております。

次に、議案第25号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

概要を申し上げますと、令和3年2月4日午後2時30分頃、柳川市会計年度任用職員が運転する公用車が柳川市三橋町久末1008番地3付近の信号のない幹線水路沿いの交差点を北方面へ直進中、左側から走行していた軽自動車と衝突し、相手方車両の前方部を破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を1,033,792円と決定し、相手側と示談を行おうとするものであります。

なお、決定した損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填されます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議員提出の議案第26号及び議案第27号の2議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

17番（白谷義隆君）（登壇）

議案第26号及び議案第27号について提案理由を申し上げます。

議案第26号 柳川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、出産に係る長期欠席の期間を議員報酬の減額等から除外することにより、安心して議員活動ができる環境整備を図るものです。

次に、議案第27号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、多様な人材の市議会への参画を促進するため、会議欠席事由を明文化するとともに、出産に配慮した環境整備を図ることと、押印廃止の政府の政策動向を踏まえた請願に係る署名押印の見直しについて全国市議会議長会の標準会議規則が改正されたことを受け、柳川市議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただくようお願いをいたします。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、5議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより5議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第23号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第11号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 令和3年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 和解及び損害賠償額の決定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 柳川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第27号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

日程4 報告について。

報告第8号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第9号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第8号及び報告第9号 専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年2月26日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、柳川市三橋町垂見1番地3に設置しているカーブミラーが長年の風雨等により劣化したことに伴い、カーブミラーから水滴及び塗料が飛散し、隣接する店舗の壁面を変色、同地番の民家のブロック塀を破損及び変色させたものです。

この事故に係る損害賠償額を報告第8号では63,800円、報告第9号では68,200円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（藤丸正勝君）

日程5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事項調査を令和4年3月31日まで付託されたいとの申出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申出のとおり所管事項調査を令和4年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本件は申出のとおり所管事項調査を令和4年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和3年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会議員 河村好浩

柳川市議会議員 三小田一美